

平成 2 5 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 5 年 9 月 3 日開会

平成 2 5 年 9 月 2 4 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 5 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 3 日

平成25年第3回北杜市議会定例会（1日目）

平成25年9月3日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 認定第1号 平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第4 認定第2号 平成24年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第5 認定第3号 平成24年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第6 認定第4号 平成24年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第7 認定第5号 平成24年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第8 認定第6号 平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第9 認定第7号 平成24年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第10 認定第8号 平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第11 認定第9号 平成24年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第12 認定第10号 平成24年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第13 認定第11号 平成24年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第14 認定第12号 平成24年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第13号 平成24年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第16 認定第14号 平成24年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第15号 平成24年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第16号 平成24年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第17号 平成24年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第18号 平成24年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第19号 平成24年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 認定第20号 平成24年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第23 認定第21号 平成24年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第24 認定第22号 平成24年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第25 報告第8号 平成24年度北杜市健全化判断比率報告の件

- 日程第26 報告第9号 平成24年度北杜市資金不足比率報告の件
 日程第27 報告第10号 平成24年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件
 日程第28 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
 日程第29 議案第69号 北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する
 条例等の一部を改正する条例について
 日程第30 議案第70号 平成25年度北杜市一般会計補正予算（第2号）
 日程第31 議案第71号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第32 議案第72号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第33 議案第73号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第34 議案第74号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第
 1号）
 日程第35 議案第75号 平成25年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）
 日程第36 議案第76号 平成25年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第37 議案第77号 動産の購入について（情報系パソコン）
 日程第38 同意第4号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任
 について議会の同意を求める件
 日程第39 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
 日程第40 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
 日程第41 諮問第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
 日程第42 選挙第2号 釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
 日程第43 請願第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための
 請願書

2.出席議員（22人）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 上村英司 | 2番 小野光一 |
| 3番 齊藤功文 | 4番 福井俊克 |
| 5番 輿水良照 | 6番 加藤紀雄 |
| 7番 原 堅志 | 8番 岡野 淳 |
| 9番 中山宏樹 | 10番 相吉正一 |
| 11番 清水 進 | 12番 野中真理子 |
| 13番 篠原眞清 | 14番 坂本 静 |
| 15番 中嶋 新 | 16番 保坂多枝子 |
| 17番 千野秀一 | 18番 小尾直知 |
| 19番 渡邊英子 | 20番 内田俊彦 |
| 21番 中村隆一 | 22番 秋山俊和 |

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

13番 篠原 眞 清

14番 坂本 静

15番 中嶋 新

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市 長	白倉 政 司	副 市 長	堀 内 誠
総 務 部 長	伊 藤 精 二	企 画 部 長	坂 本 正 輝
市 民 部 長	伊 藤 勝 美	福 祉 部 長	山 田 栄 明
生 活 環 境 部 長	由 井 秀 樹	産 業 観 光 部 長	浅 川 一 彦
建 設 部 長	伏 見 常 雄	教 育 長	藤 森 顕 治
教 育 次 長	大 芝 正 和	会 計 管 理 者	平 井 光
監 査 委 員 事 務 局 長	小 尾 善 彦	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 健 教
明 野 総 合 支 所 長	五 味 正	須 玉 総 合 支 所 長	横 森 弘 一
高 根 総 合 支 所 長	梶 村 宗 弘	長 坂 総 合 支 所 長	田 中 幸 男
大 泉 総 合 支 所 長	斉 藤 正 一	小 淵 沢 総 合 支 所 長	長 坂 隆 弘
白 州 総 合 支 所 長	進 藤 勝	武 川 総 合 支 所 長	神 宮 司 浩
建 設 部 次 長	清 水 宏	政 策 秘 書 課 長	高 橋 一 成
総 務 課 長	赤 羽 久	企 画 課 長	篠 原 直 樹
財 政 課 長	斉 藤 毅		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	坂本 吉彦
議会書記	山内 一寿
〃	田中 伸

開会 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

平成25年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

今年は「これまでに経験したことのないような大雨」などと表現される集中豪雨で7月には山口県・島根県で、8月には秋田県・岩手県および西日本など広範囲で大きな災害が発生いたしました。被害に遭われました皆さまに心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

このような中、去る9月1日には多くの市民や関係機関のご参加のもと、大規模地震等の災害に備えた北杜市総合防災訓練が大規模に行われ、また各地区におかれましてもそれぞれの地域の実情に合った実践的な訓練が行われました。改めて日ごろの備えの大切さを痛感したところであります。

さて過日執行された参議院選挙も自民党の大勝利でねじれ国会も解消され、安定経済政策の期待も大きいところですが、国内の経済状況を見ますと景気の足踏み状態が続き、地域経済や雇用は依然として厳しい情勢であり、地方が明るさを取り戻し元気になるにはまだまだ時間がかかる状況にあります。一日も早く国民一人ひとりが豊かさを実感できるよう望むところであります。

今後、国・地方ともに真に効果的な、将来を見据えた施策が進められることを期待するところであります。

今議会は平成24年度各会計の歳入歳出決算の認定などの議案が提出されております。

議員各位におかれましては健康にご留意の上、十分な議案審議をいただきますとともに円滑な議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

本日の出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、平成25年第3回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき市長から通知がありました。提出議案は認定22件、報告4件、同意1件、諮問3件、議案9件です。

次に今定例会において受理した請願は、お手元に配布のとおりであります。

次に7月4日に全国市議会議長会第192回理事会が東京都において、7月11日にはリニア中央新幹線建設促進山梨経済団体協議会が甲府市において、7月12日には甲斐の塔維持管理委員会が甲府市において、7月18日・19日には山梨県市議会議長会事務局職員研修会が松本市において、7月24日には関東市議会議長会正副会長、支部長会議が横須賀市においてそれぞれ開催され、私が出席いたしました。

また8月9日には山梨県市議会議長会議員合同研修会を北杜市において開催し、議員20名が参加いたしました。

次に教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、北杜市教育委員会自己点検・評価報告書が提出されました。あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

次に監査委員から5月および6月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会 小尾直知君、報告をお願いいたします。

小尾直知議員。

○18番議員（小尾直知君）

平成25年第2回峡北広域行政事務組合議会報告書

峡北広域行政事務組合議会の報告をさせていただきます。

平成25年第2回峡北広域行政事務組合議会臨時会が7月17日に開催され、齊藤功文議員、輿水良照議員、加藤紀雄議員、相吉正一議員、清水進議員、野中真理子議員、篠原眞清議員、秋山俊和議員と私の9人が出席いたしました。

提出された議案は承認案件1件、契約案件1件の2件であります。

議案の概要について、説明いたします。

まず承認案件の専決処分の承認を求めることについて、峡北広域行政事務組合職員の給与の臨時特例に関する条例の制定であります。

この条例については、構成市の一般職員の人件費が削減されることに伴い、組合職員の人件費の均衡を図るため職員の人件費を削減する必要があり、議会を招集する時間的な余裕がないため専決処分したものであります。

次に契約案件の消防救急無線デジタル整備工事契約締結についてであります。

この契約については、条例で定めるところにより議会の議決を得る必要があることから提出されたものであります。

以上2議案、いずれも原案のとおり承認・可決されました。

これで、峡北広域行政事務組合議会臨時会の報告を終わります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

大変ご苦労さまでした。

以上で諸報告は終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

13番議員 篠原眞清君

14番議員 坂本 静君

15番議員 中嶋 新君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月3日から9月24日までの22日間といたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月24日までの22日間とすることに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第3 認定第1号 平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第4 1 諮問第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件までの39件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成25年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに提出いたしました案件につきまして、その概要を説明申し上げ議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年の夏は平年と比べ10日以上早い梅雨明けとなり、その後、観測史上数々の記録を更新した猛暑、また日本海側を中心とする局地的な大雨、一方、北日本と東日本各地では記録的な少雨と日本列島では雨の降り方が二極化するなど異常気象となりました。

本市においても猛暑に加え少雨による水不足から出穂期における米への被害が心配されましたが、生産者のご苦勞により今年も黄金色に輝き始めており、良質な梨北米が収穫されることを期待するところであります。

今月に入り朝晩はだいぶ過ごしやすくなったとはいえ、日中は厳しい残暑が続いておりますので、市民の皆さまには体調管理に十分ご留意していただけますようお願い申し上げます。

さて安倍内閣が誕生して8カ月余り、ねじれ国会も解消し安定した政権のもと国民一人ひとりが安心して生活できる豊かな国づくり、アベノミクス効果が早期に地域経済に表われるような政策に迅速かつ的確に取り組みされるよう期待するところであります。

本市においては財政の健全化に努め、健全化判断比率の実質公債費比率が昨年度の17.5%から2ポイント改善して15.5%となり、将来負担比率につきましても79.4%となり、昨年度の99.5%から20.1ポイントの大幅な改善が図られております。

また去る7月23日に本市の普通交付税の額が決定され、前年度対比で若干増額し116億1,100万円余となりました。普通交付税は、国が市町村合併を進めるための特例措置として合併後10年間は手厚い配分がなされますが、その後の5年間で段階的に縮減されることとなっております。

国も先が見えない不安定な時代でありますので、市では国の動向を注視するとともに財政健

全化に向けた取り組みとして、引き続き税収の確保、市債の発行抑制、経常経費や公共事業費の削減等の行財政改革を進め、市民の皆さまに安心していただける、後世に負を残さない持続可能な市政運営を行ってまいりたいと考えております。

ところで北杜高校2年生の平井彩音さんが、6月に長野県で開催された全日本グラススキー選手権において第2位、7月にはオーストリアで開催されたジュニア世界大会において第4位という優秀な成績を収め、今月行われる世界選手権大会に日本代表として出場することとなりました。

また、先月25日に横浜市で行われた全国高校ギター合奏コンクールにおいて、北杜高校ギター部が大会最高賞の最優秀賞を受賞しました。

これらの素晴らしい活躍を喜ぶとともに大きな拍手を送り、これからのさらなる活躍に期待するところであります。

本年はJR小海線が小淵沢・清里間開業80周年を迎えました。去る6月23日には清里駅で記念イベントが開催され、私も一日駅長として参加してまいりました。JR長野支社では沿線市町村と小海線の旅による情報発信を続けていただけることから、小海線が本市の観光振興の発展に寄与されることに期待を寄せているところであります。

本年で37回目となる全日本ジュニア障害馬術大会が本年も8月1日から4日間、小淵沢の県馬術競技場において開催され、全国から185人馬が出場し優勝を争いました。大会3日目には常陸宮華子妃殿下にご観覧をいただきました。妃殿下は選手への激励、関係者にはねぎらいの言葉を送られ、大会を盛り上げていただきました。

本年も7月28日の八ヶ岳ホースショー in こぶちさわを皮切りに増富ラジウム温泉峡湯祭り、北杜ふるさと祭り、明野ふるさと納涼まつり、大泉ふるさと夏祭り、甲斐駒エリアふるさと祭りなどが開催され、多くの市民をはじめ県内外の皆さまにふるさと北杜市の夏を楽しんでいただきました。

また、いまや北杜の夏の風物詩となっております北杜市明野サンフラワーフェスでも関東や中京圏など県内外から20万人を超える皆さまにお越しいただき、日本一の太陽の日差しのもと60万本のヒマワリを満喫していただきました。

それぞれの実行委員会など関係者の皆さまのご尽力に、改めて感謝を申し上げます。

そのほかにも夏のイベントとして定着した清里フィールドバレエは、今年で24回の開催を数え素晴らしいステージを披露し、観客の皆さまに一流の文化をご覧いただきました。

これから秋にかけてポールラッシュ祭や八ヶ岳ロードレースなどのイベントが計画されております。

多くの皆さまに北杜市へお越しいただき、一流の田舎まち北杜に触れていただきたいと思っております。

なお、須玉町津金地区においては毎年開催されていたりんご収穫祭りは開花時期に低温と霜の被害に遭い、リンゴの収穫が見込めないことから今年は残念ながら中止と決定されました。ご苦労された生産者の皆さまの心中を思うと大変残念に思いますが、来年は実り多き秋を迎え盛大に開催されることをお祈り申し上げます。

さて、北杜市が誕生してから今年で9周年を迎えます。11月1日には高根ふれあい交流ホールにおいて記念式典を挙行いたします。当日は多くの関係者をお招きして、市政発展等に功績

のあった方やご尽力をいただいた方々の表彰を行うとともに記念講演も行う予定であります。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、南アルプス世界自然遺産登録についてであります。

山梨、長野、静岡の関係10市町村で構成する推進協議会では、世界自然遺産登録につながる取り組みとして、本年4月にユネスコエコパーク登録の申請書を文部科学省へ提出したところであります。

また、先月17日には基本合意書を締結いたしました。この合意書は、南アルプスの自然環境と文化を構成市町村の共有財産として位置づけ、地域間の交流を拡大し優れた自然環境の持続的かつ永続的な保全管理と利活用に共同で取り組み、南アルプスの自然の恩恵を生かした魅力ある地域づくりを行うことを目的に締結したものであります。

締結式では、登録実現後の自然保護などの理念を掲げた憲章の策定や関係市町村でエコパークを管理する組織をつくることも確認したところであります。

次に、総合防災訓練についてであります。

今年も中国・東北地方や北海道では局地的集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害等が発生しております。本市においては近年は幸いに大きな被害はありませんが、引き続き災害に強いまちづくりを進めてまいります。

今月1日には糸魚川・静岡構造線地震が発生し、市内一帯で震度6強を観測したとの想定で市内全域において多くの市民のご参加のもと防災訓練を実施いたしました。今年度の重点地区である高根町では高根体育館を会場に避難者の誘導、避難所・救護所・ボランティアセンターの開設・運営、物資輸送、炊き出し訓練など行政と市民が一体となった訓練を行いました。

議員各位をはじめ、多くの市民の皆さまにご参加いただきました。

また、市地域防災計画に孤立地区対策を盛り込んだ改正を行ったことから今回の訓練では孤立地区を想定した情報伝達訓練も新たに実施しました。災害対策の基本は自助・共助・公助ですが、行政が担う公助の力だけでは市民の命を守ることはできません。自助・共助の精神が大切であります。訓練を通じて市民の皆さまの一層の防災意識向上が図られたものであったと考えているところであります。

次に、国際交流についてであります。

姉妹都市であります韓国抱川市の中学生10名が7月29日から7日間、北杜市を訪れました。滞在中はホームステイをしながら、各家庭で交流を深めたほか乗馬やガラス細工の体験なども行いました。

一方、市内中学生10名が7月30日から10日間、国際姉妹地域であるアメリカ・ケンタッキー州マディソン郡を、また市内中学生18名が8月9日から8日間、カナダ・アルバータ州クロウズネスト・パス町を訪れ、ホームステイなどをしながら異国文化を体験しました。

この事業を通じて次世代を担う子どもたちが他国の友との友情・信頼関係を育み、国際性豊かでたくましく育つことを期待しております。

次に、行政改革の取り組みについてであります。

北杜市総合計画の着実な推進を図るため、平成23年度から3年間を期間とし、第2次北杜市行政改革大綱を策定し、効率的で効果的な行政のあり方を求め、さまざまな課題に取り組み一定の成果を上げてまいりました。

しかし超少子高齢化の進行による人口構成の激しい変化、さらには人口の減少時代の到来、

行政ニーズの多様化、複雑化等、本市を取り巻く状況は一段と厳しいものとなっており、普通交付税の段階的縮減も間近に迫っていることから、さらなる行政改革が求められています。

このため過日、北杜市行政改革推進委員会に対し、第3次行政改革大綱とその実施計画アクションプランについて諮問を行ったところであります。

今後は委員会からの答申を受け、年内にとりまとめを行いパブリックコメントを経て、年度内には策定を完了する予定であります。

次に、事業仕分けについてであります。

事業仕分けは、市が実施している事業の必要性や実施方法等について外部からの視点で事業の検証を行うことにより、スリムで効率的な行政運営を推進するために平成23年度からノウハウと実績を有する構想日本の協力を得て実施しております。

本年度につきましては10月19日・20日の2日間で12事業を予定しているところであります。また市民の代表者として仕分けのやりとり立ち会い、事業の必要性について判定していただく市民判定人につきましては、市民の皆さまから1,500名を無作為抽出し、希望された方の中から、それぞれ30名をお願いしたいと考えております。

次に、婚活支援についてであります。

本市では45名の結婚相談員を委嘱しております。相談員は相互の密接な連携を図るため、北杜市結婚相談員連絡協議会を組織し、月4回の結婚相談所の開設や登録者のお見合いの設定、婚活イベントの開催等、積極的に活動していただいております。

去る7月27日には、都市地域交流促進施設ヴィヴァノーラにおいて「夏だ！出会いだ！アウトドアだ！」と題してイベントを開催いたしました。当日は市内外から24名の参加があり、楽しい一時を過ごしていただきました。年度内にあと2回のイベントが開催される予定ですが、多くの皆さんにご参加いただき、素敵な出会いの場となり、本市の定住促進につながっていくことを期待しているところであります。

次に、少子化対策についてであります。

本年で2年目となる出産支援事業につきましては、お産の場づくり検討委員会からの提言を受け、短期目標の実現に向け事業の推進を図っているところであります。この事業では高根保健センターに助産師が在中し、母と子の相談・ベビーマッサージ・沐浴教室などを実施しております。利用者からは「母乳トラブル、母乳の飲ませ方など悩みごとに迅速に対応していただけるのでありがたい」といったご意見をいただいているところであります。

なお、「いいお産の日フォーラムin北杜」も平成22年から開催されており、お産のあり方や出産、育児について行政と市民が一体となって考える場となっております。

今後も出産支援推進委員会を核に妊娠・出産・育児に対してやさしい環境づくりを目指し、事業の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

また来年度の着工を予定しております子育て支援住宅の整備に当たっては、北杜市次世代育成支援地域協議会のご意見をいただき、北杜市定住促進住宅整備計画を策定したところであります。この整備計画では住宅の仕様、入居要件、管理方法などを定めております。

なお、建設する住宅の間取りや設備などについては、整備計画に基づきミキハウス子育て総研認定評価制度も利用し、子育てにやさしい住まいと環境を目指した住宅整備を行う予定であります。この事業を含め、少子化対策に全力で当たる決意であります。

次に、自殺予防対策についてであります。

ここ数年、市民の自殺につきましては毎年10名前後と大変、残念な状況にあります。自殺を未然に防ぐため、市では8月1日からこころの体温計を開設しました。こころの体温計は市ホームページにアクセスしていただき、心の健康状態や人間関係などストレスの度合い、気持ちの落ち込み度を確認することができます。また測定が終わると、県内の相談窓口などが案内されるシステムとなっております。誰にでも落ち込むときはあるかと思えます。一人で悩まず、自分や家族の心の状態のチェックにご活用いただきたいと思います。

次に、北杜市における地域包括ケアの充実についてであります。

家族の介護力や地域コミュニティが脆弱化してきた昨今の社会背景を踏まえ、高齢になっても地域で自立した生活を送ることができるよう、現在、地域包括支援センターを中心に地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。推進に重要な手法である地域ケア会議については県からアドバイザー派遣の支援を受け、地域福祉を担う機関である北杜市社会福祉協議会にも参加していただき、市内にモデル地域を設定する予定であります。

今後、市民と地域の課題について語り合う会を開催し、本市における地域包括ケアの充実のため、大きく踏み出していきたいと考えております。

次に、手話通訳士の設置についてであります。

かねてからの懸案でありました手話通訳士の公的機関への設置については、8月から市役所福祉課窓口配置をいたしました。通訳士の設置により聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図り、相談受付やさまざまな行政手続きの支援を行ってまいります。

今後は、6月に発足した北杜市聴覚障害者協会とも連携を図っていく予定であります。

次に、火葬場の整備についてであります。

北の杜聖苑は平成17年8月に竣工し、火葬炉については当初から2炉体制で業務を行っております。これまで計画的に維持管理を行ってきたところでありますが、1炉当たりの火葬件数が多いため設備の損耗が進んでおり、近いうちに炉全体の修繕を行う必要が生じております。このような状況の中、火葬場には予備炉スペースが確保されていることから地域の元気臨時交付金を活用し、3炉目の増設工事を実施したく今議会に補正予算をお願いしているところであります。

次に、再生可能エネルギーについてであります。

北杜サイト太陽光発電所、ならびに村山六ヶ村堰を利用した小水力発電所におきましては、4月から7月までの発電量が北杜サイトでは月平均23万9千キロワットとなり前年比4%、村山六ヶ村堰水力発電所については21万6千キロワットとなり、目標発電量を約8%上回るなど順調に操業されております。

また、住宅用太陽光発電システム設置補助事業においては平成18年度の制度創設以来、通算740件、約3,126キロワットの設備が設置されたことになり、一般住宅の屋根において3メガワットを超える発電規模になりました。

なお、北杜市まるごとメガワットソーラー事業として、国の新エネルギー導入促進協議会から助成を受け、6月より甲陵中・高等学校に30キロワット、高根体育館に50キロワットの太陽光発電に着工しており、来年1月には完成する見込みとなっております。

今後も本市の持つ豊かな自然資源を生かした再生可能エネルギーの普及・啓発に企業や市民の皆さまとともに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業分野への企業参入についてであります。

明野町永井原地区の大規模野菜生産団地において、民間企業によるトマト栽培施設の建設が着工となりました。同地区においては2社目の企業進出となります。参入する企業は都内に本社があり、全国展開している大手青果店であります。

県営事業で整備を行った圃場3ヘクタールにおいて、恵まれた日照量により年間約500トンのトマト生産が予定されております。

企業参入に併せて、市内農家で生産される露地野菜等も取り扱いができるよう参入企業と調整を行い、地元農家との交流・連携も図ってまいります。

また、企業参入による雇用者の地元採用や地域経済への貢献においても期待されるところであります。

今後も県関係機関および市農業振興公社との連携により、農業分野への企業参入に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、森林整備の推進についてであります。

平成18年度から県およびやまなし森づくりコミッションが推進する企業による森づくりにおいて、市ではこれまでに4つの企業等と協定を結び森林整備の推進を図っております。そのうち電気連合・山梨地方協議会と地域が一体となって森林整備を進めている電気山梨の森については第1期の協定期間が満了したことから、さらなる森林整備を目指すことを目的に期間延長の協定を締結いたしました。

今後も企業と地域が連携・協働した森林整備を今まで以上に推進し、森林環境の保全に努めてまいります。

次に、観光施設の整備の状況についてであります。

平成23年9月の台風により橋梁等が流出し、通行止めとなっております精進ヶ滝遊歩道であります。復旧工事が完了し6月に通行が可能となりました。また、完成後は地元観光協会などの皆さまのご協力により整備され、滝見台までの全線が安全に通行できることとなりました。関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。これから紅葉の季節を迎え、おおぜいの皆さまが訪れることが予想されますが、安全に雄大な滝をお楽しみいただきたいと思います。

次に、中部横断自動車道整備を見据えた地域の活性化についてであります。

中部横断自動車道の整備を見据え、本市の恵まれた地域特性を踏まえた地域の活性化を住民自らが主体的かつ計画的に取り組むため、去る7月16日に北杜市中部横断自動車道活用検討委員会を設立したところであります。

今後、委員会において地域の意見を反映したさまざまな活用方策等をご検討いただき、中部横断自動車道の活用につなげてまいりたいと考えております。

次に、国民文化祭などについてであります。

本年度は国民文化祭を中心にさまざまな事業を展開し、「杜じゅう文化の輝き」をテーマに市内外に香り高い北杜の文化を発信しております。

8月5日、6日に開催した「ジュニアコーラスの祭典インほくと」は、全国からの参加とアメリカからの特別ゲストによる32団体1,200名による演奏会となり、お越しになった3千名の皆さまが子どもたちの澄んだ歌声を鑑賞しました。特に県内7団体による組曲「杜と子どもたち」は来場者に深い感銘を与え、アメリカの「ヤングピープルズコーラス・オブ・ニューヨークシティ」のコンサートでは、歌とパフォーマンスで来場者全員を魅了しておりました。

また参加された皆さまを歓迎し行われた夕食交流パーティでは、北杜市食生活改善推進委員の皆さまにご協力をいただき、心のこもったおもてなしとなりました。ご協力いただいた市民ボランティアの皆さまに心からお礼を申し上げます。

一方、8月18日には宝くじコミュニティ助成事業として東京芸術大学のご協力をいただき親子彫金体験教室を開催いたしました。教室の中で行われた薄い銅版に絵を浮かび上がらせるレリーフ作りは講師により一流の画法をご指導いただき、親子で本物の芸術に触れる喜びを味わったことと思います。

また、8月24日のほくと太鼓まつりでは市内の太鼓7団体と長坂、高根の中学生による演奏のほか天野宣と阿羅漢をゲストに開催されました。特に市内6団体とのコラボレーションによる市の太鼓組曲「相生」の演奏は北杜市の一体感を醸し出しました。

今後も金田一春彦ことばの学校や八ヶ岳棒道ウォークなどの国民文化祭事業のほか、ホールを中心とした文化・芸術事業が予定されておりますが、多くの市民の皆さまに鑑賞していただくとともに、全国に北杜市の文化の厚みを発信していきたいと考えております。

次に、提出案件の内容につきましてご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件4件、認定案件22件、条例案件1件、補正予算案件7件、契約案件1件および同意・諮問などの人事案件4件であります。

はじめに報告第8号および報告第9号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成24年度の市の健全化判断比率および資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の報告するものであります。

次に報告第10号につきましては平成24年度の継続費が終了したことに伴い、関係法令の規定により議会へ報告するものであります。

次に報告第11号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したもので、議会に報告するものであります。

次に認定第1号 平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第22号 平成24年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの22案件につきましては、地方自治法第233条および地方公営企業法第30条の規定により監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定をお願いするものであります。

続きまして、条例案件等につきましてご説明申し上げます。

議案第69号 北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、延滞金の割合を引き下げる特例措置を見直す必要があるため、北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例ほか7条例について所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第70号 平成25年度北杜市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

平成24年度に国において緊急経済対策として創設された、地域の元気臨時交付金が約3億3千万円交付されることから、従来から懸案となっていた事業の実施などに活用することとし、所要の経費を計上しております。

また、地域の元気臨時交付金の活用および職員給与費の減額に伴い、削減される一般財源を

活用し、地域経済の活性化を図るため市道や農業施設の補修などを行うこととし、所要の経費を計上しております。

次に明野町永井原地区の大規模野菜生産団地に進出する農業生産法人に対し、国の企業参入型野菜産地強化事業費補助金を交付することとし、所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は4億4,700万6千円となり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ284億8,727万5千円とするものであります。

次に議案第71号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)であります。

臨時特例によります人件費の補正および給付費などの額の確定により3,701万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億1,144万円とするものであります。

次に議案第72号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第73号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)および議案第76号 平成25年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、臨時特例および職員構成の変更などによります人件費の補正であります。

次に議案第74号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)であります。

須玉地内県道改良工事に伴います管渠布設替え調査設計および人件費の補正で326万円の減額補正を行うものであります。

次に議案第75号 北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第1号)につきましては、穂足中央分館施設整備として98万円を増額補正するものであります。

続きまして、契約案件および人事案件につきましてご説明申し上げます。

議案第77号 情報系パソコンの購入につきましては、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に同意第4号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任につきましては委員の死去に伴い新たに委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に諮問第4号から諮問第6号の人権擁護委員の推薦につきましては、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

市長の説明が終わりました。

次に認定第1号から認定第22号までの、一般会計および各特別会計の決算の認定22件について補足説明を求めます。

平井会計管理者。

○会計管理者(平井光君)

それでは、今議会に提出されました平成24年度の北杜市における各会計の決算認定に関する

る案件につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市における各会計の決算につきましては地方自治法第233条、地方公営企業法第30条および北杜市財務規則第134条の規定に基づきまして処理を行いました。

また監査委員による決算審査が、平成25年7月23日から8月8日までの間の7日間にわたり実施され、決算に対する意見書を8月20日付けでいただいたところであります。

今定例会において認定をいただく案件につきましては、平成24年度の一般会計をはじめ特別会計および病院事業特別会計、合わせて22案件であります。

まず認定第1号 平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は市税の69億2千万円をはじめ地方交付税127億3千万円など、歳入合計は321億2,532万2,926円でありました。

また歳出は庁舎の耐震化、長坂統合小学校の建設、甲斐駒センターせせらぎの建設などの事業が行われ、歳出合計は312億9,443万5,631円で、翌年度へ繰り越しとなる歳入歳出差し引き残額は8億3,088万7,295円となりました。

次に認定第2号 平成24年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険税の15億4千万円をはじめ前期高齢者交付金の14億9千万円など、合計で62億1,480万4,043円でありました。

歳出は保険給付費の39億6千万円など合計で60億241万3,534円となり、翌年度への繰越額は2億1,239万509円となりました。

次に認定第3号 平成24年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険料の3億4千万円など合計で5億1,429万5,086円でありました。

歳出は後期高齢者医療広域連合納付金の5億600万円など合計で5億1,330万1,043円となり、翌年度への繰越額は99万4,043円となりました。

次に認定第4号 平成24年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険料の6億9千万円、支払基金交付金の9億9千万円など合計で36億874万8,901円でありました。

歳出は保険給付費の33億3千万円など合計で35億440万9,550円となり、翌年度への繰越額は1億433万9,351円となりました。

次に認定第5号 平成24年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は主にサービス収入であり、歳入合計は1,383万8,400円でありました。

歳出は総務費の1,219万5,820円で、翌年度への繰越額は164万2,580円となりました。

次に認定第6号 平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の10億3千万円、繰入金の11億4千万円など、合計で26億6,079万7,921円でありました。

歳出は水道管理費の11億3千万円など合計で26億2,210万8,991円となり、翌

年度への繰越額は3,868万8,930円となりました。

次に認定第7号 平成24年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の4億4千万円、繰入金の13億7千万円など合計で24億7,617万2,217円でありました。

歳出は公債費の17億1千万円など合計で24億2,121万3,160円となり、翌年度への繰越額は5,495万9,057円となりました。

次に認定第8号 平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の1億1千万円、繰入金の5億3千万円など合計で8億8,766万6,077円でありました。

歳出は公債費の6億1千万円など合計で8億7,128万589円となり、翌年度への繰越額は1,638万5,488円となりました。

次に認定第9号 平成24年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、繰入金の4億1千万円など合計で5億4,981万311円でありました。

歳出は総務費の4億5千万円など合計で5億80万908円となり、翌年度への繰越額は4,900万9,403円となりました。

次に認定第10号 平成24年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は診療収入の1億500万円など合計で1億2,714万7,042円でありました。

歳出は総務費、医業費など合計で1億689万341円となり、翌年度への繰越額は2,025万6,701円となりました。

次に認定第11号 平成24年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は診療収入の1億円など合計で1億1,884万8,078円でありました。

歳出は総務費、医業費など合計で1億178万7,072円となり、翌年度への繰越額は1,706万1,006円となりました。

次に認定第12号 平成24年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は主に財産収入であり、歳入合計は824万3,335円でありました。

歳出は土地開発費の799万9,440円で、翌年度への繰越額は24万3,895円となりました。

次に認定第13号 平成24年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で1,253万7,407円であり、歳出は4つの財産区管理会の管理費など合計で758万3,062円となり、翌年度への繰越額は495万4,345円となりました。

次に認定第14号 平成24年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で4,506万3,626円であり、歳出は8つの財産区管理会の管理費など合計で2,565万341円となり、翌年度への繰越額は1,941万3,285円となりました。

次に認定第15号 平成24年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、繰越金など合計で1億1,614万6,974円であり、歳出は8つの財産区管理会の管理費など合計で7,129万6,197円となり、翌年度への繰越額は4,485万777円でありました。

次に認定第16号 平成24年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で1,567万9,997円であり、歳出は3つの財産区管理会の管理費など合計で493万9,016円となり、翌年度への繰越額は1,074万981円となりました。

次に認定第17号 平成24年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、繰越金など合計で504万4,905円であり、歳出は2つの財産区管理会の管理費など合計で249万8,811円となり、翌年度への繰越額は254万6,094円となりました。

次に認定第18号 平成24年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、繰越金など合計で446万6,531円であり、歳出は3つの財産区管理会の管理費など合計で259万1,470円となり、翌年度への繰越額は187万5,061円となりました。

次に認定第19号 平成24年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金など合計で201万908円であり、歳出は5つの財産区管理会の経費など合計で132万8,216円となり、翌年度への繰越額は68万2,692円となりました。

次に認定第20号 平成24年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、繰越金など合計で575万604円であり、歳出は5つの財産区管理会の管理費など合計で212万7,980円となり、翌年度への繰越額は362万2,624円となりました。

次に認定第21号 平成24年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で7,203万7,309円であり、歳出は総務費、事業費など合計で6,454万8,251円となり、翌年度への繰越額は748万9,058円となりました。

最後に認定第22号 平成24年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件であります。

まず収益的収入についてでございます。

病院事業収益、介護老人保健施設事業収益および訪問看護事業収益の3事業合わせた決算額は34億3,634万4,624円でありました。

また収益的支出については病院事業費用、介護老人保健施設事業費用および訪問看護事業費用の3事業を合わせた決算額は35億15万6,915円であり、訪問看護事業は黒字となりましたが、病院事業・介護老人保健施設事業においては赤字となり、3事業合わせた赤字額は6,381万2,291円でありました。

以上、平成24年度の各会計の歳入歳出決算についての概要説明になります。よろしくご審議を賜りご認定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊英子君）

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に認定第1号から認定第22号までの22件の決算審査の結果について、代表監査委員から意見書の報告を求めます。

入江代表監査委員。

○代表監査委員（入江薫君）

北杜市代表監査委員の入江でございます。

それでは平成24年度北杜市一般会計、特別会計歳入歳出決算および基金運用状況を審査した結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項および同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により決算審査に付された会計については、

平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算

平成24年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成24年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成24年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算

平成24年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算

平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成24年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成24年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算

平成24年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算

平成24年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算

平成24年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算

平成24年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算

平成24年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算

平成24年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算
平成24年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算
平成24年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算
平成24年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算
平成24年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算
平成24年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算
平成24年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算
平成24年度北杜市病院事業特別会計決算

の22会計でございます。

この22会計の決算について、平成25年7月23日から8月8日の間、北杜市役所において、審査のために提出された決算書類について帳簿と証拠書類等に基づき、今井一夫監査委員、秋山俊和監査委員、そして私の3名で決算審査を実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査を実施したほか、必要と認められた項目の審査を実施いたしました。

一般会計・特別会計および歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況を審査した結果、決算はその計数に誤りはなく諸帳簿・証拠書類も整備され、決算計数は正確でありました。

なお、各会計の決算については、お手元に配布されております決算書に添付された意見書のとおりでございます。

さて、昨年度の日本経済は東日本大震災の復興需要もあり回復基調にありましたが、その後、欧州の債務問題に対する根強い不安や円高水準が続き、また中国、韓国との領土問題を発端とした経済摩擦により、経済活動に大きな影響が発生するなど後退感が強まっております。

そうした中、昨年12月の総選挙により安倍新政権が発足し、経済政策の体制を成長戦略へと大きく転換したことにより、長年にわたり日本経済を苦しめてきたデフレに変化が見られ、経済の好循環の芽が出てきております。現在、表われている動きが経済再生、持続的な成長へとつながることを期待しております。

ところで本市の平成24年度決算においては市債残高は着実に減少し、基金残高は着実に増加しております。また実質公債費比率は平成23年度に比べ2.0ポイント改善し、将来負担比率も20.1ポイントの改善となり、財政健全化に向けての努力のあとが見受けられます。しかしながら実質公債費比率は15.5%であり、依然として高い状況にあります。これからも少子高齢化、景気低迷による市税の減収や普通交付税等の減額が本市の財政を圧迫することは間違いありません。このことに対応するには、行政は市民のためにあるということを再認識するとともに、財政健全化に向けて徹底した事務事業の評価や公共施設等の縮小、廃止など行政のスリム化を実現するため、努力と決断と実行が重要であります。住民の福祉の増進に努めるという自治体の基本理念をもとに情報公開等により市民に理解を求め、市民と協働しながら人と自然と文化が躍動する環境創造都市を構築していくことを期待し、平成24年度の決算審査の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（渡邊英子君）

代表監査委員の報告が終わりました。

ただいま、議題となっております認定第1号から認定第22号までの22件および議案第77号につきましては、決算特別委員会および所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております認定第1号から認定第22号までの22件につきましては、22人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第22号までの22件につきましては22人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において22人の全議員を指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました22人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました決算特別委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は、議員協議会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は午前11時40分といたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時40分

○議長(渡邊英子君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

入江代表監査委員は一身上の都合により退席する旨の申し出があり、これを承認いたしましたのでご報告いたします。

休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますのでご報告いたします。委員長に内田俊彦君。副委員長に原堅志君。

以上のとおり、決算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管であります総務常任委員会に付託いたします。

ただいま議題となっております報告第8号 平成24年度北杜市健全化判断比率報告の件、報告第9号 平成24年度北杜市資金不足比率報告の件、報告第10号 平成24年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件、報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の以上4件について内容説明を順次、担当部長に求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

はじめに報告第8号 平成24年度北杜市健全化判断比率報告の件についてでございます。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成24年度決算にかかる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率について、別紙の監査委員の意見を付けてご報告するものでございます。

なお、地方公共団体財政健全化法につきましては、財政破綻団体が出ることを未然に防ぐために財政状況を把握しようとするものでございます。

まず実質赤字比率ですが一般会計、甲陵中・高等学校特別会計の2会計を合わせた普通会計が赤字になっておりませんので、ここには数値が入っておりません。

次に、連結実質赤字比率についてであります。

普通会計および特別会計を合わせた全会計が赤字であるかを判断するものでありますが、北杜市は赤字でないためここにも数値は入っておりません。

次に実質公債費比率でございますが、全会計および一部事務組合にかかる公債費の財政負担を3カ年間平均で示すものでございます。

平成22年度から24年度までの3カ年の平均数値は15.5%で、昨年度の17.5%から2.0ポイント改善しております。このことはこれまでの財政健全化への取り組みの成果が表われたものと考えております。

また実質公債費比率が16.0%を下回りますと民間資金債を発行する場合に知事への起債協議が不要となる制度が平成24年度から導入されており、今回16.0%を下回りましたので協議不要団体としての要件を満たすことができましたところでございます。

次に将来負担比率でございますが79.4%となっております。全会計、一部事務組合および北杜市農業振興公社において返済や支払いが、将来において必要となる負担の合計額が一般財源の総額に対して、どの程度の割合であるかを示すものでございます。

昨年度の99.5%から20.1ポイントの大幅改善となっており、将来負担額が一般財源総額の1年分であることを意味します100%を大きく下回る数値となっております。

なお、表の下段の括弧書きの各数値につきましては上の段が早期健全化基準でございまして、いわゆるイエローカードに相当する数値となっており、下の段が財政再生基準でございまして財政再生計画の策定が義務付けられるレッドカードに相当する数値となっているものでございます。

以上が健全化判断比率の報告でございます。

続きまして報告第9号 平成24年度北杜市資金不足比率報告の件について、ご説明を申し上げます。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成24年度決算にかかる資金不足比率について、監査委員の意見を付けてご報告するものでございます。

資金不足比率とは公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのか、つまり赤字がどれだけあるのかを示す指標となります。

本市におきましては表にごさいます病院事業特別会計ほか4会計が対象となりますが、いずれの会計も資金不足はございませんので数値は入っておりません。

公営企業につきましては会計ごとに経営健全化基準が定められており、その数値は20.0%以上とされております。この数値以上となった場合には、先ほどの健全化判断比率の指標でご説明いたしましたイエローカードに該当するため、経営健全化計画の策定が義務付けられることとなります。

資金不足比率の報告につきましては、以上でございます。

次に報告第10号 平成24年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件につきまして、ご説明を申し上げます。

10款教育費、2項小学校費、3目施設整備費でございますが平成23年度、平成24年度の2カ年継続事業として予算計上いたしました長坂統合小学校建設事業につきまして、事業年度が終了いたしましたので地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、精算報告を行うものでございます。

全体計画の年割額の合計額16億3,179万3千円に対し、実績の支出額の合計は15億1,211万250円であり、年割額と支出済み額の差額は1億1,968万2,750円となっております。

継続費精算報告書については以上でございます。

続きまして報告第11号 専決処分報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決したので同条第2項の規定により報告するもので3件の損害賠償の額の決定による専決処分でございます。

まず、めくっていただきまして専決第1号でございます。

専決の日は平成25年7月8日でございます。

これは公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定によるものでございます。

損害賠償の額 24万597円

損害賠償の相手方 北杜市長坂町在住 男性

損害賠償の理由 平成25年4月8日、午前7時40分ごろ北杜市小淵沢町7741番地の小淵沢小学校敷地駐車場内において、教育総務課臨時職員の運転する小淵沢小学校通学バスが方向転換のため後退する際、後方確認不十分により同駐車場に駐車していた相手方車両と接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支払いの方法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

続きまして、3ページをお開きください。

専決第2号であります。

専決第2号につきましては、道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定について報告するもので平成25年6月28日付けで専決処分させていただきました。

損害賠償の額 1万4,700円

損害賠償の相手方 長野県南佐久郡南牧村在住 男性でございます。

損害賠償の理由 平成25年5月11日、午後9時ごろ、北杜市小淵沢町上笹尾3331番地135付近の市道箕輪小淵沢線を走行中に、道路上の穴に落ちたことにより相手方車両左側前輪タイヤが破損したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支払いの方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、保険会社から支払われるものでございます。

続きまして、専決第3号であります。

専決第3号につきましては、道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定について報告するもので、平成25年6月28日付けで専決処分させていただきました。

損害賠償の額 9,785円

損害賠償の相手方 静岡県御前崎市在住 男性でございます。

損害賠償の理由 平成25年5月11日、午後9時30分ごろ、北杜市小淵沢町上笹尾3331番地135付近の市道箕輪小淵沢線を走行中に、道路上の穴に落ちたことにより相手方車両左側前輪タイヤが破損したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支払いの方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、保険会社から支払われるものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

以上で、報告第8号から報告第11号まで4件の報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

日程第42 選挙第2号 釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布いたしましたとおり、唯井久男君、名取一彦君および名取重幹君を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました3名を釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長(渡邊英子君)

日程第43 請願第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

10番議員、相吉正一君。

○10番議員(相吉正一君)

請願第4号を、朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

請願第4号

平成25年8月27日

少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願人

北杜市PTA連合協議会会長 八巻浩人

住所 韮崎市龍岡町若尾新田1043-1

北巨摩地区公立小中学校長会会長 滝田家功

住所 北杜市長坂町大八田236

北巨摩地区公立小中学校教頭会会長 長田英和

住所 韮崎市藤井町北下条1276-5

山梨県教職員組合北巨摩支部執行委員長 板山俊彦

住所 北杜市長坂町大井ヶ森135-4

紹介議員 相吉正一

” 原 堅志

北杜市議会議長 渡邊英子殿

請願趣旨

(請願事項)

1. OECD諸国なみの豊かな教育環境を整備するため、少人数学級を推進すること。

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

(請願理由)

2011年義務標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化が図られたものの、今年度も

小学校2年生については加配措置のまま留まっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編成標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講じることと、措置を講じる際に必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、少人数学級の着実な実行が重要です。

日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもたちに丁寧な対応を行うためには1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した今後の学級編成および教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として26人から30人を挙げています。このように保護者も少人数学級を望んでいることは明らかであります。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また暴力行為や不登校、いじめなど生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導など特別な支援が必要としている子どもが顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市では不屈の精神と大志を持った人材の育成を市政教育の目標に据え、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。今後も本市の財政状況に左右されず、原っぱ教育が一層充実・発展することを切望いたします。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし教育予算について、GDPに占める教育費の割合がOECD加盟国で比較可能な31カ国中、日本は最下位となっています。また三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、ぜひとも北杜市議会として右にある請願事項をご決議いただき、2014年度政府の予算編成において地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出していただきますようお願いいたします。

提出先

内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第4号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月19日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後12時05分

平成 2 5 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 1 9 日

平成25年第3回北杜市議会定例会（2日目）

平成25年9月19日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

市民フォーラム 篠原眞清君
公明党 小尾直知君
日本共産党 中村隆一君
北杜クラブ 中山宏樹君
ほくと未来 原 堅志君
明政クラブ 保坂多枝子君

2. 出席議員（22人）

1番 上村英司	2番 小野光一
3番 齊藤功文	4番 福井俊克
5番 輿水良照	6番 加藤紀雄
7番 原 堅志	8番 岡野 淳
9番 中山宏樹	10番 相吉正一
11番 清水 進	12番 野中真理子
13番 篠原眞清	14番 坂本 静
15番 中嶋 新	16番 保坂多枝子
17番 千野秀一	18番 小尾直知
19番 渡邊英子	20番 内田俊彦
21番 中村隆一	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(42人)

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	伊藤精二	企画部長	坂本正輝
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	山田栄明
生活環境部長	由井秀樹	産業観光部長	浅川一彦
建設部長	伏見常雄	教育長	藤森顕治
教育次長	大芝正和	会計管理者	平井光
監査委員事務局長	小尾善彦	農業委員会事務局長	中山健教
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	田中幸男
大泉総合支所長	斉藤正一	小淵沢総合支所長	長坂隆弘
白州総合支所長	進藤勝	武川総合支所長	神宮司浩
建設部次長	清水宏	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	斉藤毅	地域課長	織田光一
管財課長	武井武文	市民課長	谷戸松美
介護支援課長	中嶋登美子	健康増進課長	浅川正人
福祉課長	中山雅史	子育て支援課長	茅野臣恵
環境課長	野本信仁	上水道課長	小松武彦
林政課長	小尾民司	観光・商工課長	清水博樹
まちづくり推進課長	植松広	住宅課長	早川昌三
教育総務課長	井出良司	生涯学習課長	丸茂和彦

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご承知願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会は、6会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順序および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 市民フォーラム、45分。2番 公明党、30分。3番 日本共産党、30分。4番 北杜クラブ、75分。5番 ほくと未来、75分。6番 明政クラブ、45分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、13番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

改めまして、おはようございます。

市民フォーラムを代表いたしまして、代表質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

ご案内のとおり、今月、日本国民が大きな期待を持って待ち望んでおりました2020年開催、東京がオリンピックを招致することができました。大変喜ばしいことであると同時に喜びだけでなく、今苦しんでいる福島原発の関係地域の皆さん、それから東北の大震災の被災地の皆さんともども2020年、共ににこやかな笑顔で東京オリンピックが迎えられる、そのことを心から願わずにはおられません。

また今年度、県内で開催されております国民文化祭でございますが、北杜市が市内で行っている事業、さまざまございます。私はこの中で5月に開催されました囲碁サミット2013イン北杜、それから8月に開催されましたジュニアコーラスの祭典インほくと、そして今月開催されました金田一春彦ことばの学校という、大きな大会といえますが、事業に参加させていただきました。そこでいらっしゃってくださっている市内外の皆さまから、その一つひとつの北杜市の事業の質の高さ、そしてもてなし、それらを含めて大変喜びの声を耳にいたしております。北杜市の一市民としても心から誇りに感じているところでございますし、この間、この事業に携わってこられました関係の皆さん、特に教育委員会を中心に、また市民のボランティアの皆さん、実行委員の皆さん等のさまざまなご努力に対しまして心から敬意を表し、また感謝を申し上げます。

さて、市内はいよいよ収穫の秋を迎えております。黄金色に実った北杜米、先般の台風で大

変心配されましたがそれほどの大きな被害がなく、刈り取り作業等が順調に今、進み始めているところでございます、一安心をしているところであります。農家の皆さんのみならず、北杜市の市民の皆さんにとって実りの多い秋になることを心から願わずにはおられません。

さて、今定例会におきまして市民フォーラムといたしまして大きく4項目につきまして質問をさせていただきます。

まず第1番目でございますが、平成24年度北杜市決算につきましてお尋ねをいたします。

平成24年度北杜市決算を見てみますと、実質公債費比率が前年度より2ポイント改善し15.5%、将来負担比率も前年度より20.1ポイントと大幅に改善され79.4%となりました。市債残高も積極的な繰上償還等により前年度より3.8%削減とそれぞれ財政健全化に向けての実績を積み上げております。

しかしながら平成27年度から始まる地方交付税の段階的縮減を踏まえて、市債残高のさらなる削減や公営企業会計の赤字体質改善、各会計の歳出見直し、税収をはじめとする財源確保など対策を急がなければなりません。これらの観点で以下、市の見解を求めます。

1つ目でございます。平成24年度決算における市の財政運営について総括的な見解をお願いいたします。

2つ目でございます。北杜市財政健全化計画で示された課題の1つである特別会計への繰出金抑制の見通しに反し簡易水道事業、下水道事業等特別会計への繰り出しが前年比12.7%と大幅に増えているが、その要因と対応についてお尋ねいたします。

なお、前年度12.7%の数値は普通会計の数値であり、甲陵中高等学校特別会計、白州診療所特別会計への繰り出しが反映されておりません。実質的には前年度は11.1%の増でございます。

3つ目でございます。今回の決算を受けて、北杜市財政健全化計画で示された平成32年度赤字団体転落、平成34年度早期健全化団体、平成35年度財政再生団体になるとの中長期見通しの見直しはないのか。また目標数値を明確にして財政の健全化を促進するために、今年度策定予定の第3次アクションプランと北杜市財政健全化計画を一体的に運用するお考えはありませんでしょうか。

続きまして4つ目でございます。平成24年度実施された事業仕分けについて以下、伺います。

1つ、対象事業について、市の基幹事業も取り上げる必要があると考えますが、例えば子育て支援事業などについて仕分け人や判定人の意見を聞く考えはなかったのでしょうか。

2つ目です。事業仕分けの現場を職員の研修の場として活用するお考えは、なかったのでしょうか。

5番目であります。歳出の削減を目途にさまざまな補助金が見直されておりますが、具体例として各種団体の補助金削減と同時に、団体が独自に行う広報を市民の理解のもとに、行政区の回覧で配布するなどの支援策の工夫が必要と考えますが検討はされたでしょうか。

また市の事業を委託の形で担っている組織等が市と一体となって地域の協力を得て行う事業などの広報についても行政区の回覧の活用を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

大きい2番であります。医療・福祉についてお尋ねいたします。

少子高齢化が急速に進む北杜市にあって、豊かな自然と景観を最大限生かした産業育成と安心して地域でなごやかに暮らせる生活環境の確保は、北杜市の将来設計をする上で欠かすこと

のできない両輪です。今回は特に医療・福祉問題について、少子高齢化対策を中心に以下質問いたします。

1つ目でございます。医療について。

北杜市立病院改革プランの変更、あるいは修正はあるのでしょうか。

改革プラン策定委員会の点検・評価は行われているのでしょうか。また委員会からの意見・具申等がありますでしょうか。

今年度予算で支援を予定している市内への民間産婦人科診療所進出計画の進捗状況についてお尋ねをいたします。

次に福祉についてでございます。

北杜市子ども・子育て会議の委員選考や会議の日程は、どのようになっておりますでしょうか。また対象者を含め広く市民の意見を聞く方法について、どのように考えておられるでしょうか。

子育て支援住宅の入居条件等に関して、次世代育成支援地域協議会の意見を聞きながら検討しておりますが方針は決まったのでしょうか。また定住促進の考え方や今後の整備計画はどのようなものか、お知らせいただきたいと思います。

国は介護保険制度の見直しを検討しており、特に要支援制度の運営を市町村に移管する意向を示しておりますが、現時点での制度改正の見通しと実施された場合の課題をどのように考えておられるか、お知らせをいただきたいと思います。

災害時の支援策として要介護者支援制度に基づき、対象者の登録申請が進められておりますが、その状況と今後の対応についてお尋ねいたします。

大きい3であります。指定管理制度についてお尋ねいたします。

指定管理制度導入後7年が経過し、今後契約期間終了に伴う指定管理者の選定が行われますが、この間、制度が効果的に運用される一方でさまざまな課題や問題点も露呈しております。この制度が狙う市民の福祉向上と利用者のニーズに応える運営や施設の効率的維持管理に資する運用実現の観点で以下、質問いたします。

1．施設運営における非常時の対応や管理責任など危機管理のあり方について、市はどのように考え、また指導しておられるでしょうか。

2．観光関連の施設について、そのもてなしのあり方について以下伺います。

休日のあり方、料金のあり方、各施設が連携し相互に利用促進を図る仕組みの導入等についてお尋ねをいたします。

3です。特に観光関連施設がその設置目的を実現し、安定的に運営されるためには指定管理事業の安定経営が欠かせません。この観点で事業者からの要望や課題は何かありましたでしょうか。

4であります。報告書は書式が統一されて見やすくなり比較も容易になりました。しかし事業報告書の内容等については、実績が計画と乖離している場合の理由明記が必要と考えますがいかがでしょうか。

5．自主事業の内容について、市は内容を掌握しておられるでしょうか。また事前協議等を行っておりますでしょうか。

大きい4であります。太陽光発電施設事業と北杜市のまちづくりについて、お尋ねをいたします。

市内では太陽光発電事業に参入する企業の増加による発電パネルの設置が急増しております。用地の確保のため森林を伐採したり、人家の隣接地に用地を確保するなど環境や景観とのバランスを欠くのではないかとの声が市民の間から上がりはじめております。しかし現在の法律や県、市の条例では太陽光発電パネルの設置に伴う開発に対し、一定の規制をすることができません。これらの観点から以下、見解をお尋ねいたします。

- 1．市は民間によるパネル設置を正確に把握しておられるでしょうか。
- 2．外国の投資家の投機的資金を活用した大規模計画など、今後も増加が見込まれるパネル設置と環境や景観とのバランスをどのようにお考えになるでしょうか。
- 3．北杜市まちづくり条例にある優れた自然と美しい風景に調和し、すべての市民がより一層まちや里の魅力を享受することができ、また北杜市景観条例に謳う美しく風格のある風景づくりの推進および愛着と誇りの持てる郷土の実現を目指すという理念との整合性をどのように図るのでしょうか。
- 4．県は現時点では特に規制することを考えていないようですが、北杜市独自に条例等でなんらかの規制をすることは考えられないでしょうか。
- 5．すでに住宅の目の前や自宅の建設予定地の隣接地にパネル設置の計画があるケースが発生しております。今後、市として何か対策は考えておられるでしょうか。
- 6．市内の急傾斜の山林を伐採してパネルを設置している事例が出ておりますが、災害防止の観点で市の見解はいかがでしょうか。

以上4項目、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成24年度北杜市決算について、いくつかご質問をいただいております。

財政運営についての総括的見解についてであります。

平成24年度における本市の普通会計決算総額は歳入323億円、歳出314億円、繰り越すべき財源2億円を除いた実質収支は7億円となりました。平成23年度と比較すると決算規模は歳入歳出とも5%程度、増加しております。歳入の増加は長坂統合小学校建設などの大型事業の財源として市債の借入や基金の繰り入れを行ったことが主な要因であり、歳出の増加は積極的な繰上償還を実施したことによる公債費の増加や長坂統合小学校の建設などにより、普通建設事業費が増加したことが主な要因となっております。

また、財政健全化判断比率については実質公債費比率が2.0ポイント、将来負担比率は20.1ポイントの大幅な改善が図られているところであります。

財政の健全化の成果は着実に表われており、今後もこの取り組みを積極的に推進することにより後世に負を残さない、持続可能な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に医療・福祉について、いくつかご質問をいただいております。

子育て支援住宅についてであります。

子育て支援住宅の整備に当たっては、8月22日に開催された北杜市次世代育成支援対策地域協議会においてご協議いただき、計画を策定いたしました。

入居要件については就学前の子が1人以上いる夫婦と子の世帯、婚約中を含む夫婦世帯とし、市外からの人の流入を促すため、連帯保証人の要件も市内居住者のみとしない方針であります。

整備のスケジュールについては本年度に須玉地区の整備を開始し、続いて大泉地区、武川地区の整備を進めてまいります。

定住促進策については、全庁的な取り組みが必要であることから企画課が主管となり、プロジェクトチームを立ち上げ、検討をしております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成24年度北杜市決算について、いくつかご質問をいただいております。

行政区への回覧の配布についてであります。

現在、行政区への配布物は月3回区長等へ依頼をし配布をいただいておりますが、毎回大量の配布物で区長等には大変なご苦勞をいただいているところであります。

回覧文書などの配布物について、以前は市、国、県および警察署などの公的機関の文書に加え、社会福祉協議会、体育協会などの組織・団体の文書も行政区長へ依頼してきた経緯があります。

しかし行政区長から、なぜ市とは関係のない団体の文書まで配布しなければならないのか、配布する負担が増えるというご意見が多々ありましたので、市といたしましては検討を行い一定の基準を設けました。

基準の内容は基本的には市役所関係、国、県および警察署などの公的機関としております。ただし組織・団体等からの配布物についても審査・確認した上で、お知らせした内容等についての問い合わせ先を市の担当課にすることが可能な場合には担当課からの依頼文書を添付し、行政区への文書として取り扱うことで、行政区長にはご理解をいただいております。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成24年度北杜市決算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、特別会計への繰出金が増加した要因と対応についてであります。

平成24年度決算において繰出金が増加した主な要因は、簡易水道事業特別会計において実施した公的資金補償金免除繰上償還の財源として、臨時的に一般会計から繰り出しを行ったことなどによるものであります。

この臨時的な要素を除きますと前年度と比較して4.2%の増となり、下水道事業特別会計などの元利償還金の増加がその主な要因となっております。

公営企業の経費は当該企業の収入をもって賄わなければならないのが原則でありますので、引き続き料金の適正化を含む公営企業の経営改革に取り組み、基準外繰出の縮減を図ってまいりたいと考えております。

次に、北杜市財政健全化計画についてであります。

北杜市財政健全化計画については、計画策定後に生じた合併特例債の発行期間の延長や社会経済情勢の変化、さらには財政健全化の進捗状況などを踏まえた計画の改定を次期行政改革アクションプランの策定に合わせて行うこととしており、現在、作業を進めているところであります。

また、財政見通しと行政改革については相互に深く関連していることから、今回の改定により、財政健全化計画と行政改革アクションプランを一体的に運用してまいりたいと考えております。

次に、平成24年度事業仕分けの対象事業についてであります。

対象事業の選定については事務事業評価のヒアリングの結果を踏まえ、候補として51事業を選定し、事業仕分けの委託先である構想日本のアドバイスを受け、さらに行革推進本部の協議を経て16事業の選定を行ったところであります。

次に、事業仕分けの職員研修の場としての活用についてであります。

事業仕分けについては事業の検証、市民への説明責任等、今後の政策立案、実施にも役立つことから職員研修の場としても位置づけております。

昨年は会場の都合から市民の傍聴を優先させるため、職員の参加を制限した経過がありますが、今年は多くの職員に参加するよう周知いたしました。

次に指定管理者制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、施設運営における危機管理のあり方についてであります。

市では指定管理者と締結する基本協定において、事故発生時の報告を義務づけるとともに施設の管理業務仕様書にて、利用者の安全確保を図るための事故対応マニュアルや防災マニュアルの作成、緊急時の対応として緊急連絡網の整備や応急対策の実施などを指定管理者に求めており、必要に応じて指定管理者への指導を行っているところであります。

次に、指定管理事業者からの要望や課題についてであります。

指定管理者においては、施設を適切に管理し安定的な経営を維持するために創意工夫を重ねております。指定管理者からは指定管理料の増額や市納入金の減額、施設の改修や柔軟に対応できる自主的な管理運営などを求める声があります。

また、課題としては老朽化する施設の計画的な改修などがあります。

次に、事業報告書の内容についてであります。

指定管理者から提出される事業報告書では、計画と実績をそれぞれ記載するようになっており、計画に対する実績についての理由はその都度聞き取りを行い、必要に応じて改善を指示しております。

次に、自主事業の内容把握についてであります。

指定管理者が実施する自主事業については施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の妨げにならない範囲において、指定管理者の責任と費用により実施できるものとしております。また、事業実施に当たっては事前に市の承認を受けることとしており、年度協定締結協議の際、提出される事業計画書や年度中途での承認申請において、事業の内容等を事前に協議しております。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

医療・福祉について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市立病院改革プランについてであります。

病院改革プランは国の公立病院改革ガイドラインに基づき、平成21年度から平成23年度の3年間で経営の効率化を図るため、プランを策定しております。平成23年度の点検・評価を行った結果、塩川病院については経営効率化にかかる計画目標が達成されました。一方、甲陽病院については、平成23年度の療養病棟の建て替えに伴う病床数の変更、ならびに平成22年1月からの常勤内科医師の退職に伴い、経営効率化にかかる計画目標が達成できなかったため、数値目標の変更および計画を平成25年度まで延長し、経営の効率化を行っているところであります。病院事業全体としての経常収支は黒字化となっていることから、大きな内容の修正は行っておりません。

次に、改革プラン策定委員会の点検・評価や意見等についてであります。

改革プランの点検・評価については、本年度までに計12回の北杜市病院改革プラン策定会議を行ってまいりました。本年度は、策定されている病院改革プランの検証の最終年度であることから、8月に開催した北杜市病院改革プラン策定会議の中で目標の点検・評価を行った結果、今後も目標の設定をしながら達成に向けた経営の健全化を図ることが決まり、市独自のプランの策定内容を検討しております。

次に、民間産婦人科診療所進出計画の進捗状況についてであります。

昨年度、北杜市地域医療振興事業費補助金交付要綱の制定後、交付に関する問い合わせは2件ありました。民間産婦人科診療所についての相談はありませんでしたが、助産院および小児科医の開業について問い合わせを受けたところであります。

次に、介護保険制度の見直しについてであります。

現在、国において平成27年度から始まる第6期介護保険事業計画期間に向け、介護保険制度改革の議論がなされております。この議論の過程においては、要支援者などの軽度者に対するサービス提供体制を介護予防給付から市町村事業へ移管する方向性が示されているところであります。介護予防給付については移行時期など不確定な部分が多く、今後の制度改革の動向に注視し、その都度課題を整理し次期改正時に遺漏がないように準備してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

福祉について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市子ども・子育て会議についてであります。

北杜市子ども・子育て会議の委員については、北杜市次世代育成支援対策後期行動計画から北杜市子ども・子育て支援事業計画に円滑に移行できるよう、現在、北杜市次世代育成支援対策地域協議会の委員を務めていただいている方を委嘱・任命させていただく予定であります。

また子ども・子育て支援法はより教育・保育に特化した部分がありますので、学識経験者にも委員に加わっていただく予定であります。日程については今年度に2回の開催を予定しており、第1回を10月に開催する予定であります。

次に広く意見を聴取する方法については保育園保護者連合会の代表者、市PTA連絡協議会

の代表者、子育てサークルなどの子育て世帯の方々に委員になっていただき、多くのご意見・ご提案等を聴取したいと考えております。また本年度、未就学児のいる家庭、小学生のいる家庭を対象としたニーズ調査を行う予定であります。

次に、災害時要援護者支援制度の状況と今後の対応についてであります。

災害時要援護者支援制度は一人暮らしの高齢者や障害のある方などのうち、災害が起きたときに手助けを必要とする方に登録していただくことにより、その方を行政区、消防団、民生委員、近所の方などが連携して支援していく制度であります。

平成21年12月の制度開始以降、これまで広報紙などで周知するとともに行政区長や民生委員、介護保険事業所のケアマネージャーに対して制度を説明し、支援が必要とされる方に登録を呼びかけるよう依頼してまいりました。その結果、登録者数は平成25年4月1日現在で312人に上っております。今年度も区長会や民生委員会などで説明し、新しい名簿の差し替えを行ったところであります。

しかし地域によっては登録者が少ないところもあることから、今後も機会あるごとに自主防災組織等に周知を図ってまいります。

なお、要援護者には普段から地域の方々と気軽に話せる良好な関係が持てるよう、また地域支援機関等には、迅速かつ円滑に支援が実施できるような体制づくりに努めていただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

指定管理者について、いくつかご質問をいただいております。

観光関連施設のもてなしのあり方についてであります。

施設の休館日については施設設置管理条例に基づきそれぞれ定めておりますが、指定管理者からの提案で、民間施設と同様に定期的な休館日を設けない施設もあります。

利用料金についても、施設設置管理条例で規定されているところでありますが、指定管理者が自主事業として割引券等の発行を行い、利用者の利便性の向上とリピーターの確保を図っている施設もある状況であります。

休館日および利用料金のあり方については利用者の利便性や市の財政面、指定管理者の運営面から今後、検討を行ってまいりたいと考えております。

また、各施設の連携および利用促進を図る仕組みの導入については、温泉施設では指定管理者間で連携し情報の共有化を図るため、必要に応じて会議を開催しております。

なお、観光施設全般にわたる連携については指定管理者の希望を伺いながら、さらなる利用者に対するおもてなしの向上を図るための対応を検討してまいりたいと考えております。

次に太陽光発電施設事業と北杜市のまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

山林伐採にかかる災害防止の観点についてであります。

山林の開発に当たっては、森林法により地域森林計画の対象になる民有林で面積が1ヘクタールを超える開発行為は林地開発許可制度が適用されますので、これに該当する案件については災害防止対策等、県が指導するものであります。

面積が1ヘクタール以下のものについては、伐採届け出制度により伐採届けが必要となりますので、伐採の目的を確認した上で関係機関および庁内関係部署と連携し指導を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

太陽光発電施設事業と北杜市のまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、民間による太陽光パネルの設置についてであります。

現在の法律等では太陽光パネル設置について規制することができませんが、市の窓口に相談があった案件については隣接者および行政区への説明、雨水処理、景観への配慮等をお願いしているところであります。

民間の太陽光パネル設置の把握については農地法、森林法による手続き、まちづくり条例に関する相談等、平成24年度は79件、今年度は8月末日までで53件であります。

次に、環境・景観とのバランスについてであります。

市では、遊休地の有効利用として太陽光発電を推進しているところであります。一方、市民から森林伐採による環境・景観上の苦情も寄せられている状況もあります。パネル設置に伴う環境・景観とのバランスについては今後、関係機関、関係部局と打ち合わせ協議を行い、対応してまいりたいと考えております。

次に、市条例の理念との整合性についてであります。

まちづくり条例の中では、市民等の責務としてまちづくりの基本理念に則り目的を達成するために市が行う施策に協力しなければならないとあります。また景観条例の中では市民・事業者の責務として、基本理念に基づき景観形成に努め市が実施する施策に協力しなければならないとあります。しかし、太陽光パネル設置については新しい事業であるため、整合性がとれているか定かではありません。パネル設置と基本理念との整合性を図るには今後、関係部局と打ち合わせ協議を行い検討してまいりたいと考えております。

次に、市独自の条例等の規制についてであります。

関係する法律が規制緩和に向かっている現状において、条例等による規制は難しいと考えています。太陽光発電施設設置の確認事項や届け出制度などについて、関係部局と打ち合わせ協議してまいりたいと考えております。

次に、住宅隣接地への対策についてであります。

太陽光パネル設置に関して市に相談があった場合については、開発に当たらない案件においても、設置事業者に対し地元住民との協議、隣接者への事業説明などを行い、トラブルのないようお願いしているところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

篠原眞清君の再質問を許します。

○13番議員（篠原眞清君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず1つ目の平成24年度の北杜市決算について、お尋ねをいたします。

2つ目でお尋ねしました、この繰出金の抑制に関しましてはご答弁をいただきましたが、健全化計画の中で、健全化計画がつけられた段階で繰出金の抑制の見通しを明確に明記している中で、こうやって数字が膨らんできてしまう、事情がどうであれ。しかも繰上償還が大きな要因というようなご答弁をいただきましたが、22年度との比較で言いますと11億円強に増えております。それらを説明するには、今の繰上償還だけではない要因があるやに思いますし、そういう細かいところ、ご答弁うんぬんというよりは方向付けとして財政健全化計画で示されている見通しに反するような状況ができるだけ起こらないような対応をやはり考えていくことが必要かと思っておりますので、その点をまず1点お尋ねします。

それから3つ目ではありますが、今年度、第3次のアクションプランを策定しております。私、ちょっと答弁を聞き漏らしたかもしれませんが、健全化計画の中で示されている数値というのは、平成35年度までの推移がどういうふうな状況で、各歳入歳出の予想を、数字を弾いておりますが、それと基金の状況、変動の状況等ありますが、私はやはり具体的な目標値を明確にする項目というのがあるというふうに思います。その1つは市債残高の目標値であります。この間、努力されて大幅に減らしておりますが、まだまだこれを減らしていかなければいけない。そうすると市債残高の目標値を明確に、何年にはおおよそどうしていくという数字が必要。それから先ほど言いました繰出金の目標値も年度ごとに必要になってくる。さらには基金は大幅に、23年度の予想を大幅に上回る基金の積み上げが実績としてなされておりますが、その裏も踏まえた修正を含めて、基金の目標値というものも明確にやはり示していく必要があるかと思っております。それらをアクションプランと一体となって明確に、誰も分かるように示していくことが健全化計画をより実現していくために必要と考えております。その2点について、お答えいただきたいと思っております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

篠原眞清議員の再質問にお答えいたします。

まず繰出金が増え続けていくものをどうするかということにつきましては、増え続けていくのは下水道特別会計の元利償還金等が主なものだと思いますけども、今後10年程度にわたって約2から3%の割合で増加していくという見込みであります。この割合によって一般会計の繰出金も増加していくということが予想されております。

公営企業の経費は当該企業の収入をもって賄うというのが大原則でありますので、料金の適正化を中心とした公営企業の経営改善改革に取り組むことで元利償還金の増加に対応していきたいというふうに考えております。

具体的な経営改革の内容につきましては、現在策定作業を進めております次期行政改革アクションプランの中で示していきたいと、そんなふうに思っております。

2つ目のアクションプランと一体となって計画をつくっていくべきだというお話ですけども、資産残高の目標、繰出金の目標、基金の目標、それぞれ単年度、いろんなものが出てきます。

例えば子育て支援住宅ですとか、そういうものが出てくる中で目標値というものが明確に定まるかどうか分かりませんが、できるだけ実情に合った、計画に合った中で数値を見ていながら、そのアクションプランと健全化の数値が合うような数値にしてお示しをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

再々質問を行います。

年度ごとにさまざまな要因が入ってくるから、なかなか数値として示しにくいという部分、それは分かりますが、基本的に財政健全化計画は何に基づいているかと言いますと総合計画に基づいて、当然、それを踏まえて計画を立てられていると思います。その中に今回のような子育て支援住宅のような、計画に総合計画と謳っていないようなものも入ってくるケースというのは当然、そのニーズに応じて出てくるかと思えます。それらの変動は明確に分かるわけですから、少なくとも今の時点で何年かを見通して、おおよそこういう数字になるという目標というものがなければ、これだけ減った、よかったよかった、駄目だ、減らなかったということでは、財政健全化計画という名に値しない運営になってしまうのではないかというふうに思いますので、少なくともそこは示しにくいといえども知恵を絞って数字を出していくことが市民の皆さんの協力を得る上でも必要と思えますので、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

できるだけ、これからの計画を盛り込んだ中で密に全課と協議して、そういう数値目標を立てていきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

次に移ります。医療・福祉についてであります。

病院改革プランはすでに23年度で計画は、年度は終了しておりますが、先ほどのご答弁のとおり甲陽病院の数値が計画に達しないということで、継続して25年度までということで行われていることは承知しております。

改革プランの策定委員会に関しても、今年度終了のところを、今後も策定委員会の中で評価していきたいというふうなご答弁だったと承知しております。それはそれで当然必要なことですし、そういう形での進めをしていただきたいと思います。ご案内のとおり甲陽病院が23年度の決算においても赤字、6千万円を超える損失、大きな損失が発生し、トータルの損失では6億円を超える大きな損失になってきております。もちろん、その6億円の中には前年度の病

院建て替えに係るマイナス部分等がそのまま反映されて3億円余がのっていることも事実ではありますが、しかし毎年赤字が続いております。

本来であれば23年度は新たな施設になったわけでありますから、異例な事態があったと、感染症の事態があったということですが、職員の皆さんが努力していることは分かるんですが、やはり新たな施設で少しでも、前年度よりも改善がされる流れが出ていないと、なかなかこの大きな6億円という繰損は償却していけないというふうに考えます。

その点について、もう少し厳しい対応をしていく必要があるやに思いますが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

それから の産婦人科、診療所の進出計画についてであります。今申し上げましたような状況の中で産婦人科、これが実際、私はこれが小児科も含めた内容になるのか、そのへんのことが私はいまひとつ分かっておりませんが、この進出によってもし小児科も兼ねた病院ということになりますと、これは地域にとっては大変ありがたいこと、特に産婦人科絡みであればありがたいですが、甲陽病院の経営ということを見るとさまざまなことも考えなくてはならない。あるいは地域の民間の診療所の皆さんのご理解もいただいているというふうには理解しておりますが、トータルで甲陽病院を囲む、あの地域の皆さんの医療という意味でどういうふうに判断をしなければいけないのかということも考えなくてはならないような気がしますが、その点についてのお考えをお尋ねします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

篠原眞清議員の再質問でございます。2点ほど伺いました。

最初に甲陽病院を取り巻く赤字関係の対応、これからの改善関係ということでございますけれども、先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、新たに市独自の計画をこれからつくる予定でございます。そこにおいて、今まで行ってきました経営の効率化にかかる財務の数値目標、また達成に向けた具体的な取り組みの時期をこれから再度認識しながら計画していくと。当然、過去4年間と今年度の予測を踏まえて洗い出しをしながら、この新たな計画をつくる中でこの赤字解消に向けて努力していきたいと考えています。

次に産婦人科関係、進出に伴う甲陽病院、その周辺地域の状況等でございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたけれども問い合わせが実際ございました。もし開業するということであれば、当然、甲陽病院との周辺での医療連携も当然図られていくことは確かだと思います。今後もしそういう地域医療の充実に向けたそのような対応についても、これから甲陽病院とも連携を図りながら推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

子育て支援住宅の、この経過については私たちも今の子育て支援の政策として、これは必要なことでありますし賛成をいたすところでありますが、ただ1点、考え方としてその設置する

場所について、1点考慮する必要があるかなと思ひましてご質問させていただきますが、子育て支援で子育て世帯がより利便性のいいところということはよく分かります。よく分かりますが、もう一方で北杜市は高齢化が急速に進んでおりまして、独居あるいはお二方、老人世帯と申しますか、そういう世帯が急激に増えております。そしてさらに困ることは地域によっては限界集落化しておりまして、続々と老人世帯が増えてしまっている。そういうことになると、将来のことを考えると限界集落にいらっしゃる方たちへの手立てということを見ると、その方たちを市の利便性のいいところへ移っていただくようなケースが想定されるやにも思ひますし、そしてさらにお年寄りには足の確保を十分に考えなくては行けない。そういうふうにと考えると、今回たまたま須玉の素晴らしい庁舎のある、中心の非常に利便性のいいところ、もしあそこが子育て住宅とお年寄りの施設と一緒にセッティングされるような状況になれば、足のないお年寄りがいろんな意味で生活しやすい環境にもなってくる。そのへんのことにも考える必要があるやに思ひますが、その点についてお答えをいただきます。

それから国保の制度が大きく見直しが見込まれております。時期は明確になっておりません。もう一度お尋ねをしたいんですが、すでに今、おおよその状況が見えてきております。市が移管を受けてやらなくてはならないものというのが、今さまざま想定がされております。それら市が直接、直営でやる場合に関して今、想定する中でどのような課題が、あるいは問題が見出せるのか、その点をお答えいただきたいと思ひます。

それから要介護者支援制度、先ほど4月時点で312名というお答えをいただきましたが、市で対象者として想定している人数というのは把握されていると思ひます。それに対して申請者の比率、この312人がどのくらいの比率になるのかを教えてください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

子育て支援住宅の場所についてでございますけれども、当然高齢者対策ということも並行して大事なことであることは間違いなくは認識しておりますけれども、今回、子育て支援住宅ということで、少子化の問題はそれ以上にまた大事なことで、市の将来を考えたときには少子化の問題は正面から向かっていかなければ行けないということでございます。

そしてご案内のとおり、場所については新たな土地を求めないということで既存の市の土地ということで、駐車場等を含めて12戸以上が建設可能なおおむね3千平方メートル程度の、まわりに子育てしやすい病院ですとか、ショッピングセンターですとか、学校ですとか保育園等々がある、いい場所について選定したということでございますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思ひます。

それから支援制度のことで、312名ということで答弁をさせていただいたわけですが、この制度につきましては過日、山梨日日新聞のほうに数字等が出ていまして、比率ということでたまたま、北杜市については20%ということで報道がされたわけでございますけれども、いろいろな、例えば65歳以上の世帯ですとか、身体障害者の手帳を持っていらっしゃる方とか、いくつか条件というか、分母の部分が決められているわけですが、重複した部分とかがたくさんありまして、正確な数字を算出することが不可能ということございまして、ましてこの制度は登録してくださいということで、手を挙げていただく制度でございますので、分母の

数字については、はっきり出てこないということでぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

篠原眞清議員の再質問にお答えします。

介護保険の見直しに関しての市の課題といいますが、対応の仕方ということでございますけれども、現在、国からの情報では国は現場に混乱が生じないように要支援1・2を一気に、すべてを一度に移行するというのではなくて、段階的に移行する方針を示しているところでございます。

おそらく介護予防給付費と市町村事業をどちらでも利用できる経過期間を設け、徐々に移行するということが考えられるところでございます。この場合、課題としましてはそういう事業をすれば市事業の新たな創設、またサービス提供事業者の確保や育成、また対象者の方々の理解を得ることなどが必要だと考えます。

地域の実情も考慮して、住民の方々に求められる事業の創出が求められるということで、本市では平成24年度から日常生活支援総合事業というのを開催しておりまして、当初から北杜市とすればそういった事業については取り組んでいるところでございまして、この事業の検証結果等を踏まえて、国の動向に注意して市として、また事業を創出していきたいというふうに考えています。

仮に市町村事業に移行された場合、その受け皿となる、先ほどもちょっと説明しましたけどもサービス提供事業者の確保ということが必要だというふうに課題として挙げております。事業創出の際には利用者の意向ばかりではなくて、提供していただく事業者の、サービス提供しやすい事業の内容にしなければならないということが課題として挙げられるのではないかとというふうに現在、考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

次に指定管理者制度について、お尋ねいたします。

1つ目の非常時の対応、危機管理等についてお答えをいただきました。直近の具体的な事例で申し上げますと先般、大泉町内のパノラマの湯で発生しました火災、大変残念といいますが、ケガ人がなかったのが幸いかなという気がしておりますが、先ほどの答弁の中でさまざま、指定管理業者に対しては、緊急時の対応を細かく指示をしているというお答えをいただきましたが、実際にこの火災が起こって特にパノラマの湯は観光客の皆さんがかなり利用されているということも含め、大変人気のある温泉ですので私たちもときどき利用させていただいていますが、こういうことで休業したときの対応、周知等を、さまざまな利用客の皆さんに周知のあり方等が実際指摘、指導されているとおりにできていたのかどうか、そのへんの状況。

それからもう1点、施設の改修費用の負担のあり方等、これはその火災の原因等が明確になってみないと、そこで市と指定管理者との話し合いということになるんでしょうが、今の時点でその負担のあり方等がどんなふうになっているのか、お知らせをいただきたいと思います。

それから2つ目のもてなしについてであります。北杜は観光を大きな産業として位置づけ、また育成をしていかなければならない状況の中で、観光客にとっての楽しみは景観の素晴らしさや食べ物のおいしさもあるでしょうけども、それ以上に旅の印象として心に残るのがその土地の人々との触れ合いではないかと思えます。その土地での人々との触れ合いが北杜に来てよかった、また北杜に来たいという、その感動の第一歩になるというふうにも言われております。そして心のこもったおもてなしに大事なものは相手に喜んでいただきたいという心構え、受け入れる側の心構えが何より大切だということに言われております。

その観点でこの休日のあり方とか、今、2料金制といいますが、2つに分かれている料金のあり方等も含めて、やはり観光施設ですから観光の方たち、市民の皆さんにご利用いただくことと同時にやはり観光客の皆さん、市外の皆さんへの目線、それもおもてなしという観点での目線を考えたときに、改めて先ほど検討の方向というふうなご答弁がりましたが、改めてそういう観点でもう一度、東京オリンピックの招致ではないですが、私たちも一緒にそのことを考えて具体化していく必要があると思えますので、その点を踏まえてのご答弁をお願いいたします。

それから指定管理者の経営安定ももう一方で必要だということで、先ほどご答弁をいただきました。さまざまな要望がきているということでもあります。やはり大事なものは市のほうでその指定管理者の運営の見極め、本当に大変な状況にあるのかを含め、市のほうで見極められるかどうかということが一番大事だということに思えます。それは財政的な報告書を含め、それから実際の運営上の問題点も含め、しっかりと掌握する。そのことが大変必要ではないかなと思えます。

そういうことと言えば次の4番とも関連してくるんですが、実績が計画と大きく乖離している、こういうものについてはやはり明確にその理由を記載していただく、誰しもが分かるようにしていただくということが必要ではないかなと。これは簡単なことだと思いますので、ぜひ書式の中へそういう考え方も取り入れるような方策ができないか、もう一度ご答弁を求めます。

それから自主事業についてであります。先ほど事前の打ち合わせをされているということですが、実際に示された計画が年度途上で実施をされているかどうかのチェックが所管課等で行われているかどうか、その点をお尋ねいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

篠原眞清議員の再質問にお答えいたします。

パノラマの湯について、休業したときの対応についてということでございます。それからその修繕に伴う費用負担ということで、まず1点目でございますが、パノラマの湯につきましては8月のお盆前に火災が発生して、再オープンをさせていただいたのが9月5日というふうな状況でございます。その間、大変多くの皆さまから再開を望む声がたくさんあったという状況でございます。なかなかこうした災害を想定したというような訓練ということも、避難というようなものはできるんですけども、その後の利用者への対応という部分では、やはり施設側の対応等について若干不便な点を利用者におかけしたということは、間違いのないところでございます。

そうしたこともございまして、中途、事業課のほうでももう少し見やすいような案内、それから各媒体を使つての広報、そうしたものを強力に推し進めて対応をしたというふうな状況になっているということでございます。

今後についても当然、そういう対応を反省いたしまして臨機応変に対応していきたいというふうなことで考えております。

それから9月5日に再オープンをするという段階までについては、燃えた範囲というのは3平方メートルから4平方メートル程度の範囲であったわけですが、けむりの熱によってだいぶ天井ですとか、例えば照明関係、トイレ、脱衣所等までスス、それから天井のほうも溶け出してしまったということで被害がだいぶ広がったという状況もございました。

そうした中で利用者から多くの声をいただいて、早期に再開をしたいということで施設側でもできる範囲の修繕を行って対応をしたと。また事業課のほうでも修繕で賄えるところはなんとか賄って、とりあえず利用者の皆さまにはまだにおい、それからスス等の汚れもありながらの利用になります。がよろしく願いますということも踏まえて、今、利用していただいているという状況であります。

今後の費用負担につきましては、やはり原因がなかなか特定できないという部分も踏まえて協議をしているという中でございます。ただ火災保険ということ言えば保険対応にはなっていくだろうということでもありますので、また先ほどから申し上げている仮オープンという形でオープンをさせていただいておりますので、今後正確に修繕の費用等が確定したところで、また議会等にもお願いしながら繁忙期でない冬の間に向けて、なんとかやりくりをしながら保険対応で修繕のほうは考えたいというふうに思っております。

次に地元との触れ合い、それから心構えということと、そういったものがおもてなしになるんではないかというふうなご質問だと思います。

観光施設のもてなしということでございますので、当然ご指摘のとおり相手の立場に立った、心温まる対応をするのがおもてなしの心と、それが原点だというふうに言われております。もてなしに対しては、相手が満足することでもてなす側も喜びを感じるというふうな関係ということも指摘されております。こうした相互関係を構築するということが重要であると考えておりますので、答弁の中にもありましたように温泉施設等については利用者のためにどのようなことができるかということには対応してございますが、さらに指定管理者の方々から意見を聞きながら会議を開く機会を設けて幅広く今後、対応していきたいというふうに考えてございます。

それから、年度途中の自主事業のチェックということでございます。

たしかに自主事業のチェック等について、当然しなければいけない内容ということではございますけれども、どうしても全部の自主事業まで、担当も入れ替わる中で必ずしも把握しているというふうな状況ではございませんので、途中でチェックするということがなかなかできておられない状況ではありますけれども、今回、自主事業を実施したいということでやっていたところが、自主事業ができずに終わっているという施設もございまして。そうしたことの反省も踏まえて自主事業等のチェックをもう一度、再確認をしながら指導にあたっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

篠原眞清議員の再質問にお答えします。

計画と実績の乖離されたものが、それが経営として見極められるか、そして乖離したものに対して書式の中へその理由を述べさせて開示、公表みたいなことをしろという、そういうご意見かと思えますけども、今ある書式の中にはそういう項目がありませんので、乖離というのがどの程度かというところもございまして、各担当の部局と相談しながらちょっと考えてみたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

最後の太陽光発電施設事業と北杜市のまちづくりについて、再質問を行います。

基本的に私どもは自然エネルギーの推進、もちろん賛成の立場に立たせていただいております。ただ指摘をさせていただきましたように、私たち北杜にとって環境、特に景観も含めた、これが大きな財産でありますし、これからの北杜市のまちづくりにとって欠かすことのできない資源、そういう観点で今、無法の状態です。計画が出始めているこの大型パネルの設置に関して、市としてどう考えていくかということが今、問われているというふうに思います。

時間がありませんから、2点について再質問をさせていただきます。

4つ目の北杜市独自の条例ができないかと、できないというご答弁をいただきました。山梨県および市の担当者に確認を私どもしたところ、現行の法律や条例では建物の屋根や屋上に設置するものを除いた大規模太陽光パネル設置を規制できないとの見解でありました。質問の前文でその趣旨を私も実際申し上げました、先ほど。その後、景観法の所管官庁である国土交通省の担当課に確認したところ、景観法の条例の第16条、届の行為の必要性のところの工作物が何に当たるかを確認したところ、この工作物に太陽光の発電設備も含まれますという明確な回答をいただきました。これは私たちが今後考えていく上で、条例等で対応の可能性が出てきたやに思いますが、その点についてのご見解を求めます。

それから5つ目ですが、急傾斜地ですが、この施設は明野町にあるキャンプ施設ふれあいの里手前の右側ですが、こちら側からいって、急傾斜地の森林を0.87ヘクタール伐採し、太陽光パネルを設置している施設であります。この施設、実はこの間の雨で現地を見てまいりました。大量の土が道路、あるいはその隣接の土地へ流れ出ております。これらについて、心配していることが起きてしまったというふうに理解しているんですが、市はどのように考え、どのように対応されるでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

それでは篠原眞清議員さんの再質問について、お答えをいたします。

先ほど質問の中で景観法16条の中に工作物が項目として入っているけれども、市のほうの条例等の設置の考えはどうかということでございます。

今のところ、市のほうにおきましては各法に基づいた制限等があるわけですが、まだ条例化に至っていませんし、今のところ条例にしていくという具体的なところまで計画をしている状況ではございません。しかし富士吉田方面におきまして、大きいメガソーラー等のパネルが設置されたということもありまして、富士吉田山麓の10市町村が協議を始めたところでございます。

今後、北杜市におきましても関係機関、また関係部局と協議、調整をしながら条例に向けて話を進めてまいりたいというように思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

篠原議員のご質問にお答えいたします。

6番目の急傾斜地の山林を伐採してということで泥が流れ出した、そういう状況にあるということへの指導ということだと思います。

たしかに再三、いろんな答弁の中であるように、なかなか大規模開発以外の部分で規制をすることが難しい状況にはございますが、伐採届の中でこれは対応したというふうな状況であります。そうした中で届という制度だけですので、なかなか指導というまではいかないですけれども、関係部署と協議しながらその設置者等にまたお願いなり、防災のほうのお願いをするというふうな形をとりたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

条例化の問題ですが、ここぞ北杜市が景観をどういうふうにするか、環境をどういうふうにするかが問われていると私は感じております。国の景観法に基づいて制定された市町村の景観条例を私のほうで調べました。今治市が景観条例の施行規則の中で工作物として建築物の屋根や屋上等に設置するものを除く、設置面積が1千平方メートル以上の太陽光発電設備や風力、その他の再生可能エネルギー源を利用した発電設備を対象にしております。また近くの富士宮市も景観条例施行規則の中で工作物として11種類を規定している中に太陽光発電設備、風力発電設備、その他これに類するものと明記して届け出を規定しております。これらの自治体は国の解釈を引用していち早く条例化に取り組んだものと推測がされます。北杜市の大事な資源である景観を、森林開発を中心とする大規模太陽光発電計画から守るために今ご紹介しました2つの市のような取り組みが必要かと思いますが、再度その点についてのご答弁を求めます。

それから明野町の問題についてですが、伐採届が出て市はそれを受理しています。市長名で受理の書類が業者へ届いています。そうすると現地を確認しなかったんでしょうか。私も驚きました。こんな急傾斜地にこんなものが設置されているのかと。そのことも含めて今、条例がないから対応できないであれば、なんらかの方策を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

再々質問にお答えいたします。

たしかに明野町の伐採届につきましては、伐採届け出上は当然、現地のほうを確認しながら適用通知を出すという手続きにはなりません。ですので現場を見たという状況ではございますが、ただ指導が、その段階で果たして今の法律の中で、防災のための指導ができるというものではないという状況で、あくまでも地域森林計画の中の定めがあるような、その後の転用等の届け出という形の適用通知を出したという状況になっております。

先ほどから申し上げているとおり、当然それを放置するという状況ではなく、やはりほかのところへ流出しているという状況を確認するということであれば、当然それを是正するようなお願いをする、また指導をしていくということは必要なことだと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

篠原眞清議員さんの再質問にお答えいたします。

条例化に向けて、どのように考えているかということだと思います。

たしかに先ほど先進地を2例ほど挙げていただいたわけですが、静岡県裾野市でもモジュールの合計面積が1千平方メートル以上を超える場合については届け出の提出を求めるという条例を平成25年の3月1日につくっているところでございます。北杜市におきましては現在、届け出が各法令に基づいて届け出を出すところと届け出が出ない地目のところがございます。それで今後、指導指針的な要綱指針、または要綱の制定を考えてまいりたいと。その中で地区の住民等の理解を、また協力を得られるような設置にあたっての制限等の要綱の中で指導してまいりたいという中で、自然環境、景観を保持してまいりたいという考えを持っております。

今後、事業の内容を確認しながら関係機関と調整しながら指針要綱等を考えてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開を30分といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

関連質問はありませんか。

野中真理子君の関連質問を許します。

○12番議員（野中真理子君）

4点、質問をいたします。

まず決算から5番目に質問した補助金と行政区の回覧についてですが、各種の団体、特に補助金をもらっている団体というのは、市の大きな役割を担うからこそ補助金が出ているんだと思いますが、そういう団体が出す広報、例えば年に1回とか2回であると思います。そういうものをあらかじめ区長さんなりをお願いして、即まわしていただくということは可能なのでは、理解が得られるのではないかと思います。特に補助金が年々減らされている中、そういう団体は新聞折り込み等をしているわけですが、1万円近いお金がかかる、補助金をその分減らされても、そこで回覧でまわしてもらえれば同じことができるわけです。そういうことも含めて、今一度この見解を伺いたいと思います。

医療・福祉から3点質問しますが、まず甲陽病院の内科医についてどうなっているか伺いたいと思います。

それと子ども・子育て会議についてですが、甲府や県では公募の人を募りました。北杜市ではどう考えられているのか、伺いたいと思います。

また子育て支援住宅ですが、篠原眞清議員も質問しましたように今ここで選定されている土地というのは須玉にしろ、大泉にしろ、武川にしろ歩いて図書館なり、買い物なり、支所なり行けるといことで、子どもにとってももちろんですけども、お年寄りにとっても大事な場所だと思います。そうであるからこそ、特に市単の事業になりましたから市がいろんなことが考えられるわけです。市にとって本当に必要な方のためにといことで、福祉政策の広い面から考える必要があるのではないかと思います、そのへんのご見解をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

野中真理子議員の関連質問にお答えをいたします。

他団体の広報等の区長文書としての取り扱いということのご質問でございますが、公共性の高い他団体からの事業のチラシ等の配布の依頼につきましては、それぞれの所管課におきまして内容等について審査をいたしまして、市が問い合わせ等に対し対応可能な場合、すなわち事業に市が関与しているような場合につきましては、区長文書としての取り扱いが可能であるというふうに考えております。

しかし団体等の会報ですとか、機関紙という広報紙的なものにつきましては、その団体の運営等に関するものでございます。市が関与しているものとは認められないということで、自主的な配布をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

野中議員の関連質問でございますけども甲陽病院の内科医師の状況ということでございます。現在も不在ということでございまして、これからも常勤内科医師の確保に向けて引き続き努

力をしてまいりたいと、現在のところも考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

野中議員の関連質問にお答えをいたします。

子育て会議の中に公募は考えているかということだと思いますけども、現在のところ公募については考えておりません。それから子育て住宅の土地でございますけども、先ほどお答えいたしましたように、今回につきましては子育て支援住宅ということで選定いたしましたので、当然お年寄りのことも大事でございますけども、今回については子育て支援住宅用地ということで考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

まず行政区の回覧についてですけれども、やはり各種団体、公的な機関というか、補助金をもらっている団体というのは例えば体協にしる、文協にしる、生涯学習や生涯スポーツの大きな役割を担うからこそ補助金が入っている。要するに市からの補助金をいただいて活動していることを市民に知らせるということも大事ですし、それからいろんな方がそこに参加して皆さんが健康になる、あるいはいろんな活動が、地域が活性化するというのは非常に大事な視点だと思うんですけども、そういうことというのは考えられないかどうか。要するに市からは独立して、自らがやっているから、窓口としては市に、たぶん名前を出せないと思います。でもそういう活動をしているということで区長さんの理解、また市の理解が得られないかということ伺いたしたいと思います。

それから子育て支援住宅についてですけれども、子育て支援住宅は大事なことは私どもも十分、分かっています。ただ国の補助金よりも市の市単の事業として自由に使えるほうがいい。そして須玉だけかと思ったら大泉、それから武川がバタバタと出てきた。大変急いだ事業という感じがどうしても否めないわけです。ですからじっくりと福祉全体のことを考える必要があるんじゃないかと。そういうことも含めて質問させていただきましたが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

野中真理子議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの広報紙等の区長文書としての取り扱いについての再質問でございますが、区長文書としての取り扱いの分を公的機関ということで限定をさせていただいたことは、先ほどご説明をさせていただいたとおり、行政区長さんのほうからそういった意見があったということで検討した結果、そうした基準を設けさせていただいたということでございます。

ただ、やはり先ほども申し上げましたように、その事業に市が関わっている場合については、その区長さんのほうにお願いするということは説明ができると思うんですが、市が関与してい

ない団体についての広報紙的なものについては、現時点においては区長さんの理解が得られな
いだろうということで、現在のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

野中議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど申しあげましたように単独事業ということで、単独事業で行うことにより、より子育て世代にやさしい住宅が造れるということでございます。また急いでいるのではないかという話ですけれども、ご存じのようにそれぞれの子育て、いわゆる少子化というものは近々の、市として一番重要な施策でございますので、そういったことを最優先に考えたときには子育て支援住宅ということで、それぞれのエリア、3エリアに分けてそこに非常に適当な土地があると、環境のいい土地があるということで予定したところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（渡邊英子君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほどからいろいろありがたいご質問をいただいておりますけれども、私なりに8年やってきて、いつも申すのでありますけれども、合併した北杜市の最大課題はなんといっても財政の健全化が一丁目一番地だと。あえて課題を2つ挙げるとするならば一丁目二番地は超少子高齢化社会へのスタンスではないかという思いで8年間舵取りをしてきました。そして言ってみれば財政健全化、これでいいとは言いませんけれども、先ほど来の数字のとおりであります。県、国からも一定の評価をいただくようになってきました。でもなんとかできるだけ負を残さないようにしていこうというのが共通した思いであるはずだと思います。その中で、とりわけ超少子高齢化社会、特に少子化はふるさと存続の危機ではないかという思いで、今、先ほど来より部長答弁等々の中でありますとおり、最大のまた課題として少子化対策をやっていこうと、ふるさと存続の危機ではないかこんな思いでいるわけであります。

いろんな意味で市民にも痛みを伴うことは確かでありますけれども、なんとかそういう思いでやっていかないとならないだろうという思いで、特効薬はないかもしれないけれども、医療を充実したり、産科医、小児科医くらいはなんとか確保しようよと。あるいはまた子育て支援をできるだけ経済負担も軽くしようということで、言わずも分かる諸事業、今の議論で言うならば子育て専用住宅もできるだけ市民ニーズに応えていこうという思いでやっておるわけありますので、ぜひひとつ議員と言わず市民等しく、この少子化対策を全力で取り組んでいきたいと思っております。

言うまでもありません。行政も費用対効果では語れない部分もたくさんあるわけありますけれども、それを超えて少子化対策をやっていきたいと、子育てを支援していきたいという思いでありますのでご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

指定管理者制度について、それから太陽光発電関連で関連質問をさせていただきます。

まず指定管理ですけども、現実にはちょっと基づいた質問になりますが先ほど期間中に指定管理業者さんの自主事業、あるいは指定管理事業について中間的なチェックができるかというお話があったと思います。この施設に関しては市民からいろいろな声が届いておりまして、例えば神代桜とか真原の桜の季節に休業しているとか、あるいは農園を併設されておりますけども、農園の草刈りを年3回やらなければいけないのに全然やっていない。こういうような指摘が現実に出てまいっております。そういうケースの場合は、やはり特別に中間で強い指導が必要なのではないのかなというふうに感じたので、そのへんのお考えをまず1点お聞かせください。

それから太陽光発電のところですけども、先ほど来、篠原さんの質問の中で規制とか条件というのは要綱でやるんだというようなお話があったかと思えます。しかしこれは、これでは業者になかなか伝わりにくい。むしろもっと強制力のある条例に明記して、網をかけていくというような必要があると思えますけども、その考えをもう一度伺いたいと思えます。

それから景観条例と環境条例との整合性という点ですけども、県もそれから北杜市も県外からの移住の促進を図っていると思えます。現実に移住してきた方が家を建てる、あるいは家を建ててみた、お店をつくってみた、そしてしばらく経てみたらそのまわりに太陽光発電のパネルがずらっと並んでいる、こういうケースが出始めております。そういう意味での整合性について、ご意見をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

岡野議員の関連質問にお答えいたします。

先ほど、産業観光部長のほうで回答いたしましたものは自主事業での中間のチェックという話だと思います。今の岡野議員さんの話はほかの苦情とか、そういう要望という話に聞き取れたんですが、指定管理施設でのまわりの地元の人たちとか、利用者等からの苦情等につきましてはその都度、リアルタイムに指定管理者の責任者には指導したり、お願いしたりはしております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

岡野議員の関連質問にお答えいたします。

まず、太陽光発電に伴う条例化についてという再度の質問でございます。

先ほど申しあげました点がございまして、今後、関係部局と協議をしていく中で条例化について方向を協議しながら考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それからもう1点でございますが、県外の方が田舎の景観とか環境を求めて北杜市に入ってきた場合に、まわりにパネルが設置されたということの中で景観とか環境はどうなのかというご質問でございます。

先ほども答弁の中でお答えをいたしました。基本的に各法令に基づいて届が出てくる個所、地目があるわけですが、その申請手続きのときには当然関係部局でそういう現地等、また地域にもお話を十分するというところで話をしているわけですが、届け出がない場所につきましては、今後うちのほうでも確認をしながらお願いをしてみたいと、こんなように思って、隣地に説明、また地域の説明というものについてはお願いをしてみたいというように思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

○8番議員（岡野淳君）

終わります。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、18番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

公明党の代表質問を行います。

はじめに、災害時要援護者の避難対策についていくつか質問します。

改正災害対策基本法が成立し、これまで曖昧であった個人情報の取り扱いが明確化され、名簿の整理、情報提供が進むことが期待されます。従来の制度でも災害発生時における高齢者などの避難支援の指針となる災害時要援護者の避難支援、ガイドラインに基づき名簿作成を市町村に求めていましたが、義務付けられていないため、作成している自治体は6割程度に留まっていた。

今回の改正により、要援護者の名簿作成が市町村に義務付けられました。名簿は本人の同意を得た上で消防や民生委員、行政区など関係機関にあらかじめ情報提供しますが、災害が発生した場合は同意がなくても必要な個人情報を提供できるとしています。

ただし個人情報を厳格に保護するため、情報を知り得た人に対しては秘密保持の義務も合わせて求めています。名簿の整備、共有は避難支援を円滑に進めるための第一歩に過ぎず、避難支援の取り組み自体は自治体側の入念な準備にかかっています。

弱い立場の人たちをどう守るかというのが次なる大きな課題であり、それぞれの地域社会に投げかけられています。発災時の個別の支援、行動計画を事前に細かく決め訓練するなど、今一度日ごろから地域で高齢者や障害者を支える体制を整備することが重要になります。

以下、質問をいたします。

地域の特性や実情を踏まえて、名簿情報に基づき具体的な避難方法についての個別計画の策定状況を伺います。

次に自主防災組織について、いくつか質問します。

東日本大震災以降、消防や警察など行政による公助とともに自分の命は自分で守る、地域住民同士で助け合う自助、共助の取り組みが大事になります。中でも地域住民が手を差し伸べあ

う共助の絆を強めることが求められ、その上で自主防災組織の強化や防災訓練の充実、住民の防災意識の向上は欠かせません。高齢化が進み、社会環境の変化などによる担い手不足が地域の防災力低下を招き、地域の防災体制を強化させるには、若年層や女性の参画促進などの地域が助け合う体制をつくることも必要です。地域防災力の向上はお互いに顔の見える地域社会をつくり、互いに助け合う意識を広めることでもあると思います。

そこで市の実情を見ると122行政区のうち45の行政区に結成されており、わずか36.9%となっています。各地域の個々の町内会などが単独で組織化しており、役員改選も頻繁に行われるため、中心となって活動する人材が少ないことや町内会自体がない地域もあり、自主防災組織である以上、あくまでも自主的に設置し運営することが基本原則となるため、今後の担い手の問題が現組織の運営、また新たな組織の設置を図る上でも大変大きな課題であると考えます。この現状を踏まえて、以下質問いたします。

1 項目めとして、組織率向上をどうやって目指すか。

2 目、住民意識の向上をどう図るか。

2 点でございます。

次に、いじめ防止対策推進法の制定を受けていくつか質問をいたします。

国がいじめ対策を本格化させてから初となるこの法律が本年6月に成立し、9月28日に施行されます。ここではいじめの定義を対象にされた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの、インターネットを通じた攻撃も含むと規定し、その上で重大ないじめが発生した場合は学校が事実関係を調査し、その内容をいじめを受けた児童生徒とその保護者、地方自治体に報告することを義務付けています。また重大な被害を及ぼす恐れがある場合は、直ちに警察に通報することも明記し、必要に応じて加害側の子どもに出席停止を命じることも求めています。

いじめの苦しさから抜け出そうと自らの命を絶つ子どもが後を絶たない。こうした事件が起きるたびにメディアは責任論に終始しがちであります。しかし、真に問うべきは関係者がいじめに真正面から対処しようとしたかという点である。子どもの悲痛な叫びを受け止めたか。そこを真摯に検証しなければ解決策は導き出せない。

多くの学校関係者は、いじめの撲滅に向けて取り組んでいるのは間違いありません。しかし現実的にはいじめは減っていない。文科省の調査でも増加傾向であり、地方だからないではなく、あるほうが普通と考える。

その一方で、問題に真っ先に対処すべき教員を取り巻く環境は意外にも厳しい。教員は残業時間が増え授業の準備時間も少ないと指摘され、教育以外にも多くの労力が割かれている。いじめの解決には、1 つにはこの本末転倒な状況を変える必要がある。教員が一人ひとりの子どもと丁寧に接することができるよう、教員数の増加や役割分担の明確化などの現場の負担軽減と効率化を急ぐべきであります。

いじめはどの学校でも起こり得る。しかも根が深く簡単に解決できない。だからこそ個々の事例を徹底して検証し、予兆を見逃さない体制の整備が必要で、同時に学校関係者は何よりも子どもの視点に立ってほしい。その姿勢こそがいじめられている子どもたちに希望を与えるからであります。以下、質問いたします。

地方公共団体はいじめ防止基本方針を参酌し地域の実情に応じ、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるよう努力するとあるが、市の実情はいかがでしょうか。

2つ目、いじめ防止等に関する機関および団体の連携を図るための条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、または地方法務局、警察その他関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとあるが、このへんはどのように考えておられるか、お伺いします。

次に健康マイレージの取り組みについて、質問します。

マイレージとはポイントサービスのことです。高齢化社会を見据えた施策の1つの取り組みとして、また生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばして将来的な医療費抑制にもなります。日々の健康づくりの実践記録をポイント化して特典を与える制度です。すでに静岡県や福岡県、茨城県など多くの県・市などで導入されており、自治体の先駆けとなった静岡県の取り組みは日々の健康づくりの実践状況をポイント化し、貯めたポイントを保育園や小中学校などへの寄附に用いたり、公共施設利用券、年間の登録サービス券と交換して人づくりやまちづくりに貢献できる制度であります。また兵庫県の取り組みはウォーキングの目標達成がポイント化され、公共施設利用券などと交換できる制度です。

市の健康診断受診率は平成20年には49.2%であったものが、平成23年には44.7%であります。減少傾向であり早急な対策が必要と考えます。以下、質問いたします。

健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントを貯めて特典を利用できる制度への考えがあるでしょうか、お伺いいたします。

以上、答弁を求め質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

災害時要援護者の対策についてであります。

災害時要援護者支援制度は、一人暮らしの高齢者や障害のある方などのうち、災害が起きたときに手助けを必要とする方に登録していただくことにより、その方を行政区、消防団、民生委員、近所の人などが連携して支援していく制度であります。

平成25年4月1日現在の本市の登録者数は312人に上っております。国では要援護者に対する、さらなる避難行動支援のために取り組む事項として自主防災組織、民生委員等の協力を得ながら、避難支援の個別計画を策定するよう要請しているところであります。個別計画に盛り込む事項としては避難支援者、避難所、避難方法、病院等への搬送などの避難計画が挙げられております。

市では災害時要援護者登録申請書が登録台帳を兼ねており、その中に地域支援者や避難する際の移動方法が記載されておりますので、現時点ではこの登録台帳を個別計画として活用していきたいと考えております。

次に、健康マイレージの導入についてであります。

健康マイレージは、平成19年度より全国に先駆けて静岡県袋井市で初めて取り組みを実施し、全国的にも複数の市において特色ある取り組みを行っているところであります。この事業は市民の健康診断の受診率の向上が図られるとともに、健康づくりに励むことで医療費ならびに介護費の抑制につながるほか地域コミュニティなど、人づくりにも結び付けることができる

ユニークな施策であります。

本市においても総合健診や健康関連の教室、ならびにイベントを行っておりますが、健康診断の受診率や各種事業の参加率については伸び悩んでおり、先進地の活用状況や効果率などを調査し、併せて本市の地域特性を考慮しながら各関係部局の連携を図り、検討を行ってみたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

いじめ防止対策推進法の制定を受けてについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、いじめ防止対策の基本的な方針の策定についてであります。

この法律においては、国がいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定するものとしております。また、地方公共団体は国の基本方針を参酌して、地域の実情に応じた基本的な方針の策定に努めることとしております。現在、国においては基本方針の策定作業が進められているところであります。

市といたしましては国・県の動向を注視しながら、基本的な方針の策定が必要かを検討してまいりたいと考えております。

また、法律においては学校は国の基本方針、または地方公共団体の基本的な方針を参酌し、その学校の実情に応じた基本方針を策定することとしていることから、校長会において各学校の基本方針の策定に取り組んでいくことを指導したところであります。

次に、いじめ問題対策連絡協議会の設置に対する考え方についてであります。

法律では地方公共団体はいじめ防止等に関する機関および団体の連携を図るため、条例の定めるところにより学校、教育委員会、児童相談所、法務局または地方法務局、都道府県警察、その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとしております。本市といたしましては、国の基本方針に沿った取り組みを推進する上で、県による協議会の設置にかかる動向等も注視しながら、市独自の協議会の設置について検討してまいりたいと考えております。

なお、いじめの発見は教師の日常的な観察や教師間の情報交換だけでは、正確な実態を把握することが難しい面もあります。そこで普段の行動を振り返るためのアンケートなど客観的なデータも組み入れながら、児童生徒の実態を把握するための調査を来年度より全小中学校において実施することを現在、検討しているところであります。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

自主防災組織について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、組織率の向上についてであります。

多くの犠牲者を出した阪神・淡路大震災では、日ごろからの近隣や地域社会とのつながりが極めて重要であることが再認識されることとなりました。瓦礫の下から救助された人のうち約

8割が家族や近所の住民らによって救出されたとの報告があります。普段から支え合う関係が大規模災害における犠牲者を最小限に食い止めるために大きな役割を果たしたといえます。

市では「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念を育て、災害に強いまちづくりを推進するため、平成20年度に北杜市自主防災組織育成推進実施要綱を定め、市民が自主的に結成する防災組織の組織化を図ってきました。

結成を支援する取り組みとして、これまでも毎年、行政区長会や市代表区長会等で自主防災組織の必要性を説明し、また区から要請がある場合には地区公民館等に職員が出向き、結成の働きかけを行ってまいりました。こうした取り組みの結果、9月1日現在、市内では45組織、4,353世帯の自主防災組織が結成されております。

すべての行政区に自主防災組織を結成することを目標に、今後も引き続き市民を対象とした地域防災マップの作成支援や防災リーダー養成研修会等を通じて、機会あるごとに自主防災組織の結成・育成に努めてまいります。

次に、住民意識の向上についてであります。

地域社会における住民同士の支え合いは災害だけではなく犯罪、福祉、教育、環境等のさまざまな問題を解決する際にその役割を果たしてきました。しかし、本市においても住民の生活様式の多様化、少子高齢化の進展、核家族化、世帯構成の変化等さまざまな要因により地域社会とのつながり、近隣住民との結びつきが薄れてきております。一方、多発する犯罪や東日本大震災等を教訓として、改めて地域・近隣のつながり、結びつきの必要性が再認識され、本市においても自主的な取り組みを進めている事例も見受けられます。

自主防災組織の結成とともに地域コミュニティの維持・復活への起爆剤と位置づけ、住民の意識啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後1時40分といたします。

休憩 午後12時07分

再開 午後 1時40分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

小尾直知君の再質問を許します。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

それでは、災害時の要援護者について再質問します。

東日本大震災でも避難生活が長くなって、もともと病気を持っている方や体調の悪い方などがそういうことが原因で亡くなる例が非常に多かったと。いわゆる震災関連死というものですね。そういうことがあって、福祉避難所的なこの整備を考えていかなければいけないということがあって、北杜市のデータを見ると10カ所くらい、すでに設定はされているようですが、そのへんの中身を分かる範囲で結構ですので教えていただきたいと。この医療サービスも

考えなければいけないということで、この医療サービスについての考え方も併せてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

小尾直知議員の再質問にお答えをしたいと思います。

福祉避難所の整備の関係ですけれども、今、議員さんおっしゃいましたようにすでに指定をされておりまして、北杜市の地域防災計画の中で大規模な災害により避難所生活が長期に及ぶ事態となった場合は援護者専用の福祉避難所を開設するというので、10カ所を指定しているわけです。これは主にデイサービスセンター等々が主な施設になっているわけですけれども、しかしながら、まずは一時避難、いわゆる地区の集落にある一時避難所、集会所等が多いとは思いますが、そちらを優先していただいて、その中にセパレートというか、区画した中にそういった要援護者の方々のスペースを確保すると。それでも長期になった場合には、今言いました福祉避難所というものを開設して対応していくということになるかと思えます。

それから2点目の医療サービスのことでございますけれども、こちらにつきましても、地域防災計画の中に塩川・甲陽の両病院の医師、看護師、それから市の保健師ならびに日赤奉仕団による救護班を編成することと決められておりまして、また塩川・甲陽両病院と白州、それから辺見両診療所に医療救護所を設置するというのでございますので、医師等によりましてトリアージというか、いわゆる病状の優先度というか、重症度を判定した中でそれぞれ現地で処置できる場合、それから病院等に搬送する場合というふうな形で区分けをして対応していくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

もう1点、最終的には安否確認というところがポイントになるかと思うんですが、こういう災害時の状況というのは非常に混乱が予想されます。それでどうしても社会福祉協議会とか、いろいろ外部に委託をしなければならないと、こういう場合も考えられていると思うんですが、こういう場合はある程度、事前に協定を結んでおかなければならないと。こういうことがあると思うんですが、このへんの取り組みについてはどうなっているのでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

小尾議員の再々質問にお答えしたいと思います。

安否確認ということでございますけれども、前の篠原議員のときのお答えの中にちょっとありましたけれども、登録のカードの中に地域支援者という方を記入するようになっていまして、要は向こう3軒両隣ではないですけども、地域のコミュニティの中で近隣の近い人たちに助けて

もらえる方を記入するようになっていきますので、そういった方の身近な人が一番、そういった有事の際には力強い味方になるのかなということでございますので、現在の段階で外部委託につきましては考えておりません。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

自主防災について2点ほどお聞きしたいんですが、防災の資機材とか食料についてはきちんとやられているかどうかちょっとよく分かりませんが、このへんの状況についてもし分かっておれば教えていただきたいと。

もう一つは防災資機材について自主防災に対する補助が今あるわけですが、結局今年1年で終わるような感じになっていると思うんですが、このへんの見通しについてお願いしたいと思います。どうしてもこの結成状況から見ると、あと6割以上のところが自主防災が結成されていないということでもありますので、とても1年だけで補えるものではないと思うんですね。だからそのへんについての見解をお伺いします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

小尾議員の再質問にお答えをさせていただきます。

2点いただいております。まず1点目でございますが、防災資機材や備蓄食料の配備状況というご質問でございます。

大規模災害等におきましては広い地域に被害が及び交通網が寸断され、支援物資と行政の支援が遅れることも想定がされるところでございます。市民自らはもちろん自主防災組織等におきましても、資機材や食料等の備蓄に努めていただきたいと考えております。

これまでも市の自主防災組織資機材整備費補助金を活用いたしまして発電機や投光機、簡易トイレ等、自主防災組織それぞれの地域実情に合わせた品目を選定し、資機材の整備を行っていただいているところであります。

補助金でありますので、行政区と地元負担金も発生いたします。結成されたすべての組織が資機材整備費補助金を活用しているわけではございませんが、個人、地域、行政、それぞれでのレベルで資機材や食料の備蓄を進める取り組みをより一層、進めてまいりたいというふうに考えております。

それとあと1点でございますが、自主防災組織の資機材の整備費の補助金、今年度末で切れるがということのご質問でございます。

ご指摘のとおり、住民が自主的に結成する防災活動を支援するために自主防災組織の資機材等の購入に対しまして、北杜市自主防災組織資機材整備費補助金要綱を定め、平成21年度から交付を行っております。この要綱の有効期限は平成25年度ということで5年間の期限が今年度末で切れるということになっておりますが、ご指摘いただいたとおり、まだ19の組織での活用に留まっているという状況にありますので、今後この制度の延長をするか、また延長した場合は期間をどうするか、また資機材の品目だとか助成額といった制度の内容、そういったことに加えまして、新たな制度の創設等も含めまして、総合的に、また早急に検討してまいり

たいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

では次にいじめ防止対策についていくつかお聞きしたいと思います。先ほどの答弁の中で定期的なアンケート調査等もやられるというような方向性のようですが、若干、今月の末から、実際にはこれは導入されるわけですね。まだまだ検討段階だということだとは思いますが、ある程度、これは具体化していないと前は進んでいかないと思いますので、このへんについての答弁をもう1回お願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

小尾直知議員の再質問にお答えしたいと思います。

国の基本方針が今月の末ぐらいには出てくるということですので、これを参酌して計画を策定することというふうになっておりますので、10月からは作業にかかっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

もう1点、いじめというのはやっぱり人間として絶対に許されないと、こういう意識が一番大事だと思いますけども、この学校教育全体を通じてこのへんの、子ども一人ひとりにどういうふうに通じていくか、このへんもポイントになってくると思うんですが、このへんの考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

小尾議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まずはじめに過日行われました全国学力学習状況調査の結果で、その項目の中に「いじめはどんな理由があってもいけないことか」という質問がございます。それに対して「そう思う」というふうに答えたのは本市では小学生が98%、中学生が95.6%と全国平均よりもかなり高い回答率でございました。そういった状況の中ではありますけども、学校においては学習指導要領に沿って自分や他人の命を尊重する心や集団や社会の決まりごとを守ること、人間として、してはならないということを教えて道徳教育の推進を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

小尾直知君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、21番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

日本共産党を代表して、白倉市長に3項目質問します。

質問の第1は、市長の政治姿勢についてです。

参議院選挙の結果、自民・公明両党で参議院の過半数を確保した安倍政権は消費税増税、社会保障の大改悪、雇用のルール破壊、原発推進、TPP推進、憲法改定と集団的自衛権の行使、米軍基地強化など、あらゆる分野で危険な暴走を始めている。これらはどの問題をとっても国民の暮らしと平和、民主主義を破壊し、国のあり方の根本を覆すような危険な暴走である。同時にこれらの暴走リストはどれ1つをとっても国民多数の民意に背くものである。暴走の一步一步が国民との矛盾を広げ、破綻を深刻なものにせざるを得ない。

ここでは、北杜市民の生活に大きく関わる2点について質問します。

まず消費税増税についてです。どの世論調査を見ても来年4月からの増税を予定どおりに行うことに反対の人は過半数を超えています。政権発足以来9カ月近く経ったアベノミクスの結果、大企業の儲けや大資産家の懐は改善しても勤労者を中心に国民の所得は増えていません。収入が増えないのに円安などで石油製品の価格や生活必需品の値上げが相次ぎ、国民の生活を圧迫しています。

こうした中で消費税を増税し、国民から購買力を奪えば経済も暮らしも致命的な打撃を受けるのは目に見えています。消費税の税率を現在の5%から8%に引き上げれば、国民の負担は約8兆円増えます。再来年10月から予定されている10%への引き上げと合わせれば13.5兆円の負担増です。こうした莫大な負担増を法律が成立しているというだけで、増税点検会合のわずか60人からの聞き取りや短期間の経済動向だけで決めてしまおうというのは、無謀の極みです。来年4月からの増税は中止すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次にTPPについてです。

TPP交渉を巡って、政府が守秘義務協定への署名を理由に情報の開示を拒みながら譲歩を重ねていることに与党を含めて批判が広がり、農林漁業団体や医療関係団体、地方自治体などが結集した集会が各地で開かれています。

JA梨北代表理事組合長の堀川千秋氏はしんぶん赤旗日刊紙に登場し「東京大学大学院の鈴木宣弘教授らの試算では、TPP参加の山梨県全体の影響は米と酪農を中心に101億円だといわれています。私たち梨北の米と酪農はすっぱり入って全滅ですよ」「私たちは諦めずに主張し続けます。農業を潰し国土を潰すTPPには参加せず、交渉は終わりにしてほしい」と述べています。こういう声に応えてTPP交渉はやめるべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

質問の第2は子どもの育ちを支える中学卒業までの医療費無料化を求めることについてです。中学3年生まで医療費無料化を求める会の代表は9,500筆を超える署名を提出して今年1月30日に副市長、福祉部長、子育て支援課長と面談をし実現を要請しましたが、25年度予算には計上されずに終わりました。

そこで会ではもっともっと、1万筆を超える署名を集めようと署名活動を続けています。つい最近、1万筆を超えて1万391筆の署名が集められたと聞きました。最近、署名をする人たちは「市はまだやらないのか」「いい加減に実施してほしい」と怒りをあらわにしている人が多くなっています。

病院の窓口の3割負担が払えないためにひどいやけどを負っても、新型インフルエンザが疑われても病院に行けない子どもたちがいます。早めに虫歯の治療をすればいいのに、親の懐具合で受診を延ばして重症化する例もあとを絶ちません。

菟崎市など中学校まで窓口無料化を行っている自治体では喘息、アトピー性皮膚炎などの継続管理の必要な患者の受診率向上など大きな成果として挙げられています。

市は財政が厳しい、合併自治体は交付税が減らされると言いますが2011年度の標準財政規模に対する地方債現在高の割合は市の平均で174.0、北杜市は170.4と低くなっています。昨年度と今年度、2011年度の公債費適正化計画より、さらに上回る繰上償還を行っており、県内の他の市に比べてさらに低くなっています。北杜市より地方債残高の割合が高い上野原市や笛吹市などであっても、中学3年生までの医療費窓口無料化を行っております。

北杜市も中学3年生まで医療費無料を実施すべきです。また国は自治体の窓口無料化にペナルティを課しています。国に対してペナルティをやめ、国として無償化を行うよう求めるべきです。答弁を求めます。

質問の第3は「いつでも、どこでも、誰でも」が安心して受けられる国保を求めることについてです。

国保は他の医療保険に加入しない、すべての住民に医療を保障する制度です。現役時代は健保や共済に入っていた人も年金生活者になると多くは国保に加入します。国保は誰もが一度はお世話になる医療制度であり、北杜市では約半分の世帯が国保に加入しています。「国保税が高くて払ったら生活していけない」「高すぎて払えない」、多くの市民が高すぎる国民健康保険税に悲鳴をあげています。

この間、大阪府堺市では一般会計から繰り入れて4年連続国保料を引き下げ、南部町では住民検診の受診率を引き上げて医療費抑制に努めるなど、自治体独自の努力が行われています。北杜市でも市独自の努力で国保税を引き下げるべきではありませんか。

また北杜市では、昨年度から資格証明書を発行しています。資格証明書では病院の窓口でいったん医療費の全額を支払わなければなりません。保険料を払いたくても払えない人が窓口で医療費全額を支払わなければならない資格証明書を発行されたら医者にかかれなくなり、命をなくすという事態が全国で起きています。

昨年9月議会の日本共産党の清水進議員の資格証明書の発行をやめるべきという質問に対して、国民健康保険制度は国などからの補助と加入者の皆さんの相互扶助で成り立つ制度、国民健康保険税の収納を確保する上での1つの手段として設けられていますと答弁されました。しかし今の国民健康保険法に相互扶助、助け合いという文言はありません。国保は憲法25条に基づく社会保障の制度であり、お金がない人を制度から排除するのは本末転倒です。資格証明

書の発行はやめるべきです。答弁を求めます。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

政治姿勢について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、消費税への見解についてであります。

少子高齢化が急速に進む中、安定的な社会保障の財源確保が必要とされております。また現在の日本の財政は極めて厳しい状況にあり、これ以上、将来へ負担の先送りをする事は許されません。

このような状況の中、長期的な視点から社会保障制度を維持・強化し、市民が安心して生活できる社会を実現することは誰もが望むものであり、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、TPP交渉についてであります。

TPP交渉については政府において本年3月参加表明後、参加国と8月から本格的に多国間交渉が開始され、年内の妥結を目指しております。一方、交渉の情報開示については、政府が守秘義務協定へ署名をしていることから交渉内容が明らかになっておりませんので、交渉内容を注視してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

「いつでも、どこでも、誰でも」が安心して受けられる国保をについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国民健康保険税の引き下げについてであります。

全国的に医療費は年々伸びており、本市においても平成23年度、前年度比5.09%、平成24年度、前年度比0.93%と伸びている状況であります。

市では医療費抑制事業として毎年特定健康診査、特定保健指導を実施しておりますが、近年の医療費の動向を勘案しますと、現状での国保税の引き下げは難しいと考えております。

次に、資格証明書の発行についてであります。

国民健康保険の財源は国や県、市などの公費負担と国保加入者の負担から成り立っております。低所得者に対しては所得に応じて軽減措置が取られており、また今年度から一部負担金の減免および徴収猶予に関する要綱を制定し、生活困窮世帯の負担金の減免にも対応しております。資格証明書の交付は、納税相談の折衝の機会の手立ての1つであると認識しております。滞納額が拡大し納付困難者が増加しないよう、滞納世帯の実情の把握と納税相談に応じる環境づくりを積極的に行い納付につなげ、資格証明書の交付を行わないで済むようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

中学3年生までの医療費助成の引き上げについてであります。

本市においては平成27年度からの交付税の段階的な縮減に備え、徹底した歳入歳出の見直しを行うとともに、財政健全化への取り組みを進めているところであります。

市としては保育料の第2子以降無料化など、特色ある子育て支援事業をさまざまな方面からバランスよく実施していることや医療費無料化の拡大については、大きな恒久的財源の確保が必要になり、事務事業評価や事業仕分けを実施する中で、交付税縮減後においても健全な財政運営の持続が可能かどうか、引き続き慎重に検討してまいります。

なお、多くの市町村が対象年齢を引き上げていることから、県市長会を通じて国・県へ統一した基準での財政措置および窓口無料化に対するペナルティの廃止等について、引き続き要望してまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

子どもの育ちを支える中学卒業までの医療費無料化を、この項目で再質問をいたします。

午前中の質疑の中で須玉、大泉、武川町に子育て支援住宅を建設すると。来年から4年かけてやっていくと。この建設の理由なんですけれども、若い世代が流出する要因の1つである子育てしやすい環境、住環境の不足に対応するため子育て世代の支援住宅を建設すると、こういうふうに謳っているわけなんですけれども、私どもは若い世代が流出する要因の1つ、これは生活しやすいソフト面の環境改善が必要ではないかと。市長も先ほどの答弁の中で、超少子化はふるさと存続の危機であると、こういうふうに答弁をされました。それならば、市長がそういう認識であるならば現在、県下で一番遅れている小学校3年生までの医療費助成の年齢引き上げが必要だと思います。答弁をお願いいたします。

2点目として、さっき福祉部長から答弁がありましたけれども、北杜市は公債費を返還する、借金を返す、こういうのが歳出の18%を占めて、これは県下でダントツ1位なのですが、それと引き換え民生費が約18%、これは他市の平均が27%ですから、この公債費、借金の返済に使われているお金が民生費を削ることによって生み出される、そういう数字の上からでは出てくるわけなんですけれども、そういうことで福祉部長までも福祉費を削ってというふうな答弁ではちょっと情けないなと思います。そのへんの認識をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

中村隆一議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどもちょっと申し上げましたが、市ではいわゆる子育て、あるいは少子化対策等については広角的に事業を実施しております。したがって、若い世代が流出する一因になっているのではないかというお話ですけども、先ほども申し上げましたように保育園の2子以降等々の、違った意味での支援策も実施しておりますので、必ずしも今言いました中学3年生までの医療については問題ないというか、そういうふう考えています。

ただ、先ほども申し上げましたように、多くの市町村で年齢の引き上げを行っておりますので、国・県に対しては引き続き強く制度そのものの年齢を上げるような形に要望していくということでございます。

それから2点目でございますけども、民生費が削られて、それがというふうな話ですけども、比率等もいろいろあるかと思っておりますけども、逆を言いますと民生費等の扶助費の支出につきましては、いわゆる健康であるとか扶助費として支出する金額が少ないということは、そういった扶助を必要とする方が少ないということですので、違った面から見ますと健康的な人も多いということも1つの要因としては言えるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

昨日、新聞の折り込みに医療費助成を求める会のニュースというのが入っていましたけれども1万391筆の署名が集まっています。この署名の重みについて聞きたいと思っておりますけども、また市の試算でも6千万円から7千万円あれば中学3年生までの医療費の助成はできるんだと。この間、山日新聞にも出ていましたけども、甲州市の市長ははじめはこの医療費の助成についてはうしろ向きな姿勢でいたわけですよ。ところが市議会の皆さんが医療費助成は時代の流れだよと市長を後押ししました。そうしたら市長が決断をして、実際にやってみたら最小の費用で最大の効果ができたと、そういうことで非常に最初思っていたよりもよかったなとそういう実感が語られていました。

北杜市議会でも昨年の3月には全議員が賛成をしておりますので、議会としても応援をしていると。そういうことで市長の決断、市長が本当に子どもを大切にするという先ほどの答弁を実現するにはこれしかないと思っておりますので、この決意を聞きたいと思っております。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど部長が基本的には答弁したとおりでありますけども、少子化対策、子育て支援はわが北杜市は広角的にやっているんだということは、私は事実だと思います。その1つが子ども、第2子以降の保育料は無料にしている等々であります。たびたび言うとおり特効薬がないだけにいろいろなことで支援してみたいと。今回は子育て専用住宅で、また少子化対策（子育て支援）をしていこうというのもその施策の1つでありまして、ご理解をいただきたい

と思います。

また民生費が北杜市は他の市町村に比して少ないではないかという、率の話も聞きました。これは、北杜市は他の市に比べて予算規模が大きいわけです。予算規模が多い中で民生費を見ると率はいささか低いのかもしれませんけども、1人当たりの市民の民生費という意味からすれば、決して他の市に比較して低いとは言えないというふうに私どもは承知をしているわけがあります。

いずれにしても今ご質問の子ども医療費、いまだ北杜市だけが小学校3年で寂しいではないか、子育て支援が不足しているのではないかという問題についてはいろんな意味で広く、私は社会保障が、借金をしているのかどうかということは分かりません。でも山梨県の市長会としては、子育ての医療費については国の制度として未就学者でなくて、できれば小学校6年生ぐらいまで上げてほしいということは市長会としても取り上げているわけでありますので、そんな角度でも頑張っていきたいとは思っているところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

次に移ります。

誰もが安心して受けられる国保ということですが、この資料を載せておきましたけども、国保の職業構成を見ますと国保世帯というのは定年退職したとかということで無職の方が40.8%、被用者35.3%、そういうことでこの被用者というのは正規なサラリーマンであれば組合健保とか協会健保に加入すべき人なんですけども、今は派遣やパートなど非正規の雇用の人々が非常に多くなっていると。そういうことで所得が低い。所得が低い割には、この保険税の負担が高いというようになっているんですね。そういうことで、先ほど部長の答弁では1つの手段として資格証を発行しているという答弁ですけれども、資格証を発行された方について実態の調査をしているのかどうか、そのへんのことをお聞きしたいと思います。

2点目としては、資格証は窓口で全額払うんですけれども、北杜市の場合には保険証を1カ月有効だと、こういう短期保険証というのを450世帯にも発行していると。こういうことをされないと、1カ月経ったらもう保険証が切れてしまうと。そういうことで保険から除外される、そういう市民がたくさん出てきているのではないかと、このへんについてお聞きします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

中村隆一議員の再質問でございます。

最初に資格証明書の交付にあたって調査等をしているかということでございますけども、私どもとしましては一律、機械的に対応するということはありません。電話督促や戸別訪問等により接触を図りながら、個々のケースに対応するように努めているところでございます。

また短期保険証でございますけども、当然、滞納がある方にはその納期に応じて短期証を交付しているわけでございますけども、いずれにしても窓口に来庁されまして、ご相談をいただ

ければ納付状況等々、その家庭の状況に応じて対応しているところがございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

先ほどもちょっと言いましたけれども、国民健康保険に加入している人たち、世帯は一般に無職の方、また所得の低い方が加入しているわけですが、この所得に対する保険税の負担率というのを最近では9.7%から10%、ときには17%、20%という過酷な負担になっているわけです。そしてさっき、電話で対応しているという話ですけども、家庭訪問をしてそれらの実態を、本当に3食、食べられているのかどうか、そういうところを報告していただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

中村隆一議員の再々質問でございますけども、資格証明書にあたっての調査等でございますけども、詳細な資料、データ等はございませんけども、その人個人のケースごとに親身になってこちらのほうでも対応しているところございまして、少しでも窓口等に来ていただければ短期証を交付する状況でもございますので、ご理解に願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

清水進君の関連質問を許します。

○11番議員（清水進君）

1点、お願いをいたします。

子どもの医療費助成について、お伺いをいたします。

先日の議員協議会では子育て支援住宅が須玉地区だけでなく、大泉地区、武川地区と建設していく計画が示されています。今後の学校整備では高根統合小学校、そして順次、統合される中学も整備されてまいります。当局が今後の計画の中で、子育て住宅建設を増やしたのは財政についての見通しが、厳しいからを改善していると判断しているからではないでしょうか。実質公債費比率が平成24年度で15.5%と低くなっています。今、市民が望んでいるのは一日も早い中学3年生までの医療費助成です。市長もその重要性、要望を重く受け止めていると答えています。早期の実現を求める声、この声に応えるため、どのように検討してきたのかお伺いをいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

関連質問にお答えをしたいと思います。

先ほどから申し上げておりますように、子どもの医療費についてのみでなく、広角的に検討するということで、その中の1つとして子育て支援住宅、あるいは保育料の2子以降の無料等々を実施しているわけございまして、また先ほどありましたように1万人以上の署名もあるということも重く受け止めまして、先ほどの答弁と重複しますけども今後も検討していくということでございましてご理解いただきたいと思ひます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

再度もう1点、国保の資格証明書発行について伺います。

私は医療機関に事務として働いていますが、昨年、発行しているこの資格証を持って受診する患者さんに会ったことがありません。資格証を発行している世帯数、人数、そして年間所得100万円以下の世帯がどのくらい分かれば今、教えていただきたいと思ひます。

そして昨年、調べた中では所得の少ない人が発行されています。国保は前年収入に課せられています。今年度、例えば病気で働けない、収入がなくなったこと、そうしたこともあります。保険証はやはり命綱であり、資格証を発行する、こうした制裁ではなくてすべての方に発行するか再度伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

清水議員の関連質問でございますけども、資格証の交付状況、これは随時変わるわけでございますけども、9月1日現在におきましては世帯数でいけば156世帯、被保険者数からいけば199名というように現在では把握しております。

あと短期証、何回も答弁させていただいておりますけども、生活困窮者の方々につきましても、先ほど答弁しましたけども、納付が困難な世帯に対しても納税者、個々の事情にも配慮しながら納税相談、納税指導を行って短期保険証を交付しております。

いずれにしましても窓口で相談に来ていただいて納税相談に応じていただければ、短期保険証を交付していくということは従来と変わっておりません。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、9番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○9 番議員（中山宏樹君）

北杜クラブを代表して、質問いたします。

日本が世界から注目される大きなニュースが続いております。1つは富士山が世界遺産に決まったことであります。信仰の山でもあり、太古の昔より多くの絵画が残され、写真を撮っても美しい富士山であります。そして何より北杜市から見る富士が日本一だと思っております。

それからもう1つはオリンピックの招致成功でございます。バブルが崩壊して失われた20年とも30年ともいわれております。超円高もあったかもしれませんが、一番大きな問題は日本人が大きな目標を失ってしまったからではないでしょうか。五輪決定は国民に元気と自信を与えます。日本人は国民総意の大きな目標ができれば、それに向かってしっかり努力する国民だと思っております。この10年間は非常に楽しみでございます。やはり誰でもみんな夢を語らなければなりません。お年寄りも東京オリンピックを見なければ死ねないと思うでしょう。そして私も北杜市の子どもたちがオリンピックに出て、メダリストになる夢を見ております。ぜひ今の小中学生、高校生に頑張っていただきたいと思っております。東京オリンピックは閉塞感が漂う日本社会に新たな活力をもたらす大会になるに違いません。そんな思いを持ちながら代表質問の1つ目、幼児期からの一貫性のある教育について質問をいたします。

新学習指導要領の導入から2年余りが経過し、生きる力を育むことを教育理念とした新要領の取り組み状況について、お伺いします。

そんな中、全国学力テストが実施されました。全国学力テストが秋田県、福井県は常に上位で常連であります。下位グループに甘んじた静岡県は知事が校長名を発表したいということで大きな騒ぎとなっております。山梨県も全国の平均点より下回っております。また同時に行われました学習状況調査は生活の様子などを聞いております。ここから見えてくるものは何があるのでしょうか。本市でも「早寝・早起き・朝ご飯」が標語となっておりますが規則正しい生活習慣は落ち着いた学校生活を送られ、強いては学力も上がることになるのではないのでしょうか。

新学習指導要領導入で理数教育の充実、道徳教育の充実、外国語の充実、武道・ダンスの導入等たくさんの変更点がありました。それから課題発見、論理的思考力、コミュニケーション能力の育成などが求められております。

授業数も増加しております。どのように対応していくのでしょうか。学校行事の縮小や行事そのものを削減したところもあると聞きますが、議会だよりに小淵沢小学校の全校登山の写真が載っておりました。私たち子どものころには、北巨摩のどこの学校でも登山をしていたような記憶があります。この素晴らしい自然の北杜に生まれた子どもたちは、登山をしていくというのも重要なことではないのでしょうか。また持久走も廃止している学校もあります。こういう行事こそが北杜の特徴ある教育、原っぱ教育であると思っておりますがいかがでしょうか。

こうしたことから以下、お伺いいたします。

- 1．全国学力テストの結果と今後の教育方針は。
- 2．同時に行われました学習状況調査で、北杜市の傾向はいかがでしょうか。
- 3．新学習指導要領導入でたくさんの変更点がありました。これらの取り組み状況についてお伺いいたします。

アとして、授業時間増加への対応。

イ．指導者への対応。

ウ．現在行われている校外活動との関連をお伺いいたします。

4. 新要領と本市の教育方針である原っぱ教育との関連性をお伺いいたします。
 5. 後期総合計画で示された保育園での原っぱ教育は、どのようにするのでしょうか。
 6. これまでの原っぱ教育の成果と課題についてお伺いいたします。
- 2番目として、企業活動への支援策をお伺いいたします。

安倍政権が発足して10カ月余りアベノミクスの三本の矢、大胆な金融政策、財政政策、民間投資の成長戦略が最近ではオリンピックが加わり第4の矢といわれているようです。金融緩和が今のところよい影響を与え、行き過ぎた円高が是正され、少し輸出企業も元気を取り戻してきたところであります。日本は輸出立国でありますから円相場で左右されてしまうところがあります。円高になりますと海外生産のほうの方が安くできるということで、最近、山梨県から大企業の工場が次々と閉鎖されています。身近なところでは、韮崎市の東京エレクトロンも主力工場が宮城のほうへ移転しています。本市でも少なからず影響が出ていると思います。山梨県はこここのところ何年も、工業生産出荷額は全国でも低い位置に留まっております。原因はどこにあるのでしょうか。政策的に後手を踏んでいるというのも原因の1つではないでしょうか。東京エレクトロンの場合は、移転してから道路の拡幅工事が完成いたしました。このようなことをやっていたんでは、やはり企業は出ていってしまうと思います。

インフラ整備は、企業にとって大問題であります。それから県外の自治体はたくさんの甘い水を用意して企業を待っております。やっぱり企業を引き止めておくには行政の熱意、これが大切なように思います。企業誘致と合わせて、今以上に市内企業への支援策が必要と思われるます。地域での雇用維持、創出がうまくできないと人口減少に拍車がかかり大変なことになってしまいます。北杜市から優良企業が出て行くことのないよう、熱意を持って政策を展開していかなければなりません。

以上、以下伺います。

1. 業務拡大、新規事業の展開等に対する企業への支援策。
アとして、新製品開発や複数企業によるものづくりへの支援策はいかがですか。
2. 市は企業訪問などをして、企業の課題を把握していますでしょうか。
3. 企業交流会が現在、行われておりますけども、その成果と今後はどのようにいたしますか。
4. 市有地の特例的払い下げはどうでしょうか。やはり企業がほしいというところがあればそれなりに市のほうも犠牲を払って、払い下げに応じるということも必要ではないでしょうか。
5. インフラ整備として、ふれあい支援農道の早期開通はいつでしょうか。中部横断道の早期建設とインターチェンジによる地域振興計画は考えていますか。通信インフラの整備はどうでしょうか。
6. 企業のサテライトオフィスとしてのPRはいかがですか。東北大震災の折には企業もサテライトオフィスを検討していたようですけども、その後どうなっていますでしょうか、お伺いいたします。

次に、北杜の森の未来像についてお伺いいたします。

木が3つ集まって「森」という字になります。これは自然にできたものを「森」というようですが、北杜市の「杜」は木へんに土と書きますね。この「杜」はそこに住む人が育ててきた文化的な緑の空間を表すものとあります。いわゆる里山の風景であります。北杜の「杜」はせつ

かく「杜」という字を付けているのですから、その名に恥じないよう「杜」をつくっていかなくてはなりません。

人も一昔前までは県において推奨樹種を決めると、そればかり植えるということが行われてきました。戦後すぐは唐松でありました。よれる性質のため用材には向かない。もっぱらチップとして出荷ですが、チップでは伐採による手間賃も出ないということで敬遠されました。その次に杉が推奨され、ご存じのように杉は花粉症の元凶とされたため、もう植えられなくなってしまいました。そして今はヒノキでございますが、ヒノキも花粉症になる人がいます。まだ量が少ないため問題とはなっていませんが、これもあまり植えていきますと問題になってくるような気がします。

4年前にヒノキばかりを植えていると私が質問させていただきましたが、そのころは70%以上がヒノキだったと思います。最近は大いぶ落葉樹も増えてきたようです。小樽も原発事故以来、高騰を続けシイタケ原木が売れるような、計画的に生産することも必要ではないでしょうか。今の需要であればしっかり利益も出ます。しかも30年くらいで更新ができますので経済的でございます。

経済林をつくるか、環境に配慮するかはまた意見の分かれるところでございます。県は森林環境税を昨年の4月から導入いたしました。ようやく使い道が示されてきましたが、いろいろな事業が計画されているようです。確実に言えることは仕事量が増えるということです。北杜市内の地域において、事業展開がされれば雇用も増えます。ですが北杜市内に林業者がどのくらいいるのでしょうか。今の状態でも他市からおおぜいの業者が入っております。仕事はいっぱいあるのに生かされていない、こういう状況を一刻も早く是正しなければならぬと思います。

また松くい虫は、もうどこでも発生します。標高1千メートル以上は大丈夫だと言われてきましたけども、ここ2、3年の間に広がってしまいました。美しい赤松は北杜市の財産であり、市の木に指定されております。保護区域を指定して予防していくしか手がないんじゃないかと思いますが、赤松は痩せ地でもよく育ちます。北杜の地質は赤土が主体で肥料分はまったくありません。それどころか赤土は土自体が肥料を吸ってしまう、そういう性質がございます。赤松はこの地に適した植物なんです。このことを踏まえて、以下お伺いいたします。

- 1．北杜の森の未来像はいかがでしょうか。
- 2．国、県の進める新たな森林経営計画制度とはどんなものでしょうか。また市の里山整備事業との関連性はいかがでしょうか。
- 3．新たな制度導入に伴い事業量の増加が見込まれますが、市内業者への育成・支援策はどんなものがありますか。林業機械への補助はいかがでしょうか。森林組合との協力体制もお伺いいたします。
- 4．松くい虫対策として景観上、貴重な赤松林の保護区域の指定、また樹形などが美しい赤松の保護はどのようにしていきますか。
- 5．耐病性・耐候性の赤松の導入は考えていますか。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時55分といたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時55分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

幼児期からの一貫性のある教育について、いくつかご質問をいただいております。

後期総合計画で示された保育園での原っぱ教育についてであります。

本市は、学校教育における原っぱ教育の理念である知性に富んだ心豊かで自立心に満ち、心身ともに健康で郷土愛溢れる人づくりを目指し、市の自然や人材など子どもの教育に資する地域の資源を十分活用しつつ、原体験や実体験を重視した教育を推進しております。

具体的には市内の15園の保育園児が地域の農家の指導を受け、一年を通した農業体験の中から自然の力やそれを生かす工夫や収穫することの苦勞と喜びを肌で感じ、食べ物の大切さを知ってもらう教育ファームの事業を実施しているところであります。

この教育ファームの取り組みを通じて、社会性の習得や自然に親しみ大切にする心を育て小中学校において実践している原っぱ教育へとつなげていきたいと考えております。

次に、企業活動への支援策について、いくつかご質問をいただいております。

事業拡張等に伴う支援策についてであります。

市では県の産業集積支援課とやまなし産業支援機構と連携し、ものづくり企業等に対し一定の要件を備えた場合には、北杜市産業立地事業助成金や北杜市企業等振興支援条例に基づく固定資産税の免除等、新たな設備投資等に対する支援策を実施しております。また、事業要件を満たさない小規模企業に対しては緊急雇用創出事業を活用し、ソフト面での支援を行っております。

なお、公共でやるべき事業等は積極的に応えてまいります。

次に、北杜の森（杜）の未来について、いくつかご質問をいただいております。

北杜の森の未来像についてであります。

北杜市の森林面積は約460平方キロメートルで総面積に対する森林率は76%を超え、自然公園等に指定された原生的な天然性林や唐松人工林を中心とした県有林が比較的標高の高い地域に広がっております。また、住民生活に密着した赤松人工林や天然林等から構成される所有規模の小さな民有林が市街地や集落周辺を中心に広がっております。

このように森林に恵まれた環境を有する一方で林業生産活動は低迷しており、間伐が実施されないまま高齢化している森林も多く存在している状況にあります。

森林は水源涵養や国土保全、生物多様性の保全など極めて重要な機能を有しており、市民生活に欠かせない大切なものであります。このような森林を守り育て次世代へと引き継いでいくため、樹齢や樹種、施業方法等に応じた管理・整備を図ることが重要であり、これらにより未来へとつながる夢のある杜づくりが可能になるものと考えております。

災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能

に応じた多様な森林資源の整備・保全を図ることが市の目指す人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に大いに貢献するものであり、環境に配慮した北杜の杜の未来像であると考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

幼児期からの一貫性のある教育について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、全国学力調査の結果と今後の教育方針についてであります。

過日、山梨県教育委員会から公表された全国学力・学習状況調査の学力テストの結果では、山梨県の平均正答率は中学校の国語を除いて小学校の算数、国語、中学校の数学で全国の公立学校平均を下回りました。このため県教育委員会からは「危機感を持って、児童生徒の学力向上に向けた取り組みを徹底したい」とのコメントが報道されたところであります。

本市におきましては、小学校・中学校とも各教科において平均正答率が全国平均を上回っている結果でありました。しかしながら内容を分析しますと、知識に関してはおおむね良好な結果となっておりますが、活用においては不十分な結果も見受けられることからそれぞれの学校が課題分析を行い、授業や指導方法等の改善に努めるなど学力向上へ向けた取り組みを進めるよう指導をしているところであります。

次に、全国学習状況調査による傾向についてであります。

全国学力・学習状況調査では、学力テストのほかに生活習慣や学習環境等に関するアンケート形式の学習状況調査が実施されました。本市の結果から特筆する項目とし、生活習慣の状況を確認する上で大切な朝食の状況では「毎日食べている」が小学校94%、中学校87%と全国平均を上回っており、市の「おはよう朝ごはん」の取り組みが浸透していることがうかがえます。また図書館の利用、地域行事への参加、地域への関心などが全国平均を上回っており、市が掲げる原っぱ教育による地域の教育的資源を活用した取り組みの成果が表れているものと考えております。一方、家庭学習の時間や自分の考えを人に説明したりすることなど、全国平均を下回っているものも見受けられる状況でありました。

次に、新学習指導要領の導入に関する取り組み状況についてであります。

はじめに、授業時間の増加への対応について。

新学習指導要領は小学校では平成23年度から、また中学校では昨年度から適用され、小学校では1・2年生で週2時間、3年生から6年生で週1時間増加し、中学校においては各学年で週1時間増加されました。

授業時数の増加は学力向上を目的に各教科における学習、知識や技能を活用する学習などの充実を図るものであります。

授業時数が増加することにより、子どもたちへの影響や教師への負担増なども心配されるところでありますが、カリキュラムのPDCAの構築や組織力の向上など学校運営のあり方の見直しにより対応をしているところであります。

次に、指導者への対応についてであります。

小学校におきましては、外国語活動や各教科の指導内容が増加しました。また、中学校にお

いては、国語・社会・数学・理科などの授業時数の増加や保健体育では武道やダンスが必修となりました。こうしたことから、指導者への対応として県のいきいき教育地域人材活用推進事業や市単事業による外部講師の招聘のほか、市体育協会ダンス部など地域のご協力をいただいているところであります。

また市では外国語活動にALT 8人を導入しているほか、県からの加配非常勤講師や市単補助教員などにより複数教員で指導するチーム・ティ칭ングなど指導形態を工夫し、教育環境の充実を図っているところであります。

教育委員会では引き続き学校訪問や校長会などを通じて教育現場との連携を図り、教育環境の整備に努めてまいります。

次に現在、行われている校外活動との関連についてであります。

新学習指導要領では伝統や文化に関する教育の充実についても掲げており、原っぱ教育との関連もあることから、各小中学校ではカリキュラムに創意工夫を行うとともに地域の皆さまのご協力をいただきながら、校外学習に積極的に取り組んでいるところです。

次に、新学習指導要領と原っぱ教育との関係についてであります。

本市の原っぱ教育の目指す子ども像は「夢を持ち未来を切り拓く、心身ともにたくましい北杜の子ども」でありますので、本市の教育方針は生きる力の育成を目指す新学習指導要領と考えを同じくするものであります。

具体的には原っぱ教育では自然や人材、文化施設など子どもの教育に資する地域の資源を十分に活用した体験を重視した教育を提唱し、推進しております。これは新学習指導要領によるところの伝統や文化に関する教育の充実や体験活動の充実と内容を同じくするものであります。こうしたことから、小学校においては住んでいる地域を知るために全校で巡る縦割り遠足や地域の山岳会の協力による登山などを実施しております。

また、学習活動では地域の素材を生活科や社会科、総合的な学習の時間等で教材化し学習を進めているところであります。

中学校では道徳教育や総合的な学習の時間、職場体験などのキャリア教育で地域の学習資源を活用した実践を行っております。

次に、原っぱ教育の成果と課題についてであります。

教育の成果を数値化することは難しいところでありますが、学力は全国平均を上回る結果であったこと、また自分や他人を大切にする心、郷土を愛する心などが育成されているところであり、一定の成果があったものと考えております。

なお、課題といたしましては原っぱ教育の目標や取り組み内容の重点化を行い、各小中学校が創意工夫を行う中で、特色ある取り組みが図られるよう改善を行うことも必要だと考えております。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

企業活動への支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、企業の課題の把握についてであります。

市では企業訪問や北杜市企業交流会を活用し、企業の課題や情報収集に努めております。そ

の中で企業の課題は多岐にわたりますが、共通的な課題としては優秀な技術者の確保、受注量の減少、受注単価の減少、原材料の高騰などであり、行政としての対応が難しい課題が多いのが実情であります。

一方、市で対応できるインフラ整備については所管課と協議する中で交差点改良、上水道設備の改修、除雪対応などご要望に対応しているところであります。

今後も地域企業の振興のため、積極的に情報の収集に努め国・県の協力をいただきながら対応してまいります。

次に、北杜市企業交流会の成果と今後についてであります。

北杜市企業交流会では市内の異業種間の交流や意見交換、経営者セミナー、県外の工業会等との交流、内外の先進事業の視察など活発な活動を行っているところであります。

今後もさらなる活動が展開できるよう、情報提供等の支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、市有地の特例的払い下げについてであります。

企業誘致には、規模的にも広大な用地の確保が必要になります。これに対応できる市有地としては小学校跡地などが考えられますが、企業の事業内容によっては地元住民との調整が必要になってきますので、具体的な事案が出てきたところで検討してまいりたいと考えております。

次に、ふれあい支援農道の早期開通についてであります。

ふれあい支援農道は現在広域営農団地農道整備事業、八ヶ岳南地区として県営事業で進めております。事業については現在まで約6,300メートルの整備が終了し、長坂町夏秋、北杜サイト南495メートルが未整備区間となっております。未整備区間については現在、地権者と用地交渉を重ねており、理解が得られ次第、工事着手し平成27年度に全線開通を目指しております。

次に、通信インフラ整備についてであります。

通信インフラの整備については民間事業者により光回線など、市内の多くの地域で整備が進んでいるところでありますが、まだ整備が遅れている地域もあります。今後も民間事業者へ通信インフラの整備について要望を行ってまいります。

次に、サテライトオフィスの誘致についてであります。

本市の素晴らしい自然環境の中で都会を離れて通信インフラをフルに活用し、都会と同様にビジネスを行うことは、市としても大変期待しているところであります。しかし、サテライトオフィスは首都圏に通勤する多くの従業員の居住地に近い場所にオフィスを確保し、企業活動を活性化することを目的にしており、現在の経済状況では新たな就業環境の整備など企業のニーズが減少しているのも事実であります。こうしたことから、今後の経済情勢や企業ニーズを捉える中、PRについて検討してまいります。

次に北杜の森(杜)の未来について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、森林経営計画制度と里山整備事業との関連性についてであります。

森林経営計画制度は森林所有者、または森林の経営の委託を受けた者が面的なまとまりを持った森林を対象に単独または共同で森林の施業や作業路の整備、森林の保護などに関する5年間の計画を作成し、市町村長などの認定を受ける制度であります。

この計画を作成するとさまざまな支援を受けることができ、費用負担を減らして計画的に森林の整備を進めることができるものであります。

また、計画が市の里山整備事業の採択条件に適合する場合は、補助金の交付を受けることが可能であるため、森林経営計画と里山整備事業の連携推進を図ってまいります。

次に市内業者への育成、支援策や森林組合との協力体制についてであります。

市単独での業者への育成・支援策や林業機械購入への補助制度はありませんが、国の補助事業である森林・林業再生基盤づくり交付金により、林業機械への補助を含んだ支援策などは運用されております。

なお、市では北杜市杜づくり木づかい事業により木材破碎機やチェーンソー、草刈り機といった森林整備に使用する機器の貸し出しを行っております。

また、森林組合については、森林組合法の規定により組合員を優先した森林整備事業を行うこととなっております。

組合が信託を受け管理すべき森林は市内において相当な面積を有しており、市といたしましても峡北森林組合と連携し、協力体制の強化と事業の推進を図ってまいります。

次に、松林の保護や保護区域の指定についてであります。

市で実施している松くい虫被害対策は、被害木を伐倒してからの燻蒸や薬剤処理といった防除対策が主であり、被害を未然に防ぐ予防対策は現在、小淵沢町の城山公園内の松林のみ薬剤の地上散布方式で実施しております。

保護区域の指定等については、松林所有者の意向や市内全体から見た公平性といった課題もありますので、予防対策としての手法も検討する中で守るべき松林の保護について慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、耐病性の赤松の導入についてであります。

耐病性の赤松、いわゆる抵抗性松については4、5年前から普及し始めておりますが、県内では民有林での需要はなく、公的な山林への需要で年間200本程度に留まっている状況にあります。

市でも平成23年に明野地内の市有林に約100本植栽いたしましたが、効果については期間が経っておりませんので、検証はまだ先のことになると思います。

今後は抵抗性松の需要についての動向を注視するとともに、先進事例なども調査するなどして導入推進の検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

企業活動への支援策について、いくつかご質問をいただいております。

中部横断自動車道の早期建設とインターチェンジによる地域振興計画についてであります。

中部横断自動車道の建設は活動圏域の拡大、地域間連携の強化、物流の効率化による経済活動の活性化などが期待され、市内企業をはじめ多くの市民の願いであり、国に対し早期実現に向けて要望活動等を行っているところであります。

インターチェンジによる地域振興計画については、中部横断自動車道の整備を見据えた北杜市中部横断自動車道活用検討委員会での検討が始まったところであり、今後、市内企業や市民の皆さまなどからのさまざまなご意見・要望等をお聞きする中で、活用検討委員会において検討をいただきながら、まちづくり等に反映させてまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

中山宏樹君の再質問を許します。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まずはじめに企業活動への支援策についてでございます。

ただいまご答弁をいただいたんですけども、企業に対してどうしてもやるんだという熱意がいまいち感じられなかったような気がしますが、1つ目として新製品開発や異業種との連携、複数企業によるものづくりへの支援には、アドバイザーやコーディネーターが必要と思われるが、その取り組みについて伺いいたします。

2つ目として企業の業務拡大に伴う設備投資に対して、各種優遇措置のある誘致企業と同等の支援策が必要と思われるけども、いかがでしょうか。また機械など入れ替えによる設備投資への支援はありますか。

次に業務拡大や新規事業の際、用地に対しての斡旋や地権者への優遇策は考えていますか。業務拡大に伴う雇用対策として、従業員の住宅用地や住宅の斡旋は考えていますか。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

中山議員の再質問にお答えをいたします。5点いただいたということだと思います。

まず最初にもものづくりの企業に対するアドバイザー、またコーディネーターの取り組みについてというような内容だと思いますが、現在、山梨産業支援機構内に中小企業サポートセンターというものがあります。その中で創業後まもないベンチャー企業や企業意欲の高い創業予定者に対し、助言を行う制度、また豊富な知識、経験を有する特別コーディネーターが巡回し、企業の研究機関、また金融機関などの仲介を務める制度。また下請けの受注拡大のための助言指導を行うなどの制度など、さまざまなサポート体制が現在組まれているという状況でございます。

ご指摘のとおり市につきましては、アドバイザー制度ということで配置ということではないわけですが、実際、市の単独、独自でアドバイスができるような方については、なかなか専門性のある人材の確保が課題になるということはあるんですけども、県の制度活用とともに市でも独自に、例えば補助金なり何かそういった形で配置ができないかということは、対応が可能かは検討してみたいというふうに考えてございます。

次に2番目と3番目、設備投資関係、それから機械の設備投資ということですので関連性がございますので2点合わせてになると思います。業務拡大に伴う設備投資に対する優遇措置、それから機械の入れ替えに伴う支援というふうな内容だと思います。

規模拡大に伴う設備投資に関しては、市の企業等振興支援条例に基づき一定の条件を満たせば固定資産税の課税免除の支援ができるという状況になっております。機械の更新につきましては、残念ながら現在では支援策がないというふうな状況になっているということでもあります。

しかし今般、国の経済対策が出ておりましてこの国の経済対策の中で全国のものづくり中小企業に対し、新たに試作品の開発や省エネ設備の導入に補助する制度、また設備の増設などの事業拡大に対する優遇税制などが創設されております。こうした制度を活用しながら支援につなげてまいりたいと考えております。

次に事業拡大や新規事業の際の用地の斡旋、それから地権者への優遇策というふうな内容だと思います。

市のほうでは新規事業者の工場誘致として今現在、市内に民間の土地が6カ所、面積では約14ヘクタールを確保して、市のホームページで紹介をしているところでございます。なお、工場を拡張するといったような際の用地については、なかなか把握することが難しい状況でありますので、企業訪問などの際に要望を確認しながら状況に応じて各課横断的にその相談に応じてまいりたいと考えてございます。

また地権者への優遇策ということでもありますけども、市が事業の認定を受け、土地を取得するような場合は土地収用法というものが適用されるということになりますれば、優遇税制を受けることはできるものと考えております。

次に、最後に雇用対策として従業員の住宅地や住宅の斡旋ということについてだと思えますが、現在、雇用対策としての住宅用地や住宅を斡旋するような制度というものはありませんので、今後の定住対策というふうな観点から今後の庁内横断的な会議を企画課が中心になって開催をするということも申し上げておりますので、そうした中でまた検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

今のご答弁であまり要望がないから、あまり考えていないというようなご答弁があったかと思えますけども、企業にしてみましても以前のとおりですと、言っても駄目だなという思いだと思います。ですけどもこの危機的状況において、やはり特例的な措置をなんらか考えてやらないと、企業はここで活動するのを諦めてよそへ行ってしまうということが起きるかと思えます。ですから要望を引き出すような質問をして、こういうことはどうでしょうかというような質問をして、実際にそういうことをしたいという要望がありましたら、ぜひ国の補助金もあるでしょうし、県の補助金もあるでしょう。そういうものも使って企業の活動をさせてやっていただきたいと思いますけども、そこをもう1回ご答弁をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

中山議員の再々質問ということでございます。

当然、企業からの要望を聞くというふうな内容でございます。そうした中で新たな支援策、当然ここから出て行かない、また新たに企業を誘致するということで、支援策に関してもう少し柔軟な対応をとということだと思います。

たしかに言われたとおり、現時点での企業支援というものにつきましては答弁した内容とい

うことになっておりますけども、当然、多くの企業が撤退をしているという県内の状況を見れば、やはり今のままでいいということも考えてはいない中で、今後、雇用者の生活を守る意味からもどんなふうなことができるかということでもあります。企業誘致および既存の企業の新たな支援策ということで、やはり市独自で具体的にどのような対応ができるか、支援ができるかということは早急に検討してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

次に幼児期からの一貫教育について、お伺いいたします。

学習状況調査の中で携帯電話、スマートフォンなどの情報機器の使い方の項目もあったかと思えます。本市のそういう機器を持っている状況について、お伺いいたします。

それからスマホのような情報機器は、内閣府の調査では80%の親がスマホを持つことに不安だと答えております。ネット依存症も気になるところでございます。使用上の注意みたいな教育的指導はどのように行っているのでしょうか。

それから授業数が増えて、授業時間が足りないということであれば一部の学校で行われていますけども、土曜授業の導入、そのようなことはどう考えておりますでしょうか。文科省のほうでは土曜授業の導入も進めているようなことを聞きますけども、どうでしょうか。

それから先生のほうに対しても、授業数が増えて、それまでも教師の多忙というのは大きな問題となっております。「忙しい」という字は心をなくすと書くように、先生の心の余裕がないということは子どもにも伝わっていくと思えます。この多忙を和らげる対策はどのようにしているのでしょうか。

次に原っぱ教育は、北杜市の宝である自然を生かした教育と考えます。農業体験、林業体験、そして登山や持久走など一番ふさわしいと思えます。授業数が増えたことで行事をやめるというような動きもあるようですけども、教育委員会の考えをお伺いいたします。

それから地域で主催するイベントに参加することも1つの方法ではないでしょうか。例えば八ヶ岳ロードレースなどは警備もしっかりしているし、新たな負担はないと思えます。原っぱ教育の一環として全校参加というような形で取り組んでほしいと思えますが、この点はいかがのでしょうか。

保育園から原っぱ教育を入れるというのは大変、賛成でございます。「三つ子の魂百までも」ということわざにあるように、保育園にいる期間が人生において一番重要であるといわれております。原っぱ教育には情操教育も含まれると思えます。それで絵画や音楽、スポーツなど専門講師を招くことはいかがのでしょうか。よろしくお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

中山議員の再質問にお答えします。

はじめに携帯電話やスマートフォンなどの所持、それから使い方についての本市の状況と教

育指導はどのようにしているかという質問だと思いますけども、全国の学習状況調査では携帯電話やスマートフォンの使い方について「家の人と約束したことを守っていますか」という質問がされており、本市の小学校におきましては携帯電話、スマートフォンを所持している児童は約43%で、全国平均を下回っている状況にあります。その中で家族と約束を守って使用している児童は約88%と、全国平均を上回る調査となりました。また中学校においては所持している生徒は53%と全国平均を下回っているわけですが、そのうち家族と約束を守って使用している生徒は71%と、全国平均を下回っているような状況でございました。

次に教育指導についてであります、児童生徒がインターネットなどを使用する上で情報モラル教育が大変重要となってきております。学習指導要領に沿って、小学校では基本的な操作や情報モラルを身に付け適切に活用できるための学習を行い、また中学校ではコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習に努めているところでございまして、市内のすべての小中学校において情報モラル教育を実施しているところでございます。

続きまして、土曜日の授業の導入についてであります。

たしかに、文部科学省では土曜日に授業を行うことのあり方について発表をしたところですが、その内容につきましては学校施設者である地方自治体の判断で土曜日授業が行いやすくなるような考え方が示されました。土曜日を使って授業時間数を増やし、子どもたちの学力向上などを狙うことが狙いでありまして、このためには教職員の勤務時間数など学校現場における課題も多いということが考えられます。したがって、土曜日授業の導入につきましては、国や県の動向を注視しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

それから先生たちの負担を軽減するという意味、あるいは小中学生にきめ細かな授業を行うという意味で、市では小中学校に30人の市単独の補助教員を配置して、先生方の負担の軽減をしております。

次に、原っぱ教育としてふさわしいと思われる登山や持久走大会などの実施について教育委員会はどのように考えているかという質問だと思いますけども、まず原っぱ教育は各校が創意工夫して取り組むことを基本としています。市内では6小中学校において登山を地域の山岳会などのご協力をいただいて実施をしておりますし、また5小学校ではマラソン大会などを行っているほか、授業においては持久走なども取り入れております。少子化により児童生徒数が減少し、学級数が減りまして教職員が減少をしているという状況にあります。すべての学校が学校独自で登山や持久走大会を実施することは課題も多いことから、地域で開催される登山やマラソン大会、あるいは今年は国民文化祭で昨年からウォークイベントなどもやっておりますけども、そういうものに学校全体で参加をするような工夫した取り組みを校長会を通じて各学校に指導しました。その結果、今年は春に白州のほうで行われましたウォーキングには、白州中学校が全校生徒で参加をしたという内容でございます。

なお、学校林のある学校が現在、小中学校9校あるわけですが、これにつきましては校外活動や緑の少年隊の活動場として活用しているほか、管理にも保護者の協力をいただいております。また学校林を持たない学校についても地域や企業、関係団体の協力によって森林整備など校外学習の一環として取り組んでいる状況であります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

中山議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり保育園につきましても、小中学校に通じる情操教育の場であるということは確かであろうかと思えます。そんな中で、北杜市では産業観光部の中に食と農の杜づくり課という独立した課がありますので、そちらを通じて現在は教育ファーム等で原っぱ教育等を行っているわけですが、議員がおっしゃいます例えば絵画の秀でた先生ですとか音楽、スポーツの講師となるべき人が市内にはたくさんおられると思えますので、そういった機会があれば導入はしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは、次に北杜の森の未来像についてお伺いいたします。

県の新たな森林環境税と国の補助金を使って、所有者負担なしで間伐などができるようになるという森林経営計画制度が今、動き出しておりますけども、この制度の制約、特典などを教えていただきたいと思えます。

それから新たな制度導入に伴い事業量の大幅な増加が見込まれますけども、森林組合の直接の雇用はどのくらいあるのでしょうか。また森林組合の業務の中には、教育や育成も含まれておりますが、これにはどう対応しているのでしょうか。

この新しい制度が始まって活動が始まりますと、大幅な仕事量が出てまいります。早急に人材を育成しないとせっかく仕事がありながら、ほかの市町村の業者にいってしまうということが起きますけども、どのように考えておりますか。

それから次に従来の松くい虫対策の伐倒燻蒸では、もう赤松を守ることはできません。ですから守るといふこと、どういう方法で守っていくのかお伺いいたします。

次に樹型の美しい松、赤松は大変貴重であります。リストアップして保護する必要もあるかと思えますが、いかがでしょうか。観光にも大変寄与すると思えます。よろしくお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

中山議員の再質問にお答えいたします。何点が質問をいただいた中であります。

まず国の新たな森林環境税と国の補助金を使って、所有者の負担なしで間伐ができるようになったと。それについての制約、または特典ということでございます。

森林環境税につきましては、県において平成24年度から開始された取り組みということはすでにご承知のとおりだと思います。個人で500円、法人は均等割の5%を納め、それを財源に荒廃した森林の再生や森林の利用促進および地域の森づくりなどに対し、補助を行うこと

としておるといふことであります。

また特典といたしましては所有者の費用負担は生じないと。当然、山林をいろいろ手入れする際の費用負担が生じないということがあります。

それから森林経営計画というものと組み合わせることによって山林の所得税の控除、特別控除になります。それから相続税の減額といった支援が受けられることのできるというような状況になっております。

制約というふうな内容となりますと、これは事業を実施する際に県と事業者ですね、それと森林の所有者の3者が適切な森林の管理を行うために協定を結ぶということになってございます。そうしますと手入れ後20年から30年の間、森林以外に転用したり、また木を一度に全部切るということができなくなるということが制約となっているという内容でございます。

次に新たな制度導入に伴って事業量の増加が見込まれると、組合の雇用はいかがかという内容だと思います。

これについて組合という独立した組織の中の内容になってくるということになりますので、うちのほうでは若干、その組合から聞き取った内容ということでご説明をさせていただきますけれども、組合のほうは現在、職員が7名、それから作業を行う労務員は30名という体制になっているということでございます。

雇用につきましては来年度、新卒者数名の採用を予定しているという状況で、引き続き雇用の確保を図るということになっております。また労務員も高齢化をしているという状況になっておりますので、状況に応じてそういった方たちの入れ替えということで雇用をまた見込んでいるというふう聞いております。

それから当然、教育育成についてはこうした新規雇用者、それからまた入れ替えた労務員等々の育成を図るための定期的な連合会とか、森林組合等による定期的な人材育成を図っているという状況でございます。

次に松くい虫の防除対策ということで、伐倒燻蒸では守ることはできませんというふうな内容です。どんな方法で守っていくのかということと、あと松林を守るということで保護という意味合いから、リストアップをして保護することが必要だという内容だと思います。

松くい虫の防除については現在、個人の所有地をやっているわけです。それで個人の負担はない状態の中で、国の補助と市の事業ということから防除対策について実施をしているという内容になっております。

なかなかその防除対策から予防に切り替えるということになると、やはり莫大な費用がかかってくるということもございまして、また国の制度体制を見ながら、どういうふうな形をとっていくのかは今後、課題になってくるものと考えております。

本市の例えば保護というふうな部分になりますと、赤松の本市の人工林の面積ということになりますと現在、今3,200ヘクタールが人工林として存在しているという状況になっております。こうした広大な山林、赤松の中から保護区域の指定ということになりますと、なかなか指定地のエリアの選定が難しいということが考えられます。

それから当然、そのエリアに例えば選定すると、先ほどの制約と同じように森林の育成、更新とかそういった部分についてもある程度、制約も必要になってくるのが考えられますので所有者のほうのやはり理解が必要になってくるだろうと考えております。

またなかなか、そのエリアとして防除をするということになると、今やっている事業費以外

にさらに毎年、その山を守るためだけの予算としての対応も必要になってくるということも考えられますので、なかなかリストアップ等についても保護等々を合わせて慎重に検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

ありがとうございます。新たな制度ですので、まだ確定といえますか、流動的なところもあるかと思いますが、税金を投入するわけですから、かなり厳しい制約が出てくるかとは思いますが、変更が20年30年きかないということになりますと結構ハードルが高いなと思っております。これで果たして地主の方がいいよといってハンコを押してくれるか、そこらへんが難しいかと思うんですけども、例えば途中で状況が変わったということで、地目変更をして家を建てたいような場合、今までの補助金は返すからそれを認めてくれというようなことはできるわけですか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

中山議員の再々質問にお答えいたします。

たしかに森林環境税につきましては、まだ先ほど申し上げた24年というふうな状況から始まった取り組みという内容でございます。その中で制約のほうは先ほど申し上げた内容です。この制約の細かい部分、その運用に関して、まだ県からはっきり具体的に、例えば補助金を返還すれば、それをまた転用できるということの内容に関しての細かいQ&Aといえますか、運用に関しての指示がございません。そうしたものをまた今後、確認をしながら森林計画の中にそういった事業を位置づけるということで、ある程度森林所有者の理解も得ながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

千野秀一君の関連質問を許します。

○17番議員（千野秀一君）

幼児期から一貫性のある教育の部分でちょっと細かいところになるわけですが、先ほどからのご答弁の中で本当に手厚い、保育園においてもファームの体験をするとかということで、北杜のこの自然を十分に活用した教育がなされていることは説明でよく分かりました。理解しました。当然、登山のことについてもいくつかの学校が対応している、そしてマラソンも対応している。いろんな中で、実は北杜市には東京都のいろんな各区の学校の施設、区の施設などがありまして、そこに林間学校のような形で多くの東京都内、東京都以外のところもそ

うなんですけども、八ヶ岳南麓に夏の期間にいろんな体験をされています。

その中で川俣川のところに釣り場があるんですけども、そこで聞いてみますと県外から40校近い学校が訪れていまして、その中でたぶん3千人近い子どもが釣りの体験をしているということなんです。釣りの体験をして、そこで調理までして食べていくという、そういう食育に当てはまるような、そういう体験をしているんですけども、残念なことに北杜の学校ではそういうことのプログラムがないということで、聞いてみますとそんなに経費は、1人1千円もかからないというふうな内容で全学年が行くわけではなくて、中学校、義務教育が修了するまでのどの学年がいいか分かりませんが、そういうふうな体験も地域の1つの資源として、自然として体験をすべきではないかとそんな考えを持っております。都会の子どものほうがそういうふうなもので自然に触れてしまって、上手に自然を楽しんでいるということがあっては非常に残念だと思いますものですから、お考えをお伺いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

千野議員の関連質問にお答えをしたいと思います。

たしかに夏の季節になりますと、主に東京都内の学校が野外活動として北杜市のいろんな自然の施設を使って体験をしているということは承知をしております。市内の各小学校でも積極的に地域の活動の中でそういうものの体験をしているというふうに、教育委員会のほうでは捉えております。

学校全体となりますと地域を散策というか、縦割り班で1年生から6年生までが一緒になって地域を歩くということで、野外活動をそういう時間に当てているという形になりますので、都内ではそういうことができないので、こちらのほうに来てということになるかと思っておりますけども、校長会を通じてこのような北杜市の自然もたくさんありますから、そういうものも活用の中に入れてほしいということで検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

代表質問の関連をいたします。

企業活動への支援策の中のインフラ整備の関係で、今の具体的になってきました中部横断自動車道の早期建設とインターチェンジ、地域振興策ですね。この点について少し具体的に、市のほうの情報として教えていただきたいんですけども、今、この件について国交省の機関ということですけども、関東小委員会での判断のほうはどのようになっているのでしょうか。また八千穂に向けての整備計画段階への格上げについてですけども、過日、長野県のほうに行く機会もありまして、実に長野県側も一日でも早い実現というか、整備計画の格上げというのを要望しております。北杜市としてもそういったことで早期建設ということで要望していますが、その件について、また今般、市のほうでもそれに対する地域振興策、また市のまちづくりに大きな影響があるということで、過日、検討委員会ですか設置をなさっていると思っておりますが、その

構成と現段階、それとまた長期的になろうかと思いますが、そういった委員会、会をどのように地域と密接に関連していくかをお聞きします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

中嶋議員より関連質問をいただいております。

まず1点目でございますが、ライフラインの整備の中の中部横断自動車道の現段階での関東小委員会、また市の検討活用委員会の状況はどうかというご質問をいただきました。

まず1点目、活用検討委員会でございますが、7月16日に第1回目を開きました。その委員会の中では、委員会の運営要綱についてご説明をしたところでございます。

2点目につきましては、事業計画を国の担当のほうで委員になっておりますので説明したところでございます。

今後におきましては、一日も早く国にも小委員会を開いていただくということを要望してきているところでございますが、次の小委員会につきましては、事務方としましては早い時期に第2回の市の活用委員会を開催してまいりたいというように希望しております。

また今後、その活用委員会の中で市民の皆さまのご意見等も先ほども答弁の中で申し上げましたが、どのような形でお聞きしていくのかということを検討してまいりたいというように思っておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

市におきましても、一日も早く計画段階から上の段階に進めてまいりたいというように思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は4時10分といたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ延長いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、7番議員、原堅志君。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

会派ほくと未来を代表いたしまして、質問させていただきます。

会派ほくと未来は「議会に新風を」を目標に新しい5人で結成しました。日々研鑽を重ね、

常に市民目線に立って負託に応えられる議員活動、議会活動に心掛けてまいりました。昨年12月議会から本議会で4回目となりました。多くの市民からほくと未来に対しご理解とご支援をいただき、この場を借りて御礼を申し上げます。

さて6月22日には富士山の世界文化遺産が登録され、9月4日には北杜市も関係する南アルプスのエコパーク登録でユネスコに推薦することが決定されました。また9月7日には2020年に東京オリンピックが決定しましたところです。このように世界の動きが北杜市にも多大な影響を与える現在、議会と行政が両輪となり力強く前進することと考えております。

では5項目について、質問させていただきます。

まず1項目め、公共空間の活用とにぎわいのまちづくりについて。

わが国では伝統的に通りにおいて行商や街路市、祭りなどさまざまな活動が行われ、にぎわいの中心となってきた。ここ数年来、オープンカフェやさまざまなイベント等、公共空間をまちのにぎわいの場として再生する取り組みが全国で広がっております。

人口減少や地球環境問題等を背景にコンパクトなまちづくりが大きなテーマになっており、集約拠点として中心市街地を商業空間・生活空間として再生することが重要課題となってきております。

北杜市においても、平成20年11月に計画段階から市民参加によりまちづくり計画（基本方針）景観計画を策定するため研究会で検討を重ね、平成22年12月に北杜市まちづくり計画、北杜市景観計画が策定されました。

まちづくり計画の将来像の目標の中にこれまでの都市的機能の集積を前提に、地域における生活や活動の中心として、総合支所周辺8地域および清里駅周辺地区の9つの地域拠点を設定し、市街地・田園居住地域における生活・活動を支えるとともに安定的な地域構造の継承を図るとある。しかしながら現在、総合支所の整備の最中であるが、地域拠点を考える上にも公共空間の活用が不可欠ではないかと思えます。また他市町村に先駆けて太陽パネルを小中学校に設置されましたが、これも公共空間の活用だと思われます。

市長が提唱しているベンチャー自治体としての考えにもマッチするのではないかと思います。歩道空間・河川敷でのイベント開催と物販、ストリートパフォーマーの認定制度等、公共空間の活用によるにぎわいまちづくりの考え方について、市長の所見を伺いたいと思えます。

2項目めとして、平成24年度事業仕分けの結果に対する取り組み方針について。

北杜市は、持続可能な行政運営の実現を目的に事業仕分けを24年11月24日・25日に実施しました。今回、市の事務事業480事業の中から51事業に絞り、さらに16項目を対象に行われました。判定方法は仕分け人と市民判定人の多数決を合わせた数で判定され、判定結果は要改善が11項目、不要・凍結が5項目であった。平成25年2月に企画課から判定結果に対する25年度の事業の進め方の方針が出されました。そこで次の3点について、お伺いたします。

1つ、犬猫不妊・去勢手術費助成金事業については、現行どおりの実施となっております。その他の項目についての進捗状況は。

2つ、事業仕分けの効果として歳出削減、行政への住民参画促進、職員の意識改革の3点について大きな効果があると思われますが、現在までに効果についてはどのように考えているかをお伺いたします。

3点目として、平成25年度の事業仕分けの取り組みについては、9月3日の市長の所信表

明で、外部からの視点で事業の検証を行うことによりスリムで効率的な行政運営を推進するため、本年度も10月19日・20日の2日間で12事業を予定していると表明されました。24年度事業仕分けを参考にして12の事業を予定しておりますが、事業内容についてお伺いいたします。

3項目めとして、北杜市保育園充実プランについて。

平成18年3月に策定されました北杜市行政改革大綱、行財政改革アクションプランにおいて統廃合を検討するとあります。平成19年3月に、第1次北杜市総合計画の中に保育園の統廃合を考慮した施設整備年次計画を推進するとあります。

平成22年3月に北杜市の保育園の適正規模、適正配置、適正運営について答申されました。その後、平成22年12月に北杜市保育園充実プランが策定されました。保育園の充実は少子化対策の入り口であり、小中学校適正配置実施計画にも多大な影響を与えると考えます。

次の4点について、お伺いいたします。

1点目、平成23年度から平成27年度までの5カ年計画がありますが、現在までの進捗状況は。

次に北杜市として保育料の第2子以降無料化等、子育ての経済的な負担軽減を講じておりますが、第1子に対する負担軽減措置と第2子以降無料化措置の両方で保険料の負担をお願いした場合、年間どのくらいになるのか。また2子以降の対象人数は。

次に保育園バスについては現在、長坂、小泉、日野春、白州および武川保育園の5つで運行しておりますが、新たに検討会を立ち上げ見直しを実施するということがあります。検討会はどのようになっているのか、お伺いいたします。

最後に、北杜市における認定子ども園制度の活用についてお伺いいたします。

4項目めとして、第28回国民文化祭について。

第28回国民文化祭、やまなし2013が全国初の通年開催で県内各市町村で95の事業を会期1月12日から11月10日まで行われている。

北杜市でも国文祭に昨年のプレ開催から積極的に参加しており、本事業も約2カ月を残すところとなりました。北杜市主催事業で北杜市24景フットパスと稲絵アートフェスティバルは通年開催されております。また冬のステージと春のステージが終わり、夏のステージを展開している最中でございます。次の3点について、お伺いいたします。

通年開催されている北杜24景フットパスと稲絵アートフェスティバルの実施状況は。

2点目として、その他さまざまなジャンルのイベントを開催していますが、北杜市での実施状況は。

3点目、今後年間を通して行われる経験をどのように生かすのか、お伺いいたします。

5項目めとして、北杜市内道路の安全対策について。

昨年、緊急通学路の点検作業が実際され、色分け工事が一部実施されました。しかし市内には多くの国道・市道および林道があり、市民の安心・安全のためにも事故発生場所の把握と安全対策が必要不可欠であります。

先日、6月ですけれども、北杜高校入り口で交通事故が発生しました。数年前にも日野春駅からオオムラサキセンター間で死亡事故が発生し、地域の方々とPTAで点検作業を実施しているところであります。その後、駅前の道路が改修されたことは喜ばしいことであります。しかし県道17号線のバイパスとして北杜高校前の道路の交通量が増加している。今回の事故を受

けて保護者会から信号機設置等の声も出ているところでもあります。このように北杜市内の通学路はもとより危険個所の道路点検の状況と安全対策が必要であると考えます。現状どのように把握しているのか、次の点についてお伺いいたします。

1つ、昨年、通学路に歩道の色分けが一部なされましたが、その利用状況と現状をお願いいたします。

次に交通事故の発生しやすい場所の把握はなされておるかどうか、お伺いいたします。

次に交通事故および防犯対策から北杜署との情報交換が必要不可欠であると思いますが、どのように情報交換をしているのか、お伺いいたします。

以上5項目について、よろしくお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

原堅志議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

公共空間の活用とにぎわいまちづくりについてであります。

地域振興のための祭りやイベントの場としての道路等の利用は、これまでも地域住民の皆さまが中心となり、地域の伝統行事として活発に取り組みられてきたところでもあります。

市ではこうした地域の活性化を図るための取り組みに対して、道路法等関係法令を遵守しながら、今後も市民との協働でさらに推進してまいりたいと考えています。

河川敷等についても地域や市民団体・NPO法人等と協働しながら、河川管理者等関係機関と連携し、公共空間の活用を検討してまいりたいと考えております。

次に北杜市保育園充実プランについて、いくつかご質問をいただいております。

北杜市保育園充実プランの進捗状況についてであります。

保育園充実プランは、市内の公立保育園においてよりよい保育を継続的に実施するために保育園の適正規模・適正配置の推進、保育園の機能強化、保育の質の確保・向上、保育料の適正化の4本柱で施策を推進しております。

はじめに保育園の適正規模・適正配置の推進については本年度、高根地区および長坂地区での分園化を実施しており、今後も少子化の動向を見極めつつ統廃合を検討してまいります。

次に保育園の機能強化については、保育園就園前の子どもとその保護者が集い、交流する場である子育て支援センターの機能を強化するため、須玉保育園の実施日を週3日から週5日に増加いたしました。

なお、保護者の土日祝祭日の勤務など、多様な就労状況による保育ニーズや軽度の病気の預かりについてはファミリーサポートセンターをご利用いただき、好評をいただいているところでもあります。

次に保育の質の確保・向上については、本市においては低年齢の入園率や障害を持つ園児が増加する中で必要な保育士の確保が厳しい状況にあり、慢性的な保育士不足の状況にあることから、平成23年10月から保育園人材バンクを設置し保育士の確保に努めております。

また平成23年度から子育て支援課に保育指導監を配置し、子育て支援課と保育園の連携の強化、保育士の研修等の充実、待遇改善など質の向上に努めております。

次に保育料の適正化については、全国的にも特色ある子育て事業である第2子以降の保育料

を無料化し、子育て世帯の経済的負担の軽減や就労支援を行ってまいりました。これからも子どもたちのすこやかな成長につながる、より充実した保育園運営の実現に向け、取り組んでまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

原堅志議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

第28回国民文化祭について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、フットパスと稲絵アートの実施状況についてであります。

北杜24景フットパスは1月から11月までの間に、フットパスとウォークを合わせ10回開催しております。このうちフットパスは少人数の参加者で北杜市の歴史や文化、自然を織り交ぜた魅力あるコースを案内人の説明を聞きながら歩くものですが非常に人気があり、毎回40名の定員をはるかに上回るため、案内人を増やして実施しております。

また、ウォークは歩くことそのものを目的としたものですが、5月12日の「第8回北の杜ふるさとウォーキング・イン白州」には、昨年のプレ大会の2倍となる1,100名の参加者を迎え盛大に開催することができました。

11月10日には「第3回八ヶ岳・棒道ウォーク」を計画していますが、より多くの方に北杜の秋を満喫していただけますようPR活動を展開しております。

5月29日に、小淵沢小学校5年生による田植えでスタートしました稲絵アートフェスティバルは、東京芸術大学の宮田学長による「未来への大きな飛躍」という願いを込めたイルカのデザインで、JR小海線の車窓から多くの観光客に楽しんでいただいたことから北杜市の観光PRにもつながったものと思っております。

次に、その他のイベントの実施状況についてであります。

本市では国民文化祭を盛り上げ、市民にも香り高い北杜の文化に触れてもらうため「杜じゅう、文化の輝き」をキャッチコピーに5つの主催事業のほかに4つの記念事業を展開しております。

6月1日と2日には山梨県警察本部の協力のもと、関東近県の10警察音楽隊による警察音楽隊ドリルと演奏の祭典を白州体育館で開催し、延べ2千名の市民の皆さまに演奏を楽しんでいただきました。

7月28日には直木賞作家の三浦しをんさん原作の映画「舟を編む」を上映し、800名の方に金田一春彦ことばの学校への関心を高めていただきました。

8月24日には、市内の太鼓7団体と高根中学校、長坂中学校の太鼓隊によるほくと太鼓まつりを開催しました。初めての開催でありましたが各団体の代表者が積極的に企画いただき、北杜市太鼓組曲「相生」では天野宣氏指揮のもと一体感を醸し出し、満席の会場は感動の拍手で包まれました。

このほか11月23日には市内中学校8校、高等学校3校による吹奏楽コンサートを計画しておりますので、市民の皆さまにご鑑賞いただきたいと思っております。

次に、年間を通しての経験をどのように生かすかについてであります。

国民文化祭は市民による企画委員会が企画、準備、運営等を行うとともに商工会、手打ちそ

ばの団体、食生活改善推進委員等の皆さまにもご協力いただき開催してまいりました。

今後も主催事業や関連する文化事業をさらに魅力ある事業として、国民文化祭以降も継続して実施し、北杜市の文化の厚みや広がりをもっとつくりたいと考えております。

北杜24景フットパスについては、今回作成したウォーキングマップを活用して市民団体や観光関係者などが自主的なウォーキングツアーが展開していけるよう、関係課とも連携しながら応援してまいります。

また、稲絵アートではデザインを市民等に公募して市民参加型のアートとすることや子どもたちの食と農の学習の場として活用するなど工夫をして、今後も継続していきたいと考えております。

また名峰と名水の里北杜囲碁まつり、ジュニアコーラスの祭典、金田一春彦ことばの学校では企画委員会のメンバーが実施主体となり、継続して実施していく計画であります。

記念事業として行いましたほくと太鼓まつりは、市民や中学校の保護者からの評判も高く継続してほしいとの要望もあることから、今後は太鼓団体とも協議する中で実施について検討してまいります。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

原堅志議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

平成24年度事業仕分けの結果に対する取り組み方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、仕分け結果に対する施策の見直しについてであります。

事業仕分けの結果については不要・凍結5事業、要改善11事業でありました。不要・凍結とされた5事業のうち犬猫不妊・去勢手術費助成金については野良犬、野良猫の増加を防ぐために必要と判断し現行どおりといたしましたが、結婚祝金支給事業と交通安全協会補助金については廃止、ブックスタート・セカンドブック・サードブック事業と観光周遊バス運営支援事業については事業の見直しを行ったところであります。また、要改善とされた11事業についても事業費の削減や事業内容の見直しを行ったところであります。

次に、事業仕分けの効果についてであります。

事業仕分けについては事業仕分け結果に対する検討の結果、事業の廃止や施策の見直しを行い、本年度の予算に反映できたことや市民判定人の皆さまから事業に対する貴重なご意見を伺う機会となったことは大きな効果であったと認識しております。また、事業の再検証や行政の説明責任の重要性について再認識させられるなど、職員の意識改革にも役立ったものと感じております。

次に、今年度の事業仕分けの取り組みについてであります。

今年度の事業仕分けについては10月19日と20日に予定しており、基本的に昨年度と同様の方法で実施する予定であります。市民判定人については1,500人を無作為抽出し、希望する方それぞれ30人にご協力いただくこととしております。

対象事業については昨年、日程がタイトとなったことから今年は12事業を予定しているところであります。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

原堅志議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

北杜市保育園充実プランについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、保育料についてであります。

本市の保育料は第2子以降の無料化に加え、保育料を徴収している第1子についても国が定める徴収基準額よりも負担軽減をしております。昨年度の状況では、国の徴収基準により計算した金額は3億8千万円余でありました。一方、昨年度、本市の基準により第1子から徴収した額は1億円余であり国の基準と比較すると2億8千万円余の保育料の軽減となっております。

なお、昨年度の第2子以降の無料による保育料の軽減については、おおむね1億円程度であります。

また、平成25年9月1日現在の入園児童数は1,167人であり、そのうち第1子の保育料徴収対象人数は403人、第2子以降等の無料化対象人数は764人であります。

次に、保育園バスの検討会についてであります。

現在、長坂、小泉、日野春、白州、武川の5つの保育園において特段の費用負担を求めず保育園バスを運行しております。

他の10園においては園児の送迎は保護者が行っており、公平性の観点から課題となっているため、庁内検討会および第2次行政改革アクションプランの中で検討してまいりました。園児の送迎は保護者が行うことが原則であり、また他園との不公平感を緩和するため、平成27年度末を目途に運行を廃止する方向で検討しております。

なお、保育園バスは市内全保育園で園外活動のために活用していることから今後、通園バスとしての運行および活用方法等について、北杜市次世代育成支援対策地域協議会のご意見を伺いながら決定してまいりたいと考えております。

次に、認定子ども園制度の活用についてであります。

幼保一体化施設である認定子ども園の制度については、平成27年度からスタートする国の子ども・子育て支援新制度において、子育て世代へのニーズ調査を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

原堅志議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

北杜市内道路の安全対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、通学路のカラー舗装についてであります。

通学路の安全対策については、これまで学校関係者等と合同で実施してまいりました通学路点検や関係部局との協議を行っており、路側部分にカラー舗装や歩道整備等を継続的に実施しているところであります。特にカラー舗装帯は、学校からの指導により児童生徒がしっかりと並び登下校している状況であります。また、車を運転する側からも注意を喚起するエリアとして評価をいただいているところであります。

次に、交通事故の発生しやすい個所の把握についてであります。

安全で安心な道づくりのため道路改良や維持補修を実施しているところではありますが、北杜警察署および関係機関との連携を図り、事故多発地点の把握に努めております。また平成22年には北杜警察署において管内の交通事故発生多発地点マップを作成しておりますので、これらも参考にさせていただいているところでもあります。

次に、北杜警察署との情報交換についてであります。

市では北杜警察署、山梨県と合同で交通事故多発地点調査および対策検討会を実施しております。また北杜交通安全協会・市防犯協会などと連携し、北杜警察署との定期的な情報交換を行い、交通事故防止対策および防犯対策に努めているところでもあります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

原堅志君の再質問を許します。

○7番議員（原堅志君）

では、まず第1点目の公共空間の活用とにぎわいのまちづくりについての再質問をさせていただきます。

聞くところによりますと、広島市ですけれども京橋川を利用した河川の緑地空間を活用し、水辺のオープンカフェの意欲的な取り組みが行われている。それからまた京都府では23年度から行政が管理する道路や河川、公共施設など公共空間を一体的に整備・活用するための公共空間活用推進事業などを実施しているなど全国的に広まっております。

北杜市におかれましても今度、東京オリンピックが決定になりましたけれども、その中でビーチバレーが旧白州町で前々から行われているということで、そんな形もございます。そこで北杜市として全国に先駆けてモデル事業として、例えば大武川橋のところには川の駅とか、また海の家と並んで夏場の川の家的な、地域一体となって事業を推進するようなことを考えたかどうかということも、そのことについてどのようなお考えがあるか、ぜひ伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

ただいま、原堅志議員より再質問をいただいております。

まず2点あると思いますが、まず1点目ですが河川敷の高度利用ができないかということだと思います。

まず現在、国などにおいても地域活性化のための取り組みに対する規制緩和が進んできているところがございます。今後、市といたしましてもいろいろ各地区等の要望もありますが、取り組みに対しましてはさらにご支援等をしてまいりたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお2点目でございますが、川の駅はできないかというご質問だったと思います。

川の駅は、地域住民や水辺の訪問者等にトイレや休憩の場所を提供していくというものが1つの目的になると思います。また人と人の交流を促進する施設、また駅というような定義もあると思います。全国的に見ましても川の駅はいくつか、もうすでに設置されているところで

ございますが、今後先進事例等を研究し、また情報を得ながら検討してまいりたいと思っております。また川の駅でございますが現在、県内では富士川町で川の駅を建設中でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

再々質問したいと思います。

北杜市におかれましては環境保全基金を創設し、環境事業を推進しておりますけれども、先ほど述べましたように京都で公共空間活用推進事業という形で、京都府自体で位置づけております。この環境事業の一部を公共空間活用推進事業というような形で本市も検討したらいかがかというように考えますけれども、それについてご答弁をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

高橋政策秘書課長。

○政策秘書課長（高橋一成君）

原堅志議員の再々質問にお答えをいたします。

公共空間の活用整備事業に現在、北杜市で実施しております環境保全基金の活用ができないかというご質問だと思います。

環境保全基金につきましては、緑豊かな森林や清らかで豊富な水資源等の自然環境を適切に保全し、これらを良好な状況で次の世代に引き継いでいくことを目的に設置されたものでございます。

また基金の活用は「森を育て水を守る」をテーマとした環境保全基金事業とされており、北杜市環境保全基金活用検討委員会の承認を得て実施をしております。したがって、イベントと基金の活用、それから地域での活用につきましては、その内容が環境保全基金の目的と一致したものにつきましては、市民の提案型事業として補助金の交付等については可能だと思います。

現在のところ、その公共空間活用整備事業としての事業名はうちのほうにはないので、それうちの環境保全基金の活用に見合うものであれば実施ができるということでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

次に平成24年度事業仕分けの結果の取り組みについて、再質問させていただきます。

事業仕分けの中のネットワーク管理事業について、仕分け結果に対する考え方ですね。システム関係部門を切り離し、独立させることが必要であるということが書かれておりますけれども、現在このことについてどのような検討をなされているのか、まず1点と今年度事業の中で12事業ということですが、どのような事業に色分けされているのか、この2点についてお願

いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

第1点目のネットワークの切り離しについては今、検討中でございます。今年度行う12事業につきましては、事務事業評価のヒアリングが終わりまして一昨日、行政改革の推進本部で12事業を洗い出しまして、12事業が決まりまして今、各課に流しているところでございます。この12事業につきましては、インターネットおよび広報等で周知して10月の仕分けのときに、おおぜいの市民の皆さんに来ていただけるように周知していくつもりです。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

もう一度再々質問で、ネットワーク管理事業について今、検討中というご答弁があったんですけども、どのような検討なのか、その1点だけ再々質問します。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

ネットワーク機器の更新を今年しておりますので、その中での検討を行っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

3点目の北杜市保育園充実プランについて、ご質問します。4点、それぞれございますがよろしくお願いたします。

第1点目の保育園充実プランにおいて、25年度中に中間評価することになっておりますけども、今後、その25年度は今年になります。どのように進んでいるのか、まず1点目お伺いします。

次に昨年のこれは決算委員会なんですけども、第2子以降無料化に伴い20年度末から3年後、23年度末には22名の増員であり、賃金は7,278万9千円増加しているという項目がありますけども、1人の保育士が保育できる保育園児が0歳児から2歳児ですか、増加したことによってこういう形になったというご答弁がありました。現在の保育園児に対する2歳児以下の割合は。また、本年度の保育士の増員があったのかどうか、お伺いいたします。

次に保育園バスについてですけども、部内で検討されて保護者の声としてアンケート調査をしたと聞いております。どのような内容になっているのか、お伺いしたいと思います。

この3点について、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

まず第2子以降の割合でございますけども、すみません、これにつきましては少し時間をいただきたいと思います。すぐ調べたいと思います。

それからバスのアンケートでございますけども、アンケートの結果につきましては、現在使用されている方については当然、継続してほしいという内容がほとんどでございます。しかしながら先ほど答弁いたしましたようにほかの園との関係、それから保育園については保護者が送迎することが原則となっているということから、今回こういった形で27年度を目途に廃止をしていきたいということでございます。

中間評価でございます。保育園の充実プランについての中間評価でございますけども、今、次世代育成の会議等において中間評価をしている最中でございますので、今年度中には出していくということでございます。その折には、また皆さんのほうにも発表していきたいと思っています。

○議長（渡邊英子君）

割合についての答弁はすぐできますか。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

それから保育士が増員になったかどうかということがありました。

第2子以降無料にした関係を含めまして、平成21年と比べまして4名の増員となっております。

それから第1子、それから第2子以降の割合でございますけども、先ほど言いましたけども第1子が403名で34.5%、それから2子以降が764名で65.5%というふうな比率になると思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

次に第28回国民文化祭について、1点だけご答弁をお願いします。

先ほどのご答弁の中で、いくつかは自主活動に切り替えてやっていくというご答弁がありましてよかったですけども、今後に向けて再度、全国に北杜市の文化および芸術を継続的に発信し続けることが重要であると思いますけども、そこで独自性を持った北杜の文化の発信として、今後ともぜひ事業を続けていっていただきたいと思いますが、それについて再度お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

原堅志議員の再質問にお答えしたいと思います。

昨年のプレ大会から本年度の本大会まで、この主要事業につきましては、すべて企画委員さんが主体的に行い、市の事務局のほうは事務的なサポートをするというふうな形で事業を展開することができました。ここが他市との違いかなというふうに考えておりますけども、したがって来年度以降もこの企画、市民が主体となっている企画委員会が事業主体になって継続的に実施していけるよう支援をしてみたいというふうに考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

最後に北杜市内道路の安全対策について、1点だけ再質問させていただきます。

先ほど市と県で合同で安全対策等も行っているというご答弁がありましたけども、そこで子どもたちはもとより市民の安全対策上も、安全協会等の協力は不可欠ではないかと思えます。そこで防犯灯および事故発生現場の個所ですね、その洗い直しをぜひ早急に実施していただきたいと思えますけども、そのへんについてご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

交通安全上の防犯灯の設置の要望、今、原議員さんより再質問でいただきました。

あくまでも通学路につきましては安全協会、また学校の先生方、また地域の行政区の中での点検等は常時されておると思いますが、基本的に防犯灯につきましては地区によっても違いますが、地区で設置するものとか、通学路につきましてはその管理方法等も異なっておりますので、いずれにしても防犯灯につきましては、現場の調査をしながら足りない部分については、関係部局と話をしながら設置等をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

輿水良照君の関連質問を許します。

○5番議員（輿水良照君）

北杜市内の道路の安全対策について、関連で伺います。

昨年、緊急対策で点検作業が行われたわけですが、その点検作業によって改修が必要な歩道というのも何カ所か出てきていると思われまます。そのへんの対策は今後、どういうふうにしていくのか伺います。

また高根地域では今後、小学校の統廃合が行われようとしています。その中で歩道の新たな設置とか、そういうことも当然あると思われまますけども、過去、小学校の通学路というのは交通事故をメインにやってきたわけですが、今は交通事故と防犯の両方の対策が必要と思われ

ます。ということはなるべく人が通るところ、車も多いところ、歩車道のしっかりした分離というのは必要だと思われますけども、今後そのような対策はどのようにするのでしょうか、伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

輿水議員さんより関連質問をいただいております。

まず歩道の点検確認等でございますが、市の建設部におきましては国が以前打ち出しました長寿命化計画等によりまして道路関係、それからトンネル関係、河川関係等々、点検してきているところでございます。その中で歩道部分につきましては市内の道路、老朽化の進んでいるところもありますが、随時解消してきているところでございますが、歩道については当然、車社会の中で非常に危険な個所ということの中で、点検は随時進め壊れている部分については補修をしまっているところでございます。また今後もまず第1には通学路の安全確保、先ほどの答弁でもいたしました確保をしながら、また地域の中心部等の歩道、また道路につきましては安全点検等、改修を行ってまいりたいというように思っております。

2点目でございますが、高根の小学校統廃合に伴いまして防犯灯、安全性から歩道の整備をというご質問だったと思っておりますが、すでに地元から歩道の設置の要望等もまいっております。また建設部におきましても、高根地内の危険個所につきましては歩道の必要性等も認識しておりますので、今後歩道につきましては防犯灯、事故防止のために現場を十分確認しながら整備をしまいたいとこのように思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

保育園充実プランについて、1点だけ関連質問をさせていただきます。

保育園のバスを27年度で廃止をするということですが、アンケート調査をしたということですが、このアンケート調査の内容はあくまでも保護者に対して27年度で廃止をするという前提の中でアンケートを取ったかどうか、そのへんをちょっとお聞きしたいと思います。その内容について、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

それでは関連質問にお答えいたします。

アンケートですけれども、項目がいくつかありましてそれぞれ今、利用している長坂保育園、それから日野春保育園、小泉保育園、白州、武川保育園についてアンケートを取っております。

保育園バスを利用しているか、利用していないか。それから5園だけの運行を知っているかどうか、知らないかどうか。それからバスを利用していて必要かどうか、必要ではないか。

それとも利用しているかどうかについて、それで必要か、必要でないかということ。それから利用料を負担してでも利用したいか、利用料を負担するなら利用しない等の質問、11項目にわたってアンケートをしております。

その結果、今、言いました保育園のバスを利用している、していないということについては各保育園ごとにまちまちでありますけども、実際の平成23年度の送迎分で実際に利用している方というのはそれぞれ長坂保育園で9名、日野春保育園で17名、小泉保育園で17名、武川で18名、白州で50名、計111名の園児の方が利用されているということでございまして利用率はかなり低いような状況となっております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

27年で終了するという内容について質問したかどうかということですが、そのお答えを。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

そういうことではありません。現状の中での質問でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それではそういうことで、27年でおしまいにしたいということなんです、そのへんの周知等については今後どのようにしていくか、そのへんを最後にお聞きします。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

先ほどの答弁の中にもありましたけども、この運行につきましては北杜市次世代育成支援地域協議会のご意見を伺いながら決定をしていくということになっておりますので、今後開かれます協議会の中で議題としてご意見を伺いながら、決定をしていくということになると思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、16番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

明政クラブを代表して質問をいたします。

最後になりました。一部質問が重なる部分もあるかと思いますが、通告に従い質問いたします。皆さまお疲れとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

防災、地域医療・福祉、教育問題、環境について4項目にわたり質問いたします。

安倍内閣が打ち出した経済政策は見事に射止めたオリンピック招致も相まって、景気浮揚論の中、6日間に及んだ消費税の集中点検会合を経て増税の方向が色濃くなっています。10月に大筋で合意を目指すTPP交渉では国有企業改革や知的財産、投資家と国家の紛争解決など前向きな先進国と難色を示す後進国と、また国内の事情も含め協議が難航しています。まだまだ経済の不安定な時期を脱したとは言い難い状況です。

また異常気象に悩まされた日本では、信じられないほど暑い毎日が続きました。しかしここに来て、ようやく秋の気配を感じるようになりました。水不足が心配された夏を乗り越えて、田んぼは一面に黄金色に変わっています。こうした中、今月15日・16日と日本に上陸した台風18号は各地に甚大な被害を及ぼし、警報を超えて避難指示が出るような事態になってしまいました。台風は秋雨前線が影響し大雨、突風、竜巻、また地震も起きて多くの人々が被害に遭っています。北杜市でも倒木や出水、2011年にも破損していますが川俣川にかかる橋の損傷など、他市に比べて被害は少なかったものの台風による影響がたくさん出ています。普段から準備や点検をし、災害に備えることが被害を最小限に食い止める最大の方法だと考えています。

そこで1項目め、防災について伺います。

1点目、北杜市は山岳地内に広がる地形で、山間部が多いため道幅も狭く危険な個所のある林道や急傾斜地として指定された居住地域もあって、災害時ばかりではなく、例えば高根町長沢地区のような日常生活を送る上でも注意を要する地域があります。今回の9月決算特別委員会でも執行されている報告もありました。他の県の事業とも整合性を図り、順次計画的な整備もされていますが、一刻も早い整備が重要だと思います。現状と、その対策について伺います。

2点目、防災無線の状況について伺います。

防災無線の整備が進み緊急情報が得られるようになりましたが「聞き取りにくい」「聞き逃した」という声がよく聞かれます。防災計画に則り順次整備を進めているようですが、実態の調査など現状や対応はどうなっていますか。

次に指定番号に電話をすると、防災無線の情報が確認できるシステムが普及してきています。すでに導入している自治体もあります。防災無線の放送は一刻を争うような緊急を要する場合も多々あります。災害を最小限に留め、また二次被害、二次災害を未然に防ぐことも考えられます。情報を迅速かつ的確に伝えることが大変重要であります。こうしたシステムを取り入れる考えはありますか。

次に災害時の対応について、伺います。

避難所に指定されている学校や公民館、その他公共施設への通路や危険個所の把握と対策はどうなっていますか。

また公共施設が指定管理に移行されてきていますが、避難場所としての機能が十分果たせるようになっていますか。指定管理者には管理運営上の負担や協議が必要だと思いますが、指導や周知の現状について伺います。

緊急時にはとっさの場合、判断がつかないことがたくさんあります。避難時のマニュアルはそうしたとき非常に役に立つものです。一連の流れが体に、身に付いていると危機を回避できることがたくさんあります。早急に整備する必要がありますが、策定の進捗状況と関係者および住民への周知はどうなっていますか。

次に避難所での受入態勢の具体的な訓練、これは受付とかそれから誘導の方法、トイレの位

置など、そういった訓練が必要だと思いますが、現状はどうなっていますか。

日本では今まであまり発生したことのなかった竜巻で大きな被害が出ています。突発的で緊急を要する竜巻対策は今までにあまり例のなかったことであり、発生過程や経路、避難の方法などあまり今まで議論がされていないのが現状です。竜巻は上昇気流に伴って発生し、激しい風や突風が起こります。上空に巻き上げていくばかりでなく、逆に空から落ちてくることもあります。今回は山梨県にも竜巻注意報が出されました。一刻を争うこの竜巻に対して周知や対応が非常に重要ですが、この対策について伺います。

次に災害時には多くの負傷者が出ます。また衛生管理が不十分なため、伝染病などが蔓延しやすく医療体制の整備は必要不可欠なことであります。医療機関の連携と病院自体が被災した場合の対策はどうなっていますか。

防災の最後になります。

緊急時にはラジオ、テレビ、電話等、通信機器がほとんど使えません。地区住民等へ十分な、また重要な情報を伝えるために連絡網や連絡方法が確立していなければなりません。現状について伺います。

2項目め、地域医療・福祉について伺います。

1点目、流行性疾患（インフルエンザ）の対策について伺います。

国の新型インフルエンザ等特別措置法の施行により行動計画が示され、県においてインフルエンザの新しい計画を策定していますが、市では策定が義務付けされていますか。流行時の施設利用制限など市でも対応が必要だと考えます。県の計画に盛り込まれている具体的な事例として外出の自粛、学校の休校、公共施設の利用制限、臨時の医療施設、生活物資の買い占め、価格高騰のないような調査など特例に関するものがたくさんありますが、市の現状と今後の方針はどうなっているのでしょうか。

2点目、市内にある2つの病院にはそれぞれ医師が勤務して医療の充実を図っています。しかしもう少し診療日数や診療科目を増やしてほしいと言われています。例えば甲陽病院には小児科が設置されていますが、月曜から金曜の午前中となっています。子どもは急な発熱や容態が急変することが多く、今日もまたと思うくらい風邪をひいたりケガをします。また市内には産婦人科医がなく、妊産婦は約1時間かけて市外の病院に行くしかありません。家族がそばにいてくれる場合なら病院までの運転もあまり心配はありませんが、陣痛と不安を抱えた1時間以上の道のりは長くてとても危険な時間です。

北杜市の実家へ帰って身近な人たちに見守られて安心して出産をし、子育てをしたいと願う人がたくさんいます。北杜市の魅力に夢と希望を持って移住したい人もたくさんいます。診療を受け、妊娠と分かった時点で予約をしない限り、遠距離の市外の病院でさえ出産ができない状況です。市では専門医として小児科、産婦人科、それぞれの先生が10年以上開業する場合には5年間、500万円の補助をしていくという制度を設けてくれました。子育て世代ばかりでなく、有事に対してはどうしても開業してほしいという市民の期待感は大きく、現在の状況をお聞きいたします。

3点目、峡北エリアにおいて産婦人科は先ほど申し上げたようにありません。現在、妊婦健診は身近な病院で、出産は体制の整った病院で分担する産科セミオープンシステムの導入が検討されています。昨日の新聞紙上に「韮崎市は断念」との記事が掲載されていましたが、このシステムの具体的な内容と市の方針について伺います。

4点目、今年は異常に暑い日が続きました。真夏日が各地で更新され、日中の最高気温が37度を超え体温より高い日もありました。熱中症など健康を損ねる人が多発したようですが、発症の状況など現況と予防に対する指導や周知はどうしましたか。

5点目、体力はあって元気でいても認知症と思われる症状の人がかなりの数います。認知症は通常の生活の中で、さっきまでなんともなかったのに急に訳が分からなくなったりするようなことがあります。例えば今お風呂に入ろうと思って服を脱ごうとしていたんですが、急にそのときスイッチが入ったというんですが、認知症の症状が表われると今、脱いでいたのか、着ようとしているのかが分からないということがありまして、そこで服をまた着てしまう。せっかくお風呂に入ろうと思っていたのに、逆に着てしまうというような状況も出てきています。また若年性の認知症も増えていて介護をする側にとっては精神的な負担が多く、対応に苦慮することがたくさんあります。北杜市では、認知症対策として市民を対象に講座やリーダーの養成を行っています。認知症は発見が早いほど回復しやすいとも言われていますが、現状と成果について伺います。

6点目、地域包括ケアについてモデル地区を設定し事業を行うようですが、具体的な内容とモデル地区はどこを考えておられるのか、伺います。

3項目め、教育現場での取り組みについて伺います。

国での学校内や部活動において、暴力根絶の取り組みが本格化しています。いじめが原因で引きこもりや不登校、そして自殺してしまう例が取り上げられ、いじめの原因を追究することは大変重要です。人の心は傷つきやすく些細なことが大きな波紋になり、取り返しの付かない結果につながることもあります。

いじめをする側はいじめることに慣れ、どんどんエスカレートしていきます。周囲は自分が巻き込まれることを恐れ、口を閉ざすか、静観するか、行動をとともにして自分に害が及ばないことを願っているようになります。こうした社会構造は年々複雑化し、解決が難しくなっています。

また体罰が問題視されるようになってから毎年400人ほどの教員が処分を受け、昨年2012年には検討中の人数も含めて5,400人余りがなんらかの処分の対象になっています。最近では日本で誇る金メダリストも練習のときの体罰が報告され、ほかにもバレーボール部の監督が選手に対して何回も続けて平手打ちをするなど、ゾッとするような行為が報道され大きな社会問題になっています。

こうしたことから、以下2点について伺います。

1点、いじめ防止対策推進法が制定されましたが、これを受け市の方針と具体的な取り組みは。

2点目、県教育委員会では教員向けに体罰防止のガイドラインをまとめ、体罰の事例を示しています。体罰を肉体的苦痛を与えるものとして定義し、具体例として長時間の正座、突き飛ばして転倒させるなどの項目が示されています。ケース・バイ・ケースのような判断が難しい状況も想定されます。教師と生徒役を設定し、実際に起こり得る場面を想定して、ロールプレイを行うような現実に即した訓練も必要ではないかと考えますが、市の取り組みと現況についてお伺いいたします。

4項目めになります。環境の取り組みについて伺います。

1点目、原子力発電所の事故が発生して以来、事故の処理は遅々としてはかどらず大気汚染、

土壌汚染、海水汚染とあらゆる自然界に悪影響を及ぼしています。今まで安価で安全だと信じられていたエネルギーの活用が困難になり、太陽光、水力、風力、地熱など自然エネルギーを利用した政策が進んでいますが、多様な自然エネルギーを有する北杜市としては新しい取り組みを考えていらっしゃるでしょうか。

また中でも太陽光発電は、市内各所に民間レベルでたくさん設置されています。太陽光発電は企業経営のツールとして成り立ち、設置者にとっては売電収入が得られます。市は固定資産税としての収入アップにつながり、原子力発電のようなリスクもなく、持続可能なクリーンエネルギーとして大いに期待できるものです。本市はいち早く北杜サイトでの太陽光発電を手掛け、先進的な取り組みを行っています。こうしたことを推進し拡大を図ることも必要ではないかと考えています。

今後のスムーズな推進のためにも実態の把握が必要だと思いますが、どの程度把握していますか。現状、例えば補助金制度などと課題、例えば草刈りとか雨水排水などの維持管理や環境面の指導はどうしていくのかについて、伺います。

2点目、生活困窮者や新規就農者など使用が限られているもの、例えば子どもの服やベビー用品等、一方ではゴミになってしまい処理に困っている遊休品や不要になった農機具、生活用品を必要とする場合があります。資源を有効に活用するための斡旋方法として行政が関与してホームページや広報等を利用して、情報交換を図るリサイクルバンクを設置する考えはありますでしょうか。

3点目、先に明政クラブ会派で質問をしていますが、現在管理されていない空き家がたくさんあります。管理が不十分な空き家は、近隣の住民にとって大きな負担になっています。この空き家対策について国としての方針がこのたび決まりましたが、それを受けて市の見解について伺います。

以上4項目について質問いたしました。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

ここで、暫時休憩といたします。

再開は5時40分といたします。

休憩 午後 5時30分

再開 午後 5時40分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

防災について、いくつかご質問をいただいております。

避難時のマニュアル策定の進捗状況と住民等への周知についてであります。

市では土砂災害の種類、土砂災害警戒区域、気象情報の発令基準、非常持ち出し品、情報伝達方法、避難時の心得などを掲載したハザードマップを本年度中に策定する計画であります。このマップは土砂災害警戒区域等危険箇所、避難場所や道順の確認など各家庭や自主防災組織

でご活用いただくように配布いたします。

次に地域医療・福祉について、いくつかご質問をいただいております。

産科セミオープンシステムについてであります。

現在、県で行う峡北地域の産科医療機関連携によるセミオープンシステムは、山梨大学医学部附属病院、または市立甲府病院で出産を予定している方が週に1回、午前のみ産婦人科医師と助産師が派遣される市内の導入病院で妊婦健診を受けるものであります。

このセミオープンシステムへはハード面の整備として県からの補助があり、病院に対し必要な医療機器など、1,200万円を限度として2分の1を補助する制度を設けております。また産婦人科医師と助産師の報酬等については山梨大学と導入病院で協議し、導入病院で負担するものであります。

市としましては、北杜市出産支援推進委員会の意見や関係医療機関および現在実施している塩山市民病院の現状などを踏まえ、慎重に検討してまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

教育現場での取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、いじめ防止対策推進法に基づく方針と取り組みについてであります。

いじめ防止対策推進法は、本年9月28日から施行となります。本市におきましては、いじめはあるものの各学校の取り組みや保護者の協力および教育相談などの支援によって、深刻な事態となるケースのいじめはない状況であります。

現在、国においては基本方針の策定作業が進められておりますが、市といたしましては国、県の動向を注視しながら、基本的な方針の策定が必要かを検討するとともに校長会等を通じて各学校が実情に応じた基本方針を策定するよう指導したところであります。

次に、体罰防止へ向けた取り組みと現状についてであります。

昨年度に行われた体罰にかかる実態把握調査では、県内公立小中学校において28件が報告されましたが、本市には体罰の実態はありませんでした。こうした実態を受け、県教育委員会から体罰の根絶へ向けたガイドラインが示され、市教育委員会では校長会においてガイドラインに沿った体罰の未然防止の体制づくり、体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底、校内研修会の実施などの取り組みを指導したところであります。特に校内研修会の実施につきましては体罰と懲戒に対する正しい理解、体罰を否定する意識の徹底、体罰を防ぐ環境や組織づくり等について学校全体で取り組みを行い、その実施状況の報告を指示したところであります。

今後も関係機関や学校と連携を図り、信頼される学校教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

防災について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、防災無線の実態調査の現状と対策についてであります。

デジタル防災行政無線整備計画では今年度に須玉町の子局整備、来年度に小淵沢町の子局を整備し、本市の防災行政無線整備事業は完了いたします。すでに整備が完了している地域についても試験放送等による市民の皆さまからの意見・要望等をもとに、最大限の効果が得られるようスピーカーの方向や角度調整を行うなど改善に努めているところでありますが、現在でも一部地域で聞き取りにくいなどのご意見もあるため、今後さらに必要な調整を行う計画であります。

なお、気象状況による影響や反響・残響などにより、調整が長期にわたる場合もありますのでご理解をお願いいたします。

次に、防災無線の情報が確認できるシステムの導入についてであります。

市では、本年4月からは防災行政無線で放送した重要な事項については登録された方に対しメール配信を行っております。さらに本年度の事業として防災行政無線の放送を録音し、市民が専用ダイヤルを通じて録音された放送内容を聞くことができる電話応答装置を来月初旬には利用開始ができるよう準備を進めております。こうしたシステムを取り入れることにより、防災行政無線を補完し情報を迅速かつ的確に伝えられるものと考えております。

次に、避難所への通路や危険個所の把握と対策についてであります。

市では避難路に限らず、道路などの危険個所の把握は市職員、行政区、郵政事業株式会社北杜支店外務社員等により行っており、必要に応じ破損個所の修繕等を実施しております。しかし災害発生時には土砂崩れ・地割れ、建物倒壊等であらかじめ決めておいた避難経路が寸断される恐れもあることから、各家庭や自主防災組織においても日ごろから迂回路等も想定しながら避難所までの経路をご確認いただくよう周知啓発を行ってまいります。

次に、指定管理施設の避難場所としての機能と管理者への指導等についてであります。

市と指定管理者とは災害時における施設利用の協力に関する協定を締結しており、災害時には施設利用・施設開放などの避難所の開設・運営への協力をお願いしております。指定管理施設を避難所として利用する必要がある場合には通常の指定管理業務を中断し、指定管理者の協力を得る中で避難所の開設・運営を行っていくことになっております。

次に、避難所での受入態勢の具体的な訓練の現状についてであります。

避難所の開設・運営訓練については、市の地域防災計画に基づくとともに昨年、作成した避難所開設・運営マニュアルに沿って避難所開設訓練を実施しております。本年度の総合防災訓練においても避難者の誘導・受付、救護所・ボランティアセンター開設、福祉避難スペースの確保等、さまざまな状況を想定した設営訓練を行っております。

災害等有事の際、避難者をスムーズに受け入れができるよう継続して訓練を実施してまいります。

次に、竜巻発生時の対応についてであります。

今月初旬、関東周辺において竜巻の突風により多数の負傷者や家屋の倒壊等の被害が発生しました。県内は山地が多く広大な平地が少ないため、風のぶつかり合いが起きにくく竜巻発生の可能性は比較的少ない地域であると言われており、過去40年間に北杜市や山中湖村、富士吉田市などで5回ほど観測されております。

竜巻が発生しやすい気象条件になった場合には、気象台が竜巻注意情報を出しておりますので防災行政無線やメール配信などを活用し、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある

場合には屋外では頑丈な建物内に移動し、屋内では窓から離れカーテンを引き、できるだけ家の中心部に移動するなど、安全確保に努めるよう市民の皆さまにも周知を図ってまいります。

次に、緊急時の地域住民等への連絡方法の確立についてであります。

本市では台風などの気象情報や避難勧告など避難情報の伝達は、状況に応じて防災行政無線や市のホームページ、ほくとホットメール、市の広報車、消防団、自主防災組織や行政区、マスコミなど通じて住民の皆さんに伝達しております。

また、対処に時間的余裕のない大規模な自然災害や外国からの弾道ミサイル攻撃等の情報は国の全国瞬時警報システム・ジェイアラートと市の防災行政無線とを連動させ、国からの情報を住民に直接瞬時に伝達することとしております。

緊急時あらゆる伝達手段を講じて防災情報をより多くの住民に伝え、命と財産を守ることは市の重要な役割であるとの認識のもと、今後も連絡手段の確立には力を注いでまいります。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

防災について、いくつかご質問をいただいております。

災害時の医療機関の連携と病院自体が被災した場合の対策についてであります。

市の防災計画では、災害が発生した際に市立2病院と2診療所は救護所に指定されているため、健康増進班と連携し救護所の開設をすることとなっております。また、山梨県大規模災害時医療救護マニュアルにおいても地域災害支援病院に指定されておりますので、中北地区医療救護との連携が図られております。

なお、病院自体が被災した場合については、県で指定している地域災害拠点病院との連携を行うとともに医療救護班やDMAT（ディーマット）の応援要請を行い、傷病者の搬送・処置に当たることとなります。

次に地域医療・福祉について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく計画の策定および現状と方針についてであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、市の対策行動計画の策定が義務付けられております。新型インフルエンザ等の対策行動計画は現在、県が策定中であり、来年3月までに策定することとしておりますので、市としましても県の対策行動計画の策定後、県の計画との整合性を図りながら速やかに対応してまいります。

次に、開業医に対する補助金制度の現状についてであります。

昨年度、北杜市地域医療振興事業費補助金交付要綱の制定後、先月に入り市内に専門の小児科クリニックを開設予定している方から、この補助金制度について相談を受けている状況であります。

次に、熱中症などの現状と予防に対する指導や周知についてであります。

今年の夏は7月に入り例年になく全国的にも記録的な猛暑日が続く日となりましたが、4月から8月までの間に市内での熱中症疑いなどの症状の患者数は塩川病院で56人、甲陽病院で40人、白州診療所で10人、辺見診療所で3人となっており、例年とそれほど変わらない患者数となっております。

市の予防対策および周知方法としましては猛暑日には防災行政無線を活用し、市民に対して注意を呼びかけております。また、総合健診の報告会においての予防指導や地区民生委員などのご協力を得た熱中症の予防指導を行うとともに、窓口でのパンフレット設置を実施してまいりました。

次に、認知症対策の現状と成果についてであります。

認知症対策として平成21年度から認知症の理解を深め、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して身近な方が認知症を理解していただくよう、市民を対象に認知症サポーター養成講座や講座開催のための講師役となるキャラバン・メイトの養成研修を行っております。

昨年度からは子ども向けの養成講座を小中学校で、また警察署で初めて養成講座を開催し、昨年度末までの受講者総数は3,206人となっております。この取り組みでは、認知症への理解が進み、地域の中で支援のネットワークがつくられるなど早期発見・早期支援につながっております。

次に、地域包括ケアについてであります。

市では高齢者になっても住み慣れた地域で安心して暮らせることができるよう、支援体制の充実を図るため、地域包括支援センターを中心に地域ケア会議を推進しております。今年度は須玉、小淵沢、武川町をモデル地区に、地域の実情や今後の地域づくりについて意見交換会等を開催し、地域課題の把握や解決に向けた今後の取り組みなどについて、検討していく予定であります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

環境の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、自然エネルギー活用の新しい取り組みについてであります。

東日本大震災以降、自然エネルギーの活用が急速に進む中、市では震災以前から太陽光および水力による自然エネルギーの活用を積極的に推進してまいりました。特に太陽光発電については、補助制度の創設により一般住宅の設備設置を強化するなどの取り組みを行ってまいりました。

現在、自然エネルギーについては太陽光をはじめ水力、風力、バイオマス等が想定されますが、市としましては引き続き地域特性を生かした太陽光発電を中心に普及促進に努め、北杜市における自然エネルギーの活用の促進、エネルギー環境教育の推進と普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電の設置状況であります。

発電設備の設置については建築基準法に定める建築物・工作物の対象外であり、一定面積を超えないものについては開発行為に当たらないなど、規制が緩和されております。

事業用については土地または林地開発申請、農地転用申請、伐採届などが提出されたもの、一般住宅用においては設置補助金申請が提出されたもの以外は把握ができない状況であるため、担当職員が定期的に管内の状況調査を行うなど情報収集に努めているところです。

次に、平成18年度から実施しております北杜市住宅用太陽光発電システム設置補助金の現状ですが、本年8月末現在、交付件数749件、発電出力3,182キロワットで補助金総額約7,800万円となっており、年々申請件数も増加していることから引き続き補助制度を継続する中で有効に活用していただきたいと考えております。

また環境面での指導についてであります。企業においては管理状況はおおむね良好と認識しておりますが、草刈りなどの適正な維持管理が発電効率にも影響することから、設置者に対し適切な維持管理による良好な環境を保っていただけるよう、さまざまな機会を捉えてお願いしてまいりたいと考えております。

次に、リサイクルバンクの設置についてであります。

循環型社会の形成を目指す上で、市民や事業者に使えるものは最後まで使うといったリユースを実践していただくことは、ゴミの減量化を推進する上でも大変重要であると認識しております。しかしながらリサイクルバンクの設置については、背景として民間リサイクルショップの浸透や個人による取扱品の保管および安全性の確保、登録制度などの運営方法、個人情報の保護など多くの課題も考えられます。

現在、社会福祉協議会や0歳から3歳までの子どもをお持ちの母親による集いの広場等ではザヤフリーマーケットなどが開催されるなど団体、グループにおいて積極的に活動されている状況であります。

市としましては環境フェア等、各種イベントへの参加をはじめ、情報提供、情報交換、地域コミュニティなどの活発な活動が図られるよう、関係団体および関係部局と連携しながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

防災について、いくつかご質問をいただいております。

急傾斜地等の危険個所の現状と対策についてであります。

市内には崖崩れ、土石流、地すべりなど土砂災害の発生の恐れのある区域が多数あり、土砂災害警戒区域については毎年2回、市と山梨県中北建設事務所峡北支所が合同で危険個所の点検を実施し、状況の把握に努めているところであります。また急傾斜地崩壊危険区域は県営事業により計画的に防災工事が実施されているところであり、市道、農道、林道など市の管理する道路についても、橋梁やトンネル等の点検を実施するとともに落石防止工事などを順次、実施しているところであります。

今後も関係機関と連携しながら、危険個所の対策を講じてまいります。

次に環境の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

空き家対策の国の方針についてであります。

新聞報道によりますと自民党は全国で急増する空き家問題に対応するため、空き家の所有者に対する市町村の権限強化を図る対策法案を秋の臨時国会に議員立法で提出する見通しを明らかにしております。

市では国の動向を注視しながら今後条例化に向けて関係部局、関係機関と取り組みについて進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

○16番議員（保坂多枝子君）

2点ほどお願いいたします。

自然の恵みを観光資源としているこの北杜市ですが、夏山、それから渓谷などにたくさんの観光客の方が訪れています。大変これはありがたいことです。だけど今日の新聞ですか、川俣川の橋梁の崩落の事故もありましたけども。

しかし登山道だとか、そこに行くまでも過程のところには駐車場がありまして車が置ききれなかったり、それから路上駐車をしていたり、避難帯になっているようなところにも車を停めてしまって、すれ違いができないというような状況を見ました。災害時とか緊急時には緊急車両が出入りしないと本当に急な対応、病人を運ぶということもできなくなりますが、こういったことは利用者のマナーの問題もあるかと思いますが、1つには長野で行っているような交通規制を行うとか、それから車両の数を制限するとか、それから駐車場の整備をしていくというふうな方法もあるかと思いますが、いざというときに混乱を来たさないための配慮も必要だと思います。その件について、お伺いいたします。

それからもう1点、本当に予想ができないような大雨が降りました。そしてまたゲリラ豪雨なども起きている状況の中で、山間部を間近に控えた集落などがあります。また山間部を抜ける道路などがあって今回も不通になりましたね、一時。崩落と陥没による土砂災害が懸念されています。ライフライン、特に飲料水などで関係することなんですけども、破壊されたような場合や今年のように非常に降水が少なく、飲料水に事欠くようなときがあるかと思いますが、この水源の確保についてどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

今の再質問ですが、水源の確保については質問の内容に入っていないですが。

○16番議員（保坂多枝子君）

今の意味は土砂災害とか、道路が崩壊したような場合に下に水道管が通ったりしていますよね。そのときにライフラインとしての水道管という意味でお聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

はい。答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

保坂議員の再質問にお答えさせていただきます。

2点、質問をいただいておりますが、その1点目を私のほうからお答えをさせていただきます。

観光地におきます交通規制や車両数の制限、駐車場の整備など混乱を来たさない配慮はというご質問でございます。

東日本大震災や各地で発生する豪雨等の被害を目の当たりにし、豊かな自然環境を観光資源としている北杜市においても観光地の災害に対する危機管理の必要性は感じております。観光

客が訪問先を決定する際においても、災害時における観光災害対策の部分も重要であると考えておりますが、災害時を想定した駐車場整備等を市内全域で進めることは現実的にはちょっと難しいかなというところがございます。

観光の所管課であります観光商工課、また観光協会などとも連携する中で実態を把握しながら観光客の安全確保について、こういった取り組みができるのか検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

保坂議員の再質問にお答えをいたします。

今年の現状といたしましては湧水、深井戸につきましては記録的少雨にもかかわらず、著しい変化はなく、ダム水についても水位低下の情報はありませんでしたが受水量への影響はございませんでした。また水源の確保対策についてであります、市の簡易水道において降雪が非常に少ない場合による影響はダム水の減少によるダムからの給水制限が考えられますが、幸い本市の水道水源はダム水以外にも湧水、深井戸等、多くの水源があるため、緊急的な水源の確保は可能だというふうに考えております。

次に緊急時の給水対策につきましては、北杜市地域防災計画にも定められているところがございますが、災害のため飲料水が枯渇し、または汚染し、現に飲料に適する水を得ることができないものに対し、最小限必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施するというふうにされているところがございます。

給水活動といたしましては給水車やろ過、あるいは応援協定に基づく緊急調達ということでございまして、1人1日3リットルを確保するということになっております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

防災について、再々質問をさせていただきます。

この9月1日の防災の日に関係各位のご参加をいただきまして、高根町の体育館で防災訓練が行われました。そこには地域の住民の方が徒歩で避難していらしたり、それから飲料水とかトイレの用意、また救護班の設置などいろいろな避難、また災害に対する対応をいろいろとさせていただいていたんですが、その中で高根の地区、避難されたところは体育館から近いところの方が来ていただいたんですが、せっかく高根でしましてもその地区に該当しないところ、例えば今度は北割の地区でしたか、来ていただいたんですが、まだまだほかのところがありまして、高根の地区、北割地区以外のところの方のご参加もいただけたら非常にいい訓練になったのではないかなというふうに思います。

人数の関係もあると思いますので、例えばその区長さんだとか班長さんだとか主立った方だけでもいいと思うんですが、せっかくいろいろと救護班が出てきていただいたり、トイレはこういうふうになっているんだよとか、こういった施設とかこういうやり方をやるんだよという訓練をしていただいても、一部の方だけになってしまうような気がしました。

ですから、そういった主立った方だけでも参加できるようなシステムを考えていただけるかどうかお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

保坂議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

ただいま、ご指摘をいただきました防災訓練の避難訓練ということでございます。

私どもといたしましては、一部の地域というよりも広くお願いをしたということで参加をしていただいたものだと思っております。そういったことが実際にあったとすればそういった問題点、課題につきましては十分検討させていただきます、また来年度以降の訓練に反映させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

では地域医療・福祉についてお伺いいたします。

先ほどのご答弁の中では小児科医、婦人科医の助成制度も問い合わせがあったということですが、小児科医に対してですか。午前中の質問の中に産科医に対しては問い合わせがあったようなご答弁をいただいておりますが、小児科医、それから産科医、2つありますので、少し詳しく教えていただきたいということが1点。

それからあと2つお願いしたいんですが、認知症を予測できる取り組みというのが今、進んでいるようです。認知症、非常に難しいというか精神的に大変な部分がありますので、認知症を予測できるような取り組みというのが進んでいるようです。現状について伺います。

それから地域包括ケアですが、そのあと設定をする時期、タイムスケジュールなどが分かりましたらお願いいたします。

以上3点お願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

保坂多枝子議員の再質問でございます。

最初に小児科医、産科医の問い合わせの内容等でございますけども、産婦人科医からの問い合わせはございません。小児科医の関係と助産師さんからの問い合わせがございました。

次に認知症の予測できる取り組みということでございますけども、現在、認知症と診断されない軽度の認知症と呼ばれる状態があるということでございます。この軽度認知症について、まだ臨床研修の段階ということでございまして、研究の段階ということなんですけども、しかしながら予測ということは、これから認知症になりにくい生活習慣を継続するということを前提にするとすれば人との関わりを持ったり多くの会話をしたり、脳への刺激をよくして軽減す

ることが認知症の予防・予測にもなるのではないかとこのように考えております。

最後にケア会議、ケアシステム、ケア会議の設置時期、タイムスケジュール等でございますけども、先ほど答弁しましたけどもモデル地区でのケア会議を今年度中に実施したいというふうに考えています。12月ごろまでに各地区での開催を具体化していく予定になっております。以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

先ほど問い合わせがあったというご答弁をいただきましたけども、これは検討に値するのか。というのはただ問い合わせがあっただけなのか、具体的にこういう事業をしたいからというふうな、もうちょっと進んだ問い合わせだったのでしょうか。実は決算特別委員会で、その中で遺跡調査の話が出まして、その場所はどこかなんて話が出ました。それでちょっと小児科医に関わるようなお話が出ていたような気がいたしましたが、もう少し細かい議論が出ているのかどうかということもお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

保坂多枝子議員の再々質問でございます。

地域医療振興事業費補助金の問い合わせ等でございますけども、具体的には長坂町大八田地内で今年の10月中に小児科クリニックを開業するという、先生からの問い合わせがございました。あとは他県の方なんですけども、助産師さんからこの制度についての問い合わせがあったということでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

問い合わせだけだったのでしょうか。そこをさっきお聞きしたんですが、もう1回聞いてもよろしいですか。問い合わせではなくて、もう少し踏み込んだ話だったのかどうかということをお聞きしたかったんですか。

○議長（渡邊英子君）

具体的な話になっているかということですか。

○16番議員（保坂多枝子君）

はい、そうです。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

現在、この方が工事を開始しているという予定、これから補助金申請をされてくるというふ

うに考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

産婦人科医についても同じようにお聞きしたいんですけども、よろしいですか。具体的な話になっているのか、ただ問い合わせだったのかということもお聞きしたいんですが。すみません。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

産婦人科医からの問い合わせはございません。他県からの助産師さんからの問い合わせがあったということでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

環境の取り組みについてお伺いします。

なんか現在、不要になった農機具などを紹介しているような取り組みをちょっと聞いたんですが、先ほど今からいろいろ検討していただけるという話ですが、有効なやり方だと思いますが、具体的なことがありましたら教えていただきたいと思いますがよろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

保坂議員の再質問にお答えいたします。

質問の中にもあった内容の農機具の新規就農者への紹介ということだと思います。

農政課というよりは、市では北杜市の担い手育成支援協議会という組織がございまして、そちらのほうで平成22年になりますけども広報を通じて遊休化した農機具、それから農業施設の調査を行ったという経過でございます。

その中で耕耘機、それからコンバイン、ハーベスターなどでございましたけども100台ほど譲りたいという情報提供をいただいたという内容になります。そこでその情報をもとに順次新規就農相談、新規就農者用ということで目的をはっきりさせた上での募集ということもございますので、新規就農相談の際に紹介を行ってまいりました。現在44台がリスト化をされているというふうな現状でございます。

ただ、農機具等に関しては再利用するにはだいぶ古い、それからなかなか使えないという部分もございまして、当初100台ほど譲っていただけるというふうな提供をいただいたんですけども、なかなか成約するといいますが、契約をおのおのが成立するというところまでは、数件という程度の状況になっております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

坂本静君の関連質問を許します。

○14番議員（坂本静君）

ただいまの質問の防災について、関連質問を1点お願いしたいと思います。

急傾斜地、この件に関しまして先ほどの答弁でも今年度中に防災マップを作成し、各戸に配布するというふうな答弁がございました。そして年2回ですか、山梨県そして中北事務所、北杜市ということで巡回をしてその危険個所の調査の点検をしているという話でございましたけれども、広い北杜市ということでありまして大変危険な急傾斜地も多いと思われれます。そこで私は1点、場所を限定してお伺いしたいなと思ってございます。

それは高根町の長沢地区でございますが、神明地区でございます。清里に向かって、長沢の西側のあの絶壁ということで、そこに十数戸、住宅が張り付いているようにあるところでございます。裏山が非常に急傾斜ということで、その直下に今言った住宅が密集している集落であります。ここの住民の方々も近年度中に起こるだろうという東海沖地震、それから近年非常に多発している集中豪雨ですね、俗に言うゲリラ豪雨等に対して、住宅が真下にあるということで大変崩落等々、地滑りなどが危惧されている場所でございます。この地区の方々も過去の大雨等が降ったときには住民の方、安全な場所に、親戚などのところに自主避難をしている方もおられるということをお伺いしておりまして、そのような危険な地区であるために、そのたびに、今言ったように雨が降るたびに避難するという状況にあるようでございます。この地区ではしばらく前から、この防災対策に対しまして安全確保をお願いしたいという要望をしてきたようでございます。相当これも長い間、そんなことをお願いしてきたということをお伺いした中で、この神明地区のこれまでの対応、いわゆる防災に対する対応状況、その対応に対する現在の進捗状況、こんなことをお伺いしたいなと。そして、このあとまだ今のところ明確な対応がされていないということで、今後の防災対策に対する見通しはいかがなものかと、このあたりをちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

坂本静議員の関連質問にお答えをいたします。

ただいまご質問をいただきました急傾斜地の場所につきましては高根町長沢地内だと思っておりますが、そこについてのご質問でございます。

141号線、上がってきますと長沢地区、大きいT字路があります。その左側の西側になると思うんですが、高根北小学校の西、南側といいますが、東南側という場所ではないかなというように認識しております。

それです1点目の地区要望でございますが、すでに21年の11月、また本年25年の4月11日にも第2回目の地区からの要望を市のほうに出していただきまして、県の部局のほうに

上申をしているところでございます。

県におきまして、先ほど言いましたように年2回の巡回で確認はしてきているところではございますが、再度確認をお願いしたい旨お伝えをしているところでございます。

また県におきましては、その個所の地質調査は現在まだ行っておりませんが、平成23年度に保全対象戸数等の調査、守っていく戸数の調査をもうすでにやってきております。それで今後さらにもうちょっと具体的な調査に入っていくのかどうかということも確認してまいりますが、いずれにしても大変、災害時にその地域に住まれている皆さまについてはご心配をかけているということでございますので、早いうちにぜひ工事のほうをお願いしたいという旨を再度、強く県のほうに要望してまいりたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

明確なご答弁をいただきました。

とにかく人命に関わるということでございますから、北杜市の中にも多数の危険地区があると思いますけども、私もそこに何度か訪れたことがあります。要するに大雨が降るということになると、そこにある屋敷、宅地から水が噴き出すという部分も何カ所もあるというようなことでございますので、なお一層、強力に県のほうに働きかけをしていただいて、その安全確保をお願いしたいと、もう一度ご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

それでは、坂本静議員の関連質問に対してお答えいたします。

先ほども年2回ということと、すでに県も現地の確認を何回かしてきているということでございますが、当然、近年ゲリラ豪雨、また台風でも相当、豪雨が予想されるということもございますので、今後、県と一緒に、何回か現況を十分確認させていただきながら危険状況を県に伝えるという形を強力的にとってまいりたいと思っておりますので、またよろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月20日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時30分

平成 2 5 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 0 日

平成25年第3回北杜市議会定例会（3日目）

平成25年9月20日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

8番	岡野 淳君
11番	清水 進君
3番	齊藤功文君
2番	小野光一君
17番	千野秀一君
1番	上村英司君
4番	福井俊克君
6番	加藤紀雄君
10番	相吉正一君

2. 出席議員（22人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
5番	輿水良照	6番	加藤紀雄
7番	原 堅志	8番	岡野 淳
9番	中山宏樹	10番	相吉正一
11番	清水 進	12番	野中真理子
13番	篠原眞清	14番	坂本 静
15番	中嶋 新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（42人）

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	伊藤精二	企画部長	坂本正輝
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	山田栄明
生活環境部長	由井秀樹	産業観光部長	浅川一彦
建設部長	伏見常雄	教育長	藤森顕治
教育次長	大芝正和	会計管理者	平井光
監査委員事務局長	小尾善彦	農業委員会事務局長	中山健教
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	田中幸男
大泉総合支所長	斉藤正一	小淵沢総合支所長	長坂隆弘
白州総合支所長	進藤勝	武川総合支所長	神宮司浩
建設部次長	清水宏	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	斉藤毅	地域課長	織田光一
市民課長	谷戸松美	介護支援課長	中嶋登美子
福祉課長	中山雅史	子育て支援課長	茅野臣恵
環境課長	野本信仁	上水道課長	小松武彦
農政課長	仲嶋敏光	林政課長	小尾民司
観光・商工課長	清水博樹	まちづくり推進課長	植松広
住宅課長	早川昌三	道路河川課長	土屋裕
教育総務課長	井出良司	生涯学習課長	丸茂和彦

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご承知を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、9人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に市民フォーラム、8分。次に日本共産党、10分。次に無会派の齊藤功文議員、15分。

次に無会派の小野光一議員、15分。次に北杜クラブ、41分。次にほくと未来、55分。最後に明政クラブ、13分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

最初に市民フォーラム、8番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

通告書に従い、質問をいたします。

はじめに、発達障害による不登校の実態と対策について教育長に伺います。

子どもの不登校はいじめと関係があるということはよく言われますが、クラス替え、カリキュラムの変更等、いろいろなことがきっかけになっているだけでなく原因がはっきりしないということも多いようです。不登校のきっかけがなんなのか、発達障害をキーワードに考えてみました。

質問に入る前に発達障害について、少しお話をしておきたいと思います。

発達障害は時に心の病と間違われることがありますが、実は脳の機能障害の総称です。この場では単に発達障害といたしますが、知的障害を伴う場合、あるいはそうではない場合の自閉症、それからアスペルガー症候群に加え、注意欠如あるいは欠陥とも言いますが、多動性障害、学習障害など自閉性障害をひっくるめて自閉症スペクトラム、あるいは広汎性発達障害と呼ばれています。

いくつかの特徴の1つとして、他人との関わりが苦手だというコミュニケーションの障害があります。こういう子は友だちと一緒に登校することができないようなことがあります。それがきっかけで不登校になることがあります。また社会の慣例やルールの意味が理解できず、自分がルールだという社会性の障害があります。おやつに自分の好きなものがあると人のことはお構いなしに全部食べてしまうというような自己中心的な行動は、このケースかもしれませんが、社会的な基準の認知をするという能力の障害のために、そもそも学校に行くことの動機

付けが困難という場合、不登校の要因になります。さらに創造力の障害といわれ、スケジュールや生活パターンの急激な変化に対応できず感情のコントロールができなくなるという特徴もあります。この結果、学校に行きたくなってしまいう可能性があります。

いずれも発達障害という個性に理解がなければ、空気を読めない子だとか、あの子はおかしいとかかわがまだとかそういう目で見られてしまいます。保護者や先生、あるいはカウンセラーが気づくようなケースはともかく、誰も気が付かないけれども何かの拍子に発達障害の個性が顔を出すような出来事が子どもたちの間で起きたときにいじめのきっかけになり、不登校のきっかけになる原因として考えられるわけです。

こうした障害を持つ子どもたちと接する現場では、すでにいじめや不登校の原因のほとんどが実は発達障害がきっかけになっているといっても過言でもないと、そういう声を聞きます。またさまざまな文献や研究報告にも不登校はいじめによって引き起こされることが多い。あるいは発達障害の子どもがいじめに巻き込まれるトラブルは少なくなく、被害者になるケースが大半だとされ、発達障害といじめ、不登校の密接な関係性が明らかになりつつあります。

こうした現状に基づいて、以下質問をいたします。

1つ目として本人はもとより周囲も気づかない発達障害があっても、同級生や先生と良好な関係をつくることができず、それがきっかけでいじめを誘発したり不登校になるケースがあります。そのような実態をどの程度、把握しているか伺います。

2番目として、そもそも学校に行く意義や楽しみを感じていない子どもにとっては、不登校は少しも不自然なことではありません。不登校になったときに本人や保護者に対して適切なケアがなかったため、そのまま引きこもりになる場合もありますが、このケースを想定した対策を立てているのか伺います。

3つ目として不登校に対するケアの結果、再び学校に行くことが可能になっても送迎が必要な段階が想定されます。とにかく学校に行くことで、学校に行く意義や楽しみを感じられるよう練習をすることが必要になります。しばらくは、友だちとも別に通うことができるような送迎が必要になると思いますが、こうしたケースの対策はどうなっているのでしょうか。

続いて、「はだしのゲン」について市長と教育長に伺います。

「はだしのゲン」については多くを語らずとも、唯一の被爆国として戦争の愚かさや平和の尊さを次世代に伝えなくてはならないという観点から、以下伺います。

- 1．松江市教育委員会が同市市立小中学校に「はだしのゲン」の閲覧制限を求めたことに対する北杜市の見解を伺います。
- 2．北杜市内の学校や図書館に「はだしのゲン」を収蔵しているのでしょうか。
- 3．収蔵しているとすれば、自由に読むことができる環境になっていますか。
- 4．収蔵していないのであれば、今後の収蔵の予定はありますか。

以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

8番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

発達障害による不登校の実態と対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、発達障害による不登校の実態把握についてであります。

不登校とはなんらかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいは登校したくともできない状況にあり、年間30日以上欠席状態にある児童生徒と定義されております。本市では8月末で小学生1名、中学生18名が不登校の状況にあります。

長期にわたって欠席している児童生徒につきましては、その要因や背景はさまざまであることから、状況を適切に把握し対応に努めているところでありますが、発達障害を原因とした不登校と判断することは難しい場合があります。

発達障害が不登校の要因の1つと考えられる場合は、学校におきましては保護者と信頼関係を築きつつ保護者を通じて状況把握に努め、対応を学級担任のみに任せるとはせず生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー等による継続的な家庭訪問や医療機関との連携など組織的な対応をしているところであります。

次に、不登校になったときの対策についてであります。

不登校対策として学校では教職員等の役割を明確にし、校内の組織体制を構築します。具体的には情報共有のための個別の指導記録を作成するとともに家庭への訪問等を通じ、児童生徒や保護者への適切な働きかけを行っております。

教育委員会では学校との情報共有に努め、状況に応じた共通理解のもと福祉部などと連携を図り、医療機関や相談機関を紹介するなど対応をしております。

次に、不登校が改善された場合の送迎等への対応についてであります。

昨年度の不登校児童生徒の状況は小学校11名、中学校37名でそのうち指導により登校するようになったのは小学校4名、中学校7名でありました。不登校が改善された場合、不登校児童生徒の学習状況の把握と学習評価に工夫を行うとともに、保健室などへの段階的な登校など、その児童生徒に応じた受け入れ態勢に配慮を行うこととしております。

なお、登下校の送迎等については原則、保護者をお願いすることとなります。

次に「はだしのゲン」について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、松江市教育委員会の閲覧制限についてであります。

松江市教育委員会は、「はだしのゲン」の作品には高い評価を行うもの子どもたちにとって一部の表現が適切でないとして、貸し出しを禁止するなど閲覧制限を行いました。また同教育委員会は、事務局の手続きに不備があったとして閲覧制限を撤回したところでありますが、閲覧制限につきましては同教育委員会の判断によるもので、これに対する見解を申し述べることは適当でないと考えております。

本市では、従前どおり学校図書館におきましては開架図書として子どもたちへの閲覧に供しております。

次に、市内の学校や図書館への収蔵および閲覧についてであります。

本市の小中学校では20校中18校が、また市立図書館においては8館中6館が所蔵しております。閲覧については、基本的に自由に行うことができます。

次に、今後の収蔵予定についてであります。

所蔵がされていない学校および市立図書館においては、新たに購入を行う予定はありませんが、すべての小中学校と8図書館には共通の図書管理システムが導入されており、図書の相互検索が行え、学校間や市立図書館との図書の貸し借りが可能であることから所蔵されていない学校等においても予約による閲覧や貸し出しにより対応をしております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

学校の対応が丁寧になされているんだなということは、よく分かりました。

発達障害の子ども、一概に発達障害といってもご存じのとおり千差万別でありまして、それはもう本当に、グラデーションのようにいろんなタイプが出てきます。したがって、こういうケースではこうという対応は、なかなか難しいのはもちろんであります。

ただ、これから先のことも考えると先ほど答弁の中にありましたように、学校の先生であるとか、あるいは養護教員であるとか、あるいはカウンセラーだとか、こういう人たちだけでなかなかカバーできるかどうか、ちょっと難しいような気がします。過去の議事録をひっくり返すと一度だけ臨床心理士という言葉が出てきております。臨床心理士が今、活躍する場面が増えてきていますが、これとて勉強してきたからすぐにその現場で役に立つというものではなくて、とにかく子どもの、人の心ですから相手は、非常に長く現場で経験を積んで、はじめてなんとか対応ができ始めるというケースが多いです。ですからそういう方たちとの連携、それから養成、そういうことが非常にこれから大事になってくると思うんですが、そのへんについてのお考えをお聞かせいただけますか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

岡野議員の再質問にお答えしたいと思います。

たしかに発達障害と特定ができるというのは非常に難しい問題はあるんですけども、保護者と学校が相談をしながら、特に入学時がきっかけになるわけですけども、この場合には専門の医療機関等と相談をしながら、場合によってはあけぼのなどの特別支援学校、それから普通の小中学校に設置しています特別支援学級、それからこのほど長坂の小中学校にできましたことばと発達のサポートルームというふうな3段階の対応があるわけですけども、それぞれ状況に応じて指導を受けながら相談に応じていると、対応しているということであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

再々質問ですけども、先ほどちょっと文言はメモし忘れたんですけども、学校外のいろんなサポートする組織との連携というのがあったと思うんですけども、北杜市にももちろんそういう施設はあるし、現場で非常に頑張っているということもよく分かります。ただ、そこが非常にこれから先のことを考えると、人的なマンパワーが足りなくなってくるんじゃないかという気がします。そこらへんに対する応援みたいなものは何かあるかどうか、教えてください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

再々質問にお答えをします。

ご存じのように北杜市につきましては、障害者総合支援センターがさぐるまがございます。そちらには保健師ですとか社会福祉士等がおりますので、そちらに来ていただくことはもちろんですし、相談にも随時応じておりますのでご活用いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

それでは、「はだしのゲン」について一言だけ伺います。

言うまでもなく戦争の悲惨さ、愚かさ、こういうものを言ってみればアニメで、漫画で表現した作品ですけども、これだけがすべてではありませんけども、私どもを含め戦争の事実、あるいは歴史を正確に知るためにも、これから先もああいうものをぜひ活用していくべきだと思います。そういう意味で最後に一言、そういったものを図書館に整備するかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

岡野議員の再質問にお答えしたいと思います。

たしかに戦争の悲惨さというのを特に子どもたちに伝えていくということは、これからの平和教育にとっても重要だというふうに考えておりますので、蔵書等につきましては図書館協議会等の中で研究をしながら、また学校については各学校の図書館の司書がおりますので、その中の意見を聞きながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで8番議員、岡野淳君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、11番議員、清水進君。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

9月議会で3項目の質問を行います。

第1に、市民とともにゴミをもとから減らす計画策定についてです。

峡北広域行政事務組合では、現在の可燃ゴミ施設について建設当時、地元地域と締結した協定の使用期限が平成29年と間近に迫っていること、維持管理費が年々高騰し施設自体の耐用年数、長寿命化のためには大規模改修が必要になることから、新たに可燃ゴミ処理施設を建設する方向ですめています。今年度予算では、可燃ゴミ処理施設整備基本構想策定業務の委託

業務費が盛られています。

地球温暖化ガスの排出を伴う大量生産・大量消費・大量リサイクル等による環境破壊、資源浪費をなくしていくためには、ゴミを出す住民とゴミ処理を任されている自治体がしっかりと3Rを基本に据えた取り組みを強化することが大事です。

国は従来、焼却優先の考えで複数の自治体が集まり、広域の大きな焼却炉を造れという指導を、補助金行政を利用して自治体に押し付けてまいりました。日本の一般廃棄物の処理率は79%で、排出されたゴミの8割近くを焼却炉で燃やしています。ドイツ25%、オランダ32%、スイス50%、韓国14%など諸外国と比べて異常な高さとなっています。焼却処理最優先政策、過剰焼却施設建設誘導策、このことは日本のゴミが減らない最大の原因で、2000年に制定された循環型社会形成推進基本法の3Rをゆがめることとなっています。

現在、自治体の単独処理が少なくなるもとで、焼却炉建設事業のほとんどを広域の行政組合が行っています。多くの自治体は焼却炉の建設計画や管理・運営等は専門的に取り組んでいる事務組合に任せ、その事務組合はゴミの減量に関しては各自治体の仕事となっています。自治体の側が焼却ゴミの減量に熱意を示して実行しなければ、広域行政のゴミ量の減量とはなりません。

広域処理組合主導の焼却炉建設は自治体と住民不在になりがちであり、ゴミを減らそうという流れからは遠くなりがちです。

今後、自治体の人口予測や廃棄物処理長期計画などが従来の焼却中心ではなく、ゴミをもとから減らす。このことを基本に据えた計画にすることが必要と考えます。そのためにも行政と市民がゴミをもとから減らす計画を策定することが必要であり、市民参加で計画策定を行っていく考え、および広域処理組合の焼却施設は身の丈に合った施設を造っていくべきだと考えます。見解を求めます。

次に、生活保護行政についてです。

現在の生活保護法は、保護の申請は書面で行うことを要件とはせず、申請の際に保護の要否判定に必要な書類の提出を義務付けておりません。政府が今後、提出を予定している生活保護法改正案、国民にとってその内容は改悪案であり、申請に収入・資産などが記載された申請書の提出を義務付け、要否判定に必要な書類の提出を要件にしています。それは福祉事務所が申請意思を表明しても申請書を渡さず、不要な書類の提出を求めて申請させない水際作戦を合法化・法制化するものであります。

現在は扶養義務者の扶養は保護に優先し、保護の要件とはなっておりません。改悪案は保護申請者や過去に保護を利用した人、その扶養義務者に収入や資産報告を求め公官署、勤務先に収入の照会をするとしています。保護が必要な人の申請意思を萎縮させ、扶養義務者が保護に必要な人に申請をさせないといった事態を招きかねないものであります。

このような改悪案は国民の保護請求権、生存権を著しく侵害し、生活保護法の根幹を前近代的なものに大改悪し、貧困をさらに広げ深刻なものにし、餓死・孤独死をさらに誘発するものであり、断じて容認することはできません。

北杜市として1. 国に現在の生活保護法に基づいて民主的な生活保護行政を推進するように求めていくこと。

2. 市の生活保護の級地区分は最低の3級の2ですが長野県富士見町、お隣り韮崎市は3級の1です。北杜市も同じ3級の1になるよう国に働きかけていくことについて求めます。

第3に、市で毎年行っている扶養義務の履行について（照会）調査を中止することを求めます。

第4に保護開始時や保護が変更になった場合、振込支給額だけで明細が分かりません。第1類、第2類、加算があるときはその名称、住宅費、期末一時扶助などその額を文書で通知することを求めます。

以上の見解を求めます。

第3に、学童保育についてであります。

学童保育は共働き、ひとり親家庭の小学生が学校がある日は放課後の時間を、学校が休業日の土曜日や長期休業日は朝から1日を過ごす施設であり、家庭と同じように過ごせる生活の場であり、子どもらが日中、安心して過ごせる場が事故の増加や自然災害の多発などで今まで以上に必要となります。

そして2012年8月成立した子ども・子育て関連3法では、学童保育については制度が大きく変わります。2015年4月から本格実施され、その内容は児童福祉法の改定で以下2点を挙げると対象学年が6年生まで引き上げられていること、学童保育の基準が法的に定められ指導員の資格、配置基準が最低基準とされ、市が条例で基準を定めることとなります。本格実施まで短期間ではありますが、この間にどのような努力をされるのか、以下2点の質問を行います。

第1に対象学年が引き上げられ保育児童の増加など考えられ、各学童クラブの定員を増やすのか、空き施設を有効利用するのかお伺いします。

2つとして、資格者の配置などどのように対策を立てるのか見解を求めて質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

11番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

市民とともにゴミをもとから減らす計画策定についてであります。

市では平成20年2月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、循環型社会形成基本法で位置づけているいわゆる3R運動にリフューズ、レジ袋等、不要なものはいらないと断る運動でしょうか、リフューズを加えた4R運動を推進し、またゴミ分別出前講座や生ゴミ処理機購入補助金などを積極的に活用していただき、市民の皆さまとともにゴミの排出削減と減量化に向けて取り組んでいただいているところであります。

併せて市民の代表者で構成する環境審議会のご意見等をいただく中で、一般廃棄物処理基本計画においてゴミの排出量削減、減量化について効果的な見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、広域行政事務組合におけるゴミ焼却施設につきましては現在、可燃ゴミ処理施設整備基本構想の策定作業を行っているところでありますが、市としましては将来を見据えた施設の建設を要請してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

11番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

生活保護行政について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、生活保護行政の推進についてであります。

生活保護法の見直しにおける改正案では、申請時の書面等の提出について、これまでの取り扱いと変更はなく、申請書類が整っていないことにより申請を受け付けないということはないものと承知しております。この改正により保護が必要な方の申請意思を委縮させ、国民の保護請求権や生存権を著しく侵害するものではないものと考えております。

次に、生活保護の級地区分の変更についてであります。

生活保護における級地制度の目的については生活保護法第8条第2項に基づき、地域における生活様式や物価差による生活水準の差が見られる実態を踏まえ、最低生活保障の観点から生活保護基準に地域差を設けております。各市町村の消費水準や総合特性値、都道府県の意見等を踏まえて総合的な判断によって指定されたものであります。

今後も格差等が著しくなる場合には見直しも行われるものでありますので、国の指定を尊重したいと考えております。

次に、扶養義務調査の中止についてであります。

扶養義務調査は生活保護の申請による審査を行うための根拠となる調査であり、その後の保護受給世帯においても毎年調査を行っております。

対象は直系血族および兄弟姉妹であり、可能な限り全員を対象に行いますがDV被害者等へは配慮をした対応を行っております。この調査は全国の福祉事務所が実施しており、保護者が扶養義務者から金銭的な支援が受けられるかどうかということに主眼が向けられますが、精神的な支援が受けられるかどうかを確認する大切な調査でありますので、今後も実施してまいります。

次に、明細書の送付についてであります。

保護費の支払いについては、明細書を送付しております。明細書の内容等が複雑で理解できないような場合は、ケースワーカーが訪問の際に丁寧に説明しているところであります。

次に学童保育について、いくつかご質問いただいております。

はじめに、放課後児童クラブの定員の増加および空き教室の有効活用についてであります。

現在、国においては放課後児童クラブの具体的基準等について社会保障審議会児童部会を中心に議論されているところであります。市では国の動向を注視し、基準等が決定した際には早急に対応してまいりたいと考えております。

次に、資格者の配置についてであります。

現在、国が示す放課後児童クラブガイドラインにおいては、放課後児童指導員の資格を有することが望ましいとされているところであります。

なお、国の社会保障審議会児童部会において、業務に従事する全職員の資格の必要性について審議されておりますので、その結果を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

生活保護に関して、2点お願いいたします。

生活保護の基準は最低賃金に影響するばかりではなく、最低保障年金を巡る年金額にも影響を与えています。課税最低限や保険料の減免制度との関連が強く、就学援助制度の認定基準を定める際にも用いられております。これは国民の最低生活を守る看板として、社会保障の要となっているのが生活保護の基準です。8月より行われている生活保護費基準の引き下げ、これをもとに戻すよう国に求めることはできないでしょうか、そのことを第1点として伺います。

そして2点目として、市で毎年行っている扶養義務の調査ではその様式の中には民法877条が記載されております。しかし生活保護手帳では、民法上の扶養義務は法律上の義務ではあるが、これらを直ちに法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、改めて当事者間における話し合いによって解決し、円満に履行させることを本旨として扱う、このように生活保護手帳では記載しています。この記載も合わせて記載すべきではありませんか、その2点について考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

清水進議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほどの答弁と重複するわけですが、国の制度の中で決められているものでありまして、全福祉事務所で共通な形で進めているものでございます。したがって、1点目の国に対してということでございますけども、国の基準に沿って粛々と進めるということになるかと思えます。

それから2点目の扶養の関係でございますけども、先ほども答弁を申し上げましたけども直系、それから兄弟、姉妹ということでそれぞれ金銭的なものはもちろんなんですが、精神的な支え等々について三親等までということで、直系の方とそれから兄弟、姉妹については引き続き同じようにやっていくということになると理解しております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り時間1分39秒です。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

改めて生活保護の基準について、今、全国的に8月からこの基準が下げられたということで、生活保護の世帯の皆さんが再審査請求を行っております。やはり1千円や2千円、削られること、子どもさんがいる家庭では本当に1週間の中でお風呂に毎日入れない、食費を削っているとか、そういう実態の中で今回、削られています。そのことを本当に身にしみているのかどうか。改めてやはり国にこうした状況があるんだということをしっかりと当局にも受け止めてほしいと思います。その点で再度、国にこうした要望をするのかどうか伺います。

次に学童保育について伺ってまいります。

小学校の低学年の子どもは年間1,680時間程度、この時間を学童保育で過ごし、小学校で過ごす時間よりも460時間も多いと調査ではあります。子どもたちが安心して生活できる学童保育をつくるためには、指導員に関わる次の4点の課題が解決されること、このことが求められると思います。

1. 指導員としての仕事の確立。2. 専門・常時複数配置という配置基準の確立とその財政的保障。3. 指導員が安心して働き続けられるような労働条件の向上。4. 学童保育の役割を果たせる指導員が安定的に確保されるための公的な資格制度。こうしたものを自治体の責任で整備していく。期間は残り少ないですが、こうした点を2015年度までに市として課題検討を行っていくのか、併せて見解を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私も市長をしている中であって、やっぱり弱者救済は政治の原点だというふうに思っております。今ご指摘のように国民の最低生活を守るといいますか、市民の生活を守るといことはたしかに市町村行政にとって最も重要な1つであると思っております。そういう中において、これは国の制度の問題等々もあるわけでありますので、国に向かっては基本的には生活保護法といわず、対国に向かってはそういうスタンスで対応していきたいと思っております。

その他は部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

再々質問にお答えをします。

指導員の関係でございますけども、現在の放課後児童クラブのガイドラインの中に放課後児童クラブには放課後児童指導員を配置することということで、児童福祉施設最低基準の、いわゆる児童の遊びを指導するものの資格を有する者が望ましいということが規定されております。先ほど申し上げましたけども今、国のほうでそれらを含めまして審議の最中でございますので、その結果を見て必要とあれば有資格者という形で対応していくということになると思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで11番議員、清水進君の一般質問を終わります。

次に3番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

北杜市は言うまでもなく四方を山々に囲まれ、また湧水にも恵まれ、自然景観の誇れる地があります。北杜市の風景を明治・大正の歌人若山牧水は「甲斐の国こふちはあたりの高はらのあきすゑつかたの雲のよろしさ」と詠んでいます。私はある友人より「こうした自然の恵みに感謝し、これからのまちづくり、地域づくりには北杜市の誇れる自然資源を十分に活用して

推し進めることが大切である」とのご示唆をいただきました。

また農家の古老は、市長は「8つの杜が輝く北杜市を」と謳っているが1つの杜でも暗雲が漂えば輝きは鈍ります。功文さん、8つの杜が輝くように頑張ってもらいたいと熱く語っていただきました。私はみんなが住んで誇れるまち北杜市を目指し、以下3項目について質問いたします。

第1は住んで誇れるまちづくりへの取り組みについてであります。

市議会において、訴訟の判決等についてたびたび報告されています。平成24年度決算書の中でも訴訟弁護士委託料5件、合わせて147万円の計上がありました。そこで以下の項目について質問いたします。

1つ、はじめにそのうちの大泉水道料金に関わる訴訟についてであります。

6月5日の市と住民との和解内容により住民52名が9月2日、市を相手に甲府地裁に訴訟を起こしたと9月3日に新聞報道がありました。今回の訴訟に至ったことについて、市長は市民への説明責任についてどのように考えておられるか、お伺いします。

また北杜市監査委員は、平成24年度決算審査意見書の結びの中で合併した8地区がなお一層連携を図り、市が一体となったまちづくりと魅力溢れる地域の形成を目指すため、行政と市民等との協働による事業の推進が不可欠であると考えたと述べています。

こうしたご意見を踏まえ、8つの杜がみんな光り輝くように解決に向けて強いリーダーシップをとっていくお考えはないか、お伺いいたします。

第2は、健康長寿のまちづくりを目指した取り組みについてであります。

厚生労働省がまとめた2010年(平成22年)の市町村別平均寿命を見ると北杜市は男性79.9歳、女性86.4歳となりました。都道府県別では日本一長生きの県は男女ともお隣りの長野県となっています。そこで以下の項目について質問いたします。

1. 1人当たり医療費の推移について(国民健康保険、老人医療)、全国、山梨県、北杜市との比較は。
2. 65歳以上の人口割合である高齢化率の推移について。国、県、市との比較は。
3. 市の介護・老人福祉施設関係の使用料金について。年次別に施設数、利用者数、使用料の推移は。
4. 北杜市は早いペースで高齢化が進んでいるといわれています。長野県川上村の取り組みで重視しているのは65歳以上で要支援、要介護の認定を受けていない割合を健康老人率で示しています。平成22年度は85.1%でありました。北杜市では、どのくらいのパーセントになるのでしょうか。

次に、健康長寿のまちづくりへの1つの提案であります。

高齢者が体力づくり、介護予防、健康維持を目的として介護・老人福祉施設、生涯学習施設等を利用する場合、各条例の使用料免除規定を適用して利用者を増やすなど今後の市政の重要施策として取り組むよう提案するものであります。

こうした施策が結果として医療費・介護保険の軽減につながることを期待できると考えるからであります。ひいては、市財政の健全化にもつながると思います。

高齢者が体力づくり、介護予防、健康維持を目的として次の介護・老人福祉施設を利用する場合の使用料および使用料免除規定の現在の運用状況について伺います。

ながさかげんき百歳センター、これは指定管理者運営です。武川元気アアッププラザ(市直営)

明野ゆうゆうふれあい館（市直営）

そこで健康老人率日本一を目標に市内の公の施設を高齢者が大いに利用し、北杜市の健康力を高めていけたらと期待するものであります。

また、健康をテーマにした市内への移住者の呼び込みや観光などとの連携による取り組みについてのお考えを伺います。

長野県では県民の長寿の要因を保健・医療や社会参加などのデータをもとに分析し、来年報告書としてまとめるとのこと。本市においても今後大いに参考にして、健康長寿のまちづくりのために市が一体となった魅力溢れる地域の形成を目指す取り組みを願うが、お考えをお伺いいたします。

第3は、大泉総合支所移転に伴う関連施設の整備事業と現支所利用についてであります。

本年度の主要事業の現地視察調査が8月22日に実施されました。そのうちの以下の事業関係について質問いたします。

1. 大泉総合会館改修工事と駐車場等周辺整備についての事業内容は、

- . 大泉総合会館整備事業。
- . いずみ保育園駐車場整備事業。
- . 市道大泉谷戸20号線、市道大泉谷戸29号線改良事業。

次に大泉総合会館周辺は総合支所の移転に伴い、以前より増して一般利用者が増加すると見込まれます。周辺には泉小学校、放課後児童クラブ、いずみ保育園、児童館、金田一春彦記念図書館、屋内ゲートボール場が2カ所、いずみわくわく教室、また泉中学校の通学路にもなっています。

児童、生徒、園児、施設利用者の安全を図るために今後どのような対策をお考えなのか。また、今回の道路改良事業と関連する周辺道路整備計画についても併せてお伺いいたします。

大泉総合支所移転に伴う現支所利用について。

支所移転後は現支所をどのように利用するのか、市民からいくつかの声が寄せられています。今後、活用策を考える上で多くの市民の声を聞いた中で検討することが大切ではないでしょうか。現支所活用策検討委員会（仮称）なるものを早急に立ち上げるお考えはないのか伺い、以上で質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

大泉総合支所周辺施設の整備事業等について、いくつかご質問をいただいております。

大泉総合支所移転に伴う跡地利用についてであります。

市では子育てしやすい住環境の整備と子育て世代の定住促進のため、子育て支援住宅の建設を計画しております。

子育て支援住宅については、本年度から旧須玉総合支所跡地に建設を進めておりますが、今後は大泉総合支所跡地へも建設する計画であります。建設用地の選定につきましては少子化対策推進本部会議において検討を重ね、北杜市次世代育成支援地域協議会においてご協議をいただき、子育てしやすい環境の立地条件のよい市有地を選定いたしましたところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

健康長寿のまちづくりを目指した取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。はじめに、医療費の推移についてであります。

平成20年度の市の国民健康保険の1人当たりの医療費は24万1,621円であったのに対し、昨年度は28万2,072円と5年間で16.7%増加をしております。また、後期高齢者医療の1人当たりの医療費は平成20年度71万2,990円でありましたが、昨年度は73万9,645円と5年間で3.74%の伸びとなっております。昨年度の対前年度比は国民健康保険が1.28%増加、後期高齢者医療は0.98%と緩やかな増加傾向にあります。

なお、全国および山梨県との比較については、平成23年度比で市の国民健康保険1人当たりの医療費は27万8,504円、山梨県は29万1,003円であり、県下市町村の中では低いほうから10番目、13市の中では4番目に低く、山梨県は全国で10番目に低くなっております。

後期高齢者医療は市の1人当たりの医療費給付が73万2,463円、山梨県は82万579円であり、県下市町村の中では低いほうから8番目、13市の中では3番目に低く、山梨県は全国13番目に低くなっております。

次に、高齢化率の推移についてであります。

昨年の高齢化率は30.8%、前年比3%で県下で7番目に高い高齢化率となっております。また、昨年実施した高齢者福祉基礎調査によりますと山梨県の高齢化率は24.7%と全国で25番目、全国平均の23.3%を1.5ポイント上回っております。

次に、介護・老人福祉施設関係の使用料金についてであります。

昨年度末現在で、市内の介護予防拠点施設の施設数は3施設であります。利用者数については明野ゆうゆうふれあい館が平成23年度は2,772人、昨年度は2,458人の利用となっております。ながさかげんき百歳センターについては平成23年度は7,614人、昨年度は7,914人となっております。武川元気アッププラザについては平成23年度は3千人、昨年度は2,448人となっております。

使用料の推移については、明野ゆうゆうふれあい館および武川元気アッププラザは、使用料は徴収しておりません。ながさか元気百歳センターについては平成23年度は42万6,300円、昨年度は48万1,300円の使用料となっております。

次に、北杜市の健康老人率についてであります。

本市の65歳以上で要支援・要介護の認定を受けていない高齢者の割合は、昨年度末現在で88.7%となっております。

次に、介護・老人福祉施設の使用料および免除規定の運営状況についてであります。

ながさかげんき百歳センターについては使用料は1人時間当たり200円であり、使用料の免除は公益上必要と認める場合の利用は減額または免除することができるとしており、指定管理者が運営しております。

武川元気アッププラザについては使用料は1人時間当たり200円であり、使用料の免除は

市内に住所を有する40歳以上の者が介護予防の目的をもって施設を利用するとき、公益上必要と認める場合の利用は免除することができるとしております。明野ゆうゆうふれあい館の使用料については、使用料は無料となっております。いずれも条例により運営をしております。

次に、健康長寿のまちづくりへの取り組みについてであります。

市では健康長寿のまちづくりを目指し、官民一体となり住み慣れた地域で、元気ではつらつとした人生を送ることができるような取り組みを推進してまいります。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

大泉総合支所周辺施設の整備事業等について、いくつかご質問をいただいております。

いずみ保育園駐車場整備事業についてであります。

いずみ保育園では駐車場がなく、保護者等には近隣のいずみふれあい農業体験の家および大泉総合会館の駐車場を利用いただいている状況にあります。このため、来年度に保育園東側の市有地へ70台程度駐車できる駐車場を整備いたします。整備に当たっては土地が傾斜地であるため、2段に整備し駐車区画および通路を広めにとり、事故防止に配慮いたします。

なお、市道からの進入路は車両、歩行者の通行に支障を来さないよう拡幅を行い、利用者の安全確保と利便性を図ってまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

住んで誇れるまちづくりへの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、大泉町水道料金の訴訟における説明責任についてであります。

水道料金の改定については、合併協定項目に基づき進められたものであります。

料金改定に当たっては、住民の代表で組織する簡易水道運営委員会で慎重に審議された答申を尊重し、各町での住民説明会を経て市議会で可決されたものであります。しかしながら、料金の改定を不服とする大泉町の一部住民が、簡易水道給水条例の無効を求め訴訟を起こしたもので、大泉町の水道料金に関する経過は市議会および市政報告会において説明を行っており、説明責任は果たしているものと考えております。

次に、問題の解決に向けての考えについてであります。

生活に欠かすことのできない水道の料金について、訴訟にまで至ってしまったことは非常に残念なことであります。監査委員のご意見のとおり、水道料金改定の件に関しても合併した8地区の連携がなお一層図られ、行政と市民等との協働による事業の推進が図られるよう努めてまいりたいと考えておりますが、本件についての判断は司法に委ねられましたので、その判断に従うことになると考えております。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

大泉総合支所周辺施設の整備事業等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市道大泉谷戸20号線および市道大泉谷戸29号線改良事業についてであります。

大泉総合会館北側の市道大泉谷戸20号線については、いずみ保育園駐車場整備に伴い歩行者の増加が想定されることから、道路の南側に歩道の設置を計画しております。

また、県道からの進入路となっております市道大泉谷戸29号線については、大泉総合支所の移転等に伴い、交通量の増加が想定されることから保育園入り口部分の交差点改良を計画しているところであります。現在、工事の実施に向けて測量設計業務の準備を進めているところであります。

次に、大泉総合会館の周辺道路の安全対策についてであります。

今回計画いたしました歩道設置および交差点改良に合わせ、必要な措置を関係部局等と連携しながら計画的に進めてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

大泉総合支所周辺施設の整備事業等について、いくつかご質問をいただいております。

大泉総合会館整備事業についてであります。

大泉総合会館整備事業は耐震補強工事により建物の安全性を向上させるとともに、老朽化した電気や給排水設備など基幹的な改修を行って社会教育施設の充実と施設内に大泉総合支所を移転することで公共施設の集約化を図り、利用者の利便性を向上させることを目的として現在工事を進めているところであります。

具体的には耐震補強ブレースの設置、大泉総合支所事務室の増築、電気設備・機械設備等の改修、陸屋根の防水と外壁の改修、内装の全面改修、照明のLED化などで現在、工事は計画どおりに進捗しております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

まず第1項目の大泉の訴訟関係について、質問させていただきます。

多くの市民より市はこの訴訟について、裁判でなければ最終的には解決できないのか、こんな声を聞いております。裁判には人的・物的費用がかかりまして、市の税金も多額に使わなければなりません。それにも増して市民の多くの方と市の代表である市長が年月をかけて争わなければならないということになれば、市民の心はどうなるのでしょうか。こうした声に市長はどのようにお答えになるのでしょうか、これが1点です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。
由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

齊藤議員の再質問にお答えをいたします。

料金改定につきましては、簡易水道の運営委員会の答申を尊重いたしました。議会の特別委員会に付託のもと慎重に審議・可決をされたものでございます。政策決定において市民の意思を反映する機関は市議会でございます。議決の決定事項は市民の総意で、議決の意味するところは大変重いものというふうに考えております。私どもといたしましては、その議決された条例に基づき粛々と事務を進めているということでございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。
齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問させていただきます。

今の環境部長からのお答えは、ちょっと違うと思います。私は市民からのこうした訴訟に裁判でなければ解決できないという、そうした市民の声に市長はどのようにお答えになりますかという質問ですので、答えは市長でなければならないと思いますけども。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。
白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が言うまでもないわけでありまして、市民と行政が争うということは好ましい形でないことは確かであります。しかし合併した北杜市の課題として、いろいろの整合性と統合を図っていかなければ1つの北杜市にならないことは確かであります。この水道料金問題もまた然りであります。

そういう意味で、議会といわず行政側も地域住民の説明会も、個別説明を含めていろいろ議論してきて、再三、理解でき得なかったということでありまして、今回、住民側から訴訟という形になったこと、誠に残念でありますけども司法の判断を待ちたいというのが今の立場であります。ご理解ください。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。
齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再質問させていただきます。

第2項目めです。健康長寿のまちづくりに関係することです。

県によりますと介護保険事業の制度以来、急速な高齢化で認定者も給付額も右肩上がりが増え続けています。団塊の世代が75歳以上になる2025年度に向けて、さらなる介護予防対策が急務だと述べています。川上村の取り組みで健康老人率とは、要介護・要支援の認定率の

見方を変えた数値ですけれども、健康なお年寄りを増やそうという行政の姿勢が見えてくるわけであります。

そこで武川元気アッププラザ、明野ゆうゆうふれあい館と同じような目的で利用している長坂元気百歳センターの使用料も、いわゆる覚え書の規定にかかわらず免除規定を適用していくということが長坂元気百歳センターの設置目的に合致していると思いますが、お考えをお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

齊藤功文議員さんの再質問でございます。

長坂元気百歳センターの使用料徴収ということでございますけども、当初、長坂百歳センターにおいて北杜市は介護予防教室事業というのを開催しまして、その教室終了後、この教室の運動等の継続と介護予防に関わってもらおうということで、自主的に立ち上げてもらったグループを支援してまいりました。この自主グループは、あくまでも市民団体の介護予防教室でございまして、そのために使用料が免除できる市の対象事業ではないということで使用料を徴収しているということでございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

現在の長坂元気百歳センターについては覚え書というのがありまして、これは指定管理者が作成していますけども、そうした覚え書によって講師を招いた教室については使用料を取ると、こういうことを適用しているということなんですけども、まったく同じような形式で武川元気アッププラザとかで行われているにもかかわらず、この長坂元気百歳センターは指定管理を行っているが故にそうした覚え書を作り実際は徴収していると、こういうふうな現状でございます。これらについて、市の介護予防対策事業を進める上でも、元気なお年寄りを多くする上でも、こうした使用料についても同じような、ほかの2施設と同じような運営を行うように指定管理者に指導をお願いしたいと思います。

また1点、県が進めている二地域居住を促進して県内の定住人口を増加することを目的に観光行政と連携した取り組みを今後さらに健康をテーマにして進めていくお考えはないか、予算計上をしていく考えはないか伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

齊藤功文議員さんの再々質問でございます。

長坂元気百歳センターの覚え書に対する使用料の徴収、介護予防としてのことで指定管理者への指導ということでございますけども、この指導につきましても当然、条例に従いまして指

定管理者制度に基づいた契約の中で事業を展開しておりますので、条例ならびに覚え書に基づいて適正に処理しているところでございます。

次に県内の観光と健康をテーマにした取り組みをしたらどうかということでございますけども、このへんの問題についてはこれからの検討課題と考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り時間1分43秒です。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

第3項目めをお願いしたいと思います。再質問させていただきます。

いずみ保育園駐車場整備については、現地視察調査をした議員からも新たな駐車場については南側ではなく、東側の市道よりの出入りのほうが親子の送迎時の安全が図られるのではないかという意見がありました。この点について検討することでしたが関係機関、部署との協議の状況はどうなっているのか伺います。

また2点目ですが、今後、現総合支所活用計画を進める上で先ほど子育て支援の住宅をというお話がありましたが、地域の声や地域の市民の声が少しでも反映できるような、身近な声が反映できるような仕組み、これがとても大切ではないかと思いますが、そのへんについてどうお考えか、質問いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

齊藤功文議員の再質問にお答えします。

いずみ保育園の駐車場でございますけども、あの部分は非常に公共施設が密集しているところでございまして、今度、駐車場を整備することによってもっと車が増えるということでございます。したがって、齊藤議員がおっしゃるとおり交通安全が一番でございますので、市としましては西側の道路から入るために隅切りをします。それから歩道を付けると。それから駐車場の中については広めに歩道、それから車道をとるということでございます。したがって東側からの進入については基本的には遠慮していただいて、来ていただく分には、車だと思しますので1分だけ足を伸ばしていただければ安全に駐車ができるということですので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

それから総合支所の跡地について、地域の声を聞いて活用策というか、跡地利用を検討していくべきではないかということだと思いますけども、先ほど申し上げましたように、ここに子育て支援住宅を造ることにつきましては次世代育成の協議会に諮っておりまして、その協議会の中にはそれぞれの立場の方々をお願いして意見を伺っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に2番議員、小野光一君。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

南アルプス世界自然遺産登録に向けての市の取り組みについて。

市は本年4月、山梨、長野、静岡の関係10市町村で構成する推進協議会で世界遺産登録につながる取り組みとしてユネスコのエコパーク登録の申請を提出されまして、今月の4日、文部科学省はユネスコへの推薦を決定されました。大変素晴らしいことであると大いに評価をしておりますし、今後その登録がスムーズに可能になるように見守りたいところでございますが、そこで北杜市の取り組みといたしまして南アルプス連山に接する白州町からの登山ルートである甲斐駒ヶ岳黒戸尾根ルートというのがございます。戦後、登山ブームのころ甲斐駒銀座と言われるくらい大変な賑わいで、五合目には2件の山小屋が存在いたしました。現在は、それは朽ち果ててしましまして避難所として使用することも危険ということもあり取り壊され、今、更地となっております。

その更地の現状でございますけども、これらの山小屋が盛況を呈して多くの登山客が利用していた当時、現在のように自然に配慮した思想というのも乏しく、このへん一帯は営業した当時のゴミ、傾斜地とか林間にその当時の缶詰の缶とかジュースの缶が捨ててあり、溢れているというのが現状です。錆びたり、本当に見た目も汚い状態が現状です。結果的に避難所として小屋が存在していない今現在、これらのゴミを責任を持って適宜処理する人も存在しておりません。大変由々しき事態だと思っております。

世界遺産を目指すにはまず第1番目の大きな障害になると予測されますが、その実態は調査をされているでしょうか。当初、世界自然遺産登録を目指した富士山があまりにもゴミが多く、その件で登録がなされなかったということがよい教訓になっていると思います。

2番目の質問としまして、ふもとの尾白駐車場、市が管理しておりますが、そこが標高770メートルございまして、それから七丈小屋という山小屋がございますが、そこが標高2,383メートルございます。標高差が1,613メートルということですが、その間にトイレが1カ所もありません。昔は1カ所あったんですけども、土砂崩れでそのルートが使えなくなりまして、そのトイレも木造ですから朽ち果てて今現在、確認することもできません。

今後、南アルプスの世界自然遺産登録に向けまして、現在ある障害を可能な限り取り除き動植物の生態、それから分布調査やそれに対しての適切な処理が必要となってくることは必定であると思います。また北杜市の率先した行動が他の9市町村への強いアピールとして受け止められて世界自然遺産登録への力ともなると思います。これらを踏まえ、すぐに調査活動とトイ

レの設置を求めるものですがいかがでしょうか。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小野光一議員のご質問にお答えいたします。

南アルプス世界自然遺産登録に向けての取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

黒戸尾根登山道付近のゴミの散乱状況の把握についてであります。

戦後の登山ブームの折にはまだ現在のような環境に対する考えは乏しく、ゴミを持ち帰る登山者は少ない状況でありました。このため、山小屋付近を中心にゴミが放棄されていたものと考えます。私も、これは私ごとですけれども、この峠から甲斐駒へは2回登りましたので、小野議員のご質問の内容はいささかなりとも承知しているつもりであります。

現在、登山道周辺については地域での活動や管理等を継続的に委託しているため、ゴミの散乱はありませんが、ゴミの投棄については実態調査ができていない状況であります。ユネスコへの推薦が決定したエコパークのエリアにもなっておりますので、地域の方々と協力して現地確認等、行ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

2番、小野光一議員のご質問にお答えいたします。

黒戸尾根登山道へのトイレの設置についてであります。

甲斐駒ヶ岳黒戸尾根登山道は日本三大急登と言われ非常に険しい登山道となっております。昨今の登山ブームの中でも、このルートからの登山者はほかのルートと比べるとまだまだ少ないというのが現状であります。

黒戸尾根登山道への山岳トイレの設置については設置費用、維持管理等の課題もあります。現状では大変難しいものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

小野光一君の再質問を許します。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

再質問させていただきます。

市長さんが今おっしゃいましたように、大変ゴミが散らかっております。実際この5合目、今現在、更地になっているあたりの周辺をぜひクリーン化をしなければならないと思っておりますが、実際、量的には相当なものがありまして、例えば業者のほうに委託するとかということになりますと大変な費用がかかるのではないかと思います。仮にこのフロアだけでも60人く

らいの人がいますので、みんなで背負子でも持って行ってカゴいっぱい入れて背負ってくると、大体このくらいの頭数ではなくなるのではないかなというくらい、そのくらいの量があるように思います。地形が変わるくらいの量に、層をなしているというのが実情だと思いますので、まずその調査を厳格に行っていただきたいということがあります。

それとできましたら啓発・啓蒙活動も含めて、ボランティアで手作業で取ってくるというくらいの、そんな状況が市のほうのいろんな形のボランティアも募りまして、できたならばいいのではないかなということで、市が音頭を取っていただけたらどうでしょうかと思うことと、それから今、トイレの設置について難しいということでございます。たしかに費用も相当かかるでしょうし、自然公園、国立公園の中ですので現状は難しいと思いますが、自然遺産ということでもしエコパークも含めてなると、またもっと規制が厳しくなるので、できたらバイオトイレみたいなものを、ユニットみたいなものをヘリコプターで持って行って下ろせばそこで使えるみたいな感じのものが、予算の面で言えばぜひ環境保全基金とか、そういった形でフリーに使えるお金があるとも思いますので、そういうようなお金を使っていけたらいいのかなということで、設置とその管理費もそういうような形の捻出がお願いできるんでしょうかということで、再質問でございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

小野光一議員の再質問にお答えいたします。

1点目でございます。ゴミの処理方法、それから調査についてさまざまな人たちを利用して行えないかということだと思います。

たしかに先ほどの答弁でもありましたとおり、ゴミがどの程度廃棄されているかということは調査していないということでございますので、まず具体的には地元の観光協会などの協力をお願いしながら、できれば今年度中もしくは来年頭といいますが、年度当初以降、早急に調査を行った上でゴミの量などが確認できれば、先ほど申し上げていただいたような、例えばボランティアですとか地域の方々、そういった多くの方々をお願いしながら、さすがにちょっと担いでおいてくるというのは難しいかもしれませんが、それを例えばヘリコプターなり、そういったもので一気におろすような方向を少し検討してみたいと考えております。

それからトイレについてでありますけれども、たしかにトイレということで現在、山岳のトイレに関して山梨県でもかなり、昔の汲み取りといいますかそのままにしておくという方法からご指摘のバイオトイレといったものに対する補助というものは、かなり用意されているというところがございますので、そういった部分で予算の確保ということは少し検討していきたいというふうに思っております。

ただ、答弁の中でも申し上げたとおり、なかなかそこをきれいに維持管理するという部分で、対応をしていただけるという方がなんとか見つからないかなと。そこをまずクリアしていかないと設置したのはいいけれども、あまりにも汚い状況になってくるということになると、かえって設置したことで悪評になりかねないということもございますので、そういったメンテナンスの部分も含めて今後も検討していきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

再々質問です。

先ほどのお答えの中に、このルートを使う方がその当時よりも少なくはなっているんですが、また逆に言うと観光協会でもやはり日本最大急登である、なおかつ日本百名山が北杜市の中に3カ所ある、その主要なルートです。やはりこのところを売り出して、できるだけ北杜市の中でも貴重な観光資源ですので、そのへんをしっかりとした目を向けていただいて、可能な限り、やはり大事な施設ですので、できないからではなくてどうやったらできるかという考えをベースにして答えを出していただけるように、そんなことを求めるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

小野光一議員の再々質問ということでございます。

質問の内容としては、やはりそのトイレの設置という部分ということでよろしいでしょうか。

たしかになかなか前向きな検討ということで回答すればよろしいんですけども、先ほども申し上げたとおり予算的な部分に関してはかなり環境協力金、それから国・県の補助金を使うということは可能な範囲だというふうに考えております。そうしたことで先ほどから申し上げておるとおり、管理者、それからメンテナンス等の方法も早急にまた検討しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで2番議員、小野光一君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、17番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

公共交通の検討の進捗について、お伺いをいたします。

市民バスは主に8つの合併前の町村の路線を継承して運行されています。しかし合併してからこの間、デマンドバスの試行、そして終了を経て25年度から再検討を念願に置きながら従前の運行を再開したものであります。しかし空気バスといわれるその状況は依然変わっていないように思えます。そこで以下、お伺いします。

1. 4月からの運行について、市民、利用者からの要望はありましたでしょうか。

次に検討の進捗の状況について、お聞かせをください。

3番目です。交通弱者と言われますが自助、共助、公助としての公共サービスの考え方についてお伺いいたします。

4つ目、今後の公共施設等の統廃合ですとか整備なども念頭に入れ配慮した、抜本的な見直しが必要と思いますが、そのことについてのお考えをお伺いします。

次に小海線の観光活用について、お伺いします。

去る9月3日に、今定例会の初日ですけれども市長の所信の中で今年はJR小海線が小淵沢・清里間、昭和8年の7月開業から80年を迎えたという話を伺いまして、早速その次の日でありますけれども、久しぶりに小淵沢・野辺山間の往復の列車の旅をしてきました。水曜日の午前11時発という小淵沢からの電車だったんですけれども、小淵沢からの乗客は全席、座席を全部埋めるといぐらいのほぼ満員で、ほとんどが観光客の様子でありました。服装が。しかし日々刻々と表情を変えてきたであろう岩窪の大曲の稲絵でありますけれども、乗客のほとんどがそのことを知らない様子で、ほんの少しの人が通り過ぎてから振り返っているような、そして黙って見ていただけというそんな感じでありまして、大変もったいないなというふうな強い感覚を覚えました。

車窓からは小海線は大変美しい景色が見られます。南アルプスの全容が見られますし、小荒間からは富士山が遠くのほうに素晴らしい姿を見せています。そして川俣川の東沢の鉄橋というのがあるんですけれども、そこからも名瀑といわれる吐竜の滝がちょっと瞬間的でありますけれども見ることができます。そして乗っていたお客さんは、次の清里駅で8割ぐらいが降りてしまいました。そのあとJRの最高地点である野辺山に向かいましたけれども、そこではまた八ヶ岳の素晴らしい景観が見られました。そして帰りは幸いにも世界最初といわれたハイブリッド車に乗ることができまして、車両が大変明るくてきれいで乗り心地も素晴らしいものでありました。これらを含めてほんのわずかな、30分弱の時間でありまして見所はたくさんあるように思いました。そして、またこの小海線が清里への交通手段となっているんだということも実感いたしました。この小海線を観光に十分に生かせるような施策をお願いしたいと思ひまして、以下質問いたします。

まず第1番として、景観のスポットがたくさんありますけれども、そこでぜひスピードをちょっと緩めていただいて徐行してもらおうような、そんな運転ができないか。

2番目です。景観スポットについて、車内での放送ですね、ご案内あるいは中吊りのようなもので広告案内のようなものをすべきではないか。

3番目ですけれども、市の中にはJRの駅がたくさんありますし、市外もそうなんですけれども、この小海線の景観、北杜の景観のPRをぜひ駅舎内等で行ってもらえることができないか。

4番目ですけれども、市内の観光案内所等でのPRができているかどうか。

また観光協会も含めて、北杜市のPRという形でホームページでの紹介もすべきだと思いますが、ぜひぜひ、それこそ地域の宝でありますので、活用できますような施策をお伺いいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

小海線の観光活用について、いくつかご質問をいただいております。

景観スポットでの徐行運転、車内放送、中吊り案内についてであります。

市では沿線31駅を取り巻く市町村と民間観光事業者等で構成する小海線沿線地域活性化協議会に加入し、JR東日本長野支社と連携して地域の活性化を推進しているところであります。本年は小淵沢駅、清里駅間の開業80周年であることから記念イベント等も開催しております。

徐行運転や車内案内、中吊り案内等については小淵沢町岩窪の大曲で実施している稲絵アートのイベントで連携し、実施しているところであります。

今、千野議員から実際に小淵沢・野辺山間に乗ったという実体験の中での話があったわけではありますが、私の率直な印象でありますけれどもハイブリッド列車のときに本当に久しぶりに清里・小淵沢間に乗りました。一言で言えば小海線の高原列車が、嫌な表現かもしれませんが、密林列車みたいな感じで寂しいなと思ったところでありまして、私権の問題もありますけれども、何かしら小荒間付近の富士山だけでなく八ヶ岳といい、甲府盆地を経た富士山といい、どこかいいスポットを探してなんとか地主の協力も得ながら素晴らしい高原列車の味を表現できるような場所、そしてまたそこを徐行してもらおう等々のこともJRと今、打ち合わせはしているところでありますけれども、いいスポットがあったならばご指摘していただければありがたく思っているところであります。

今後はさらにビューポイント等に対応した、徐行運転や車内案内が実現できるよう協議してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

17番、千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

公共交通の検討の進捗について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに市民、利用者からの要望および検討についてであります。

デマンドバス実証運行終了後の市民バス運行見直しに関しては、小泉・長坂線の泉郷までの延伸、武川巡回線の三吹地区への運行等の要望がありました。

また、要望のあったルートについては北杜市公共交通会議の協議を経て新年度から運行開始できるよう検討を進めているところであります。

次に、自助・共助・公助としての公共サービスの考え方についてであります。

昨年度においては、市民バス関連およびデマンドバス実証運行の経費として約1億9,800万円を支出しており、これらに対する収入は運賃収入1,697万円と県からの補助金929万円であることから、差し引き約1億7,200万円の大きな財政負担となっております。限られた財源を使つての行政サービスとしての公助については、利用実績からも限界があると言わざるを得ません。

自助の部分で限界のある方がいらっしゃることも認識しておりますが、幸い本市は地縁・血縁の結びつきも深く交通弱者の足の確保にさまざまな共助が行われており、新しいコミュニティの中でもこのような共助の輪が広がっていると伺っております。

次に、公共施設等の整備などにも配慮した見直しについてであります。

広大な面積を有する本市は人口密度が低い上に、公共施設が点在していることも効率的な公共交通体系の構築が難しい要因となっております。

公共施設の統廃合は本市の重要な課題と位置づけられておりますので、今後の公共交通体系の構築につきましては、公共施設の統廃合ともリンクしていく必要があると考えております。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

17番、千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

小海線の観光活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに市内外各駅、観光案内所のPRについてであります。

駅、観光案内所でのPR活動については、小海線沿線地域活性化協議会で作成している小海線を活用した観光情報冊子「小海線の旅」を活用し、市内各駅や観光案内所等にパンフレットラックを設置し、市の観光案内パンフレットとともに配布PRを実施しております。また、協議会を中心に毎年JR小海線の各駅や、JR中央線八王子駅等で観光PR活動を実施しております。

次に、ホームページでの小海線の紹介についてであります。

現在、小海線専用のホームページとしてJR東日本長野支社でわくわくエコランド小海線を作成し、沿線で行われるイベント等の情報発信を行っております。このため、市や観光協会のホームページに小海線ホームページへのリンクをつくり、小海線ホームページを活用し小海線の魅力を発信してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

千野秀一君の再質問を許します。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

まず公共交通の件であります。

一般の決算委員会の中で24年度の市民バスと、そのほかのバス運行でありますけども、赤字の総額が約1億2,400万円ほどになっているようでありました。慢性的な利用者1人当たりの赤字が2,200円ですとか、2,600円という路線も当然、解消することができずに今、主要幹線という形で存続をしています。当然、空気バスというふうな状況がそこで見えるわけでありまして。また今年度から復活いたしました循環線、一時期デマンドバスのときに廃止をされた循環線もまたスタートしております、そういう状況等も、結果的にはどんなふうな収益になるかが危惧されるところであります。

協議会の検討によって、先ほど来年度から新しいルートが加わるそうでありましてけども、悪く言えば新たな空気バス運行にならないことを願うわけでありまして。そういう意味でより慎重に、強いて言えば試行的なというふうな感覚の中で前向きに便数の調整ですとか、あるいは小型の代替のバスでありますとか、あるいは場合によっては廃止ということも考え抜本的な検討が必要かと思っております。急いで今年度中にどうこうということではなくて、しっかりした抜本的な検討が必要と思っておりますが、そのへんのところをお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

千野議員の再質問にお答えいたします。

この地域公共交通のバスにつきましてはデマンドバスを廃止してからそのまま、それまでなかった部分を運行したということで、どのくらい乗っているかというところはあまり考えないといっておかしいんですけども、それをもとに戻したということだけで実態としてはあまり乗っていない路線もたしかに見受けられます。かといってほかの市民の皆さまからの要望等も、ここにほしいとかというものもありますので、そういうものを勘案して先ほど議員さんがおっしゃられましたように慎重にかつ試行的にやりながら、どこをどういうふうに通したら一番いいのかということ、時間をかけて検討してやっていきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

観光スポットといいますが、先ほどの小海線のことについてお伺いします。

実際に乗ってみて大曲の、岩窪の稲絵があることを僕は承知して乗っていましたが、ほかの乗客がどういうふうな反応をするかということをつぶさに、2両編成ですので、ほぼ連結の中間のあたりから見ていて、前の車両、うしろの車両、どういうふうな反応をするかなということを見てみたんですよ。ほとんどの人が気が付いていなくて、当然、進行方向右側の席からは見えるんですけども、左側の人でそれを見ようという行動を起こしたことは一人もいませんでした。

なぜかなと思って、帰りに小淵沢駅に行って駅員さんにも聞いてみたんですよ。3人いました。駅舎の中に、あそこにある岩窪の稲絵をこの駅でもなんかPRしていますかと聞いたら、それはなんですかと3人が3人とも全然、あそこにあるにもかかわらず駅員さんが承知をしていなかった。駅の待合の中にもちょっとした、いろんな広告物を貼ることができるスペースがあるんですけども、そういうところにも稲絵のものが何もなかったということを考えると、国文祭で早速、稲刈りをしてしまっなくなってしまっただけに、皆さんにぜひ写真でも撮っていただいたり、PRをすることによってその効果が上がるのかなとそんな気がしていますけども、まだ最終的に稲刈りをする前になんらかの手が打てないか、そんなことを感じていますけどもいかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

千野議員の再質問にお答えをしたいと思います。

稲絵に関しましては、実行委員の中にJR等も入って実行をしているということで、PRにつきましては可能な限り車内放送をお願いしているところですけども、なかなか徹底できていなかったのではないかと感じています。

あの稲絵につきましては、昨日の答弁もございましたけども、可能な限りいろんなところからご協力をいただいて、場所等も考えながら続けていきたいというふうに考えておりますので、

今後JRともよく、観光とも連携をしていくというのも1つの課題になっておりますので、そのように対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで17番議員、千野秀一君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次にほくと未来、1番議員、上村英司君。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

1項目、若者の定住促進対策についてご質問させていただきます。

平成24年度の北杜市の合計特殊出生率は約1.19、1年間に生まれる子どもの数は北杜市全体でも約240人と少子化がますます加速する状況になっております。北杜市の現状を見ますと20歳から40歳という働き盛りの子育て世代の人口が極端に少ないことが特徴です。手厚い子育て制度を掲げても、制度を受ける対象が少なくでは少子化対策には効果が薄いと思われれます。20歳から40歳の若者をいかに北杜市に定住させられるかが少子化対策に重要です。そのためには、以下の政策が重要だと考えます。

働く場所をつくる企業立地政策、若者が起業しやすい政策、Iターン・Uターン制度の拡充、若者定住促進制度の拡充、新規就農者を呼び込む政策。

働く場所をつくる企業立地政策では、北杜市は製造業の企業誘致は苦戦しております。まず北杜市に進出すれば、どんなメリットがあるのか。そしてどういう企業にきてほしいのか。事業用地がどういう場所で価格はいくらかなど、ホームページで分かりやすく公開することが必要だと思います。また韮崎市は、建設業や銀行など企業誘致の情報を提供してくれる方に最大2千万円の報酬制度をつくっております。

他県では、和歌山県などが最大100億円規模の企業誘致政策で積極的な企業誘致策を行っております。北杜市も山梨県と緊密に連携して、積極的に企業誘致に取り組む必要があると思います。

若者が起業しやすい政策では、韮崎市では空き店舗で起業された方に看板代や家賃を補助する支援をしております。北杜市でも若者の起業支援、定住支援、また商店街の活性化のためにも起業に対する補助を実施するべきではないでしょうか。

Iターン、Uターンをしたいと考える若者の中には、北杜市での生活や仕事がどのようなものになるかという不安があります。そのため2泊3日で生活体験ができるプログラム、産業体験ができるプログラム、セミナーなど数々の体験プログラムや家族で移住する不安を取り除く

ために学校の情報を紹介するなどの取り組みをしている自治体もあります。北杜市でも生活体験、職業体験、農業体験、そして学校体験ができるプログラムが若者定住に必要なだと思います。またフェイスブックなどの情報交流サイトで学生向けに北杜市の情報を発信し、北杜市のファンをつくることも大切だと思います。

若者が、この北杜市に住居を構える上で最も大事だと思われるのが定住促進策です。現在の北杜市の定住促進就職祝金制度は学生が市内に住んで市内の企業に勤務した場合は3万円を、40歳未満の若者が北杜市に移住し、市内の企業に勤務した場合は2万円を支給しております。しかしこの制度では金額も少額で移住をしたり、家を建てるという動機にはならないのではないのでしょうか。

若者定住補助金として、新築の住宅建設補助に最大100万円を助成している自治体もあります。また家賃補助で2万円を補助するなど、若者が定住しやすい制度をつくっているところが多くあります。市内に勤務する方に限定せず他市町村に勤める、農業を志す、起業をするという若者も多いので、若者定住により効果がある制度にしていくべきだと思います。

農業を志す若者定住者を増やす試みですが、長野県飯田市はワーキングホリデー飯田という制度で気軽に農業ボランティアに参加できる制度をつくっております。24年度の参加登録者は1,589人、受け入れ農家は112にのぼり、新規に就農する方が事前体験できる制度となっております。そのまま飯田市で就農したい方には、農業支援制度を設けて就農を促しております。北杜市も新規就農者を積極的に呼び込む制度をつくり、新規就農なら北杜市という旗を掲げて若者新規就農者を呼び込むべきではないのでしょうか。自治体間競争が激しくなる中、若者の定住を増やし、少子化を食い止めるために本気の施策が必要だと思います。

以上の趣旨を踏まえて以下6点、質問をいたします。

- 1 北杜市の企業誘致の情報をホームページなどで分かりやすく発信するべきだと思います。現状の情報発信はどのようになっておりますか。また企業誘致には山梨県との連携が不可欠だと思いますが、北杜市と山梨県との連携はどのようになっておりますか。
- 2 若者が空き店舗で起業しやすいように、また商店街活性化のためにも家賃などを一定期間補助する制度をつくるべきと考えます。市の見解を求めます。
- 3 Iターン・Uターンのための情報発信は、どのようになっておりますか。北杜市での仕事体験、生活体験、学校体験できるプログラムを実施するべきと考えます。市の見解を求めます。
- 4 みずきタウンなどの分譲地を若者定住のために安価に売り出すべきと考えます。分譲地の状況を含めて見解をお聞きます。
- 5 北杜市に住む若者を増やすために現在の定住促進就職祝金制度を変更し、一定期間の固定資産税の減免や住宅新築補助、家賃補助などといった思い切った施策を実施するべきだと思います。市の見解を求めます。
- 6 新規就農者を積極的に増やすために、農業ボランティアなど農業体験ができるプログラムをつくるべきだと思います。市の見解を求めます。

以上、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

上村英司議員のご質問にお答えいたします。

若者の定住促進対策について、いくつかご質問をいただいております。

農業ボランティア制度の創設についてであります。

現在、農業体験ボランティアができるプログラムは行っておりませんが新規就農者の確保、育成および定住は喫緊の課題であります。

市には地域おこし協力隊支援事業により3大都市圏をはじめとする、政令指定都市等に生活の拠点を置く住民を最長3年間、農村に居住していただき農業法人のもとで農業技術の習得と地域活動の行事に参加することを通じて、今までに9名が本市農業や地域の新たな担い手として定住をしております。

また、就農を目指す者の多くは技術研修期間中の収入や就農直後の経営への不安を抱えており、就農を断念する大きな理由となっております。

このような状況を踏まえ、市では青年就農給付金事業により経営開始後の一定期間の所得を確保する給付金を交付し、就農希望者の意欲の向上と市内農業への定住を図っております。

今後も新規就農者確保に向け関係機関と連携し、農地の斡旋や技術指導のサポート体制の強化・支援を行い、併せて農業体験ができるプログラムにつきましても先進事例を参考に検討してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

1番、上村英司議員のご質問にお答えいたします。

定住施策の実施についてであります。

超少子高齢化時代に突入し、各世代の人口構成は過去にない歪んだものとなっており、さらにこの先、大幅な人口減少社会が到来すると見込まれております。人口減少は、都市に比べ社会的インフラ整備の遅れている地方ほど進行が早く、その影響を受けやすいとされているところであります。

本市の将来の人口推計では、地域の存亡の危機ともいえる厳しい数値が見込まれていることから、既成概念に囚われない思い切った定住施策を全庁挙げて展開していく必要があると考えております。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

1番、上村英司議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、企業誘致情報の発信についてであります。

情報発信については、市ホームページの観光・商工課の紹介ページの中に企業誘致関係のページを作成し、立地の手続きや支援策、市内企業の情報などを掲載しております。

県との連携については、山梨県地域産業活性化協議会において常時連携し情報の共有を図る中で、企業立地基本計画の策定を行うなど企業誘致を推進しております。また、協議会のホームページであります産業立地コミッションにおいても、本市の誘致情報を発信しております。

次に、空き店舗を活用した起業支援策についてであります。

空き店舗を活用した起業に対する家賃補助制度については、県が商店街活力再生支援事業を実施し支援しており、市は上乘せ補助を行っております。また、商工会において起業の相談や支援を行っているところでありますが、なかなか活用が図られていない状況と聞いております。

今後は具体的な要望が出たところで、商工会と連携し支援してまいりたいと考えております。

次にIターン、Uターンに対応する情報発信についてであります。

情報発信については県と連携し、観光パンフレットの作成やホームページで情報発信を行っております。また、県では東京都の有楽町にやまなし暮らし支援センターを開設し、Iターン、Uターンに対応する総合窓口を設置しており、移住希望者等に一元的に対応できる相談員を配置しております。この支援センター事業で、北杜市をフィールドとした田舎暮らし現地見学ツアーの開催も計画しており、今後も県と連携し体験プログラムの企画や本市への定住を実現するため、積極的に情報提供を行ってまいりたいと考えています。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

1番、上村英司議員のご質問にお答えいたします。

みずきタウンなどの分譲地についてであります。

現在、市で販売している分譲地はみずきタウンのみで46区画中7区画を販売中であります。現在の価格は1平方メートル当たり1万8千円で分譲当初価格の約半額となっております。販売価格については平成21年度に不動産鑑定評価による価格改定を実施し、その後2年に一度、土地評価額の変動率に合わせた価格の改定を行っており、改定ごとに価格は下がっております。

定住促進対策については市の重要課題であるため、他の施策と併せて安価な価格設定を検討してまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

上村英司君の再質問を許します。

○1番議員（上村英司君）

4点、再質問させていただきます。

まず企業誘致の情報発信ですけども、まずホームページを見てみますと見せ方がなかなか企業の目に留まるようになっていないように思います。他の自治体のものを見ると、もっとやはり分かりやすく、企業の目に留まるようになっていかなと思しますので、内容が充実しているにもかかわらず、見せ方で選ばれないというのは非常に残念なことかもしれませんので、そういう改良を加えていくことが必要だと思いますけども、そのあたりの改良を加えることについてご答弁をお願いしたいと思います。

また企業誘致の優遇策などは、やはり先ほども申し上げましたように山梨県とタッグを組んでやっていくということが必要だと思いますけども、山梨県とタッグを組んだ場合に他県と比べたときに本市のものが劣りしないかどうか、そのあたりを質問したいと思います。

3点目でございますけども、決算特別委員会の中で商店街活性化に非常に取り組んでいくというようなご答弁がございました。先ほど空き店舗を利用していただくような施策をぜひやっ

てほしいということがありましたけども、ほかにも現在、起業に対する優遇策を何か現在、検討しているのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

4点目でございますけども、Uターンの学生を呼び込むために北杜市から県外で学ぶ学生のために、やはりもっと積極的に情報発信して囲い込みを図っていくべきだと思っております。例えば今、情報交流サイトなんていうのがありますのでそういうものも活用しながら、また学生が集えるような会を東京で開催するかそういうことをやっていながら、つながりを持っていくべきだと考えておりますけども、そのあたりの見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

上村議員の再質問にお答えいたします。4点いただいております。

まずホームページの見せ方についてということでございます。

市のほうのホームページの見せ方ということでございますので、ご指摘のように今現在の見せ方の中で具体的にどういったものが問題なのかということが、まず一番目に点検してみたいと思っております。その中で当然、ホームページですから改良できるところは改良していきたいと。また例えば一番表に出すとか、そういったふうな工夫をしながらなるべく見やすいような形で改良を加えていっていきたいと考えております。

次に優遇策を他県と比べるとということでございますが、なかなかほかの県、市の段階でほかの県とまで比べて、見劣りしているかどうかという判断までしているというところではございません。やはりほかのところそういう状況もございますので、ほかの県のいいところ、そういったところはまた県とも情報交換をしながら、例えばそれを県レベル、また市レベルで対応できるものがあるようであれば、そういったものの取り入れに関して検討していくということで、見劣りのしないようなものをつくっていくことを考えたいと思います。

それから空き店舗の補助ということで、それ以外の補助というようなことだと思っておりますけども、先ほど家賃の補助については申し上げたところでございますが、その空き店舗の例えば補助の中にも内装や設備工事費、こういったものについても補助が付いているという状況であります。また経済対策の中でもいくつか制度が創設されました。その中には例えば具体的に既存の店舗改装などに対する税制の優遇、それから新しく小規模事業を始める方や新商品、新サービスを提供する女性や若者に対する補助などがあります。こうしたものを希望者に対しまして活用を促していきたいということで考えてございます。

それからUターン情報等を今の媒体、フェイスブックですとかそういうものだと思いますけども、そういったものへの反映の仕方というものは、やはり若者なんかの情報を捉えながら媒体として当然、可能なものになると思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1 番議員（上村英司君）

再々質問をさせていただきます。

今議会で子育て支援住宅を3カ所造るということで、大変喜ばしいことだと思っております。しかし子育て住宅、支援住宅にやはり住んだあと、いかにこの北杜市に定住していただくかというのが非常に大事なかなというふうにも思っております。全庁を挙げてプロジェクトチームをつくって定住の策を練っていくということでございますので、ぜひ若い職員もいらっしゃると思いますので、そういう英知も結集してぜひ、若者が活用しやすい制度にさせていただきたいと思っております。その全庁を挙げてのプロジェクトの具体的なプランが現在、分かっているれば最後に教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

上村議員の再々質問にお答えいたします。

先月、定住のための施策をしている各部局が全部集まりまして、市長がかねてから申し上げていますように少子化、あと高齢化もあるんですけども、喫緊の課題として取り上げていくには個々の部局だけの対応ではちょっと物足りないのではないかと、そんな声がいくつか上がりまして、この定住促進住宅、子育て支援住宅を建設するにあたって、もっと全庁的な論議を巻き起こして職員からの提案を、いろんなものに捉われない提案をいただいたりする中で、外からも定住を呼び込む、また来た人たちにもずっとここに定住していただけるというような施策を考えていこうではないかということで、先日、総務のほうでやろうということになったばかりでありますので、10月中にでもちょっと組織をつくり上げて、これから検討をしていきたいと、そんなところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで1番議員、上村英司君の一般質問を終わります。

次に4番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○4 番議員（福井俊克君）

それでは一般質問をさせていただきます。

北杜市内の水田も黄金色に染まり、収穫の季節になりました。今年は近年ない日照続きと猛暑と、それから水不足、また台風などに見舞われましたがまずまずの作柄で収穫期を迎え、豊作を期待するところでもあります。

さて、ただいま議長のお許しをいただきましたので、身近な問題として私のほうから3点ほどお伺いしたいと思います。当局の明快なるご答弁をいただきたいと思います。

まず第1番目として、新しい公共交通の取り組みについてをお伺いいたします。

昨年の12月定例会に提出されました市民バス条例の一部改正は、多くの賛否の意見が飛び交う中で原案のとおり可決いたしました。この条例の改正の趣旨はデマンド実証運行の廃止に

に伴い、その代替策として公共交通体系の整備を図るものであります。実施においては市民バスルートの再検討、あるいは自由乗降の拡充、巡回バスのきめ細かな運行と新路線の検討など新しい公共交通として全力で取り組みたい旨の説明がありました。その取り組みについては前向きに検討されていることと思いますが、次の点についてお伺いいたします。

市民バスルートの再検討・巡回バスのきめ細かい運行、それから新路線の検討など新しい公共交通の取り組み状況について、お伺いをいたします。

次に第2項目めでありますが、指定管理施設の管理運営状況の評価についてであります。

指定管理者制度は平成15年に成立した地方自治法の改正により、従来の管理の委託制度に代わって規定され、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認められるときはその法人、その他の団体に管理を行わせることができるものであります。

これらの管理に民間の能力を活用することにより、利用者によりよいサービスの提供と効果的運営、さらに財政の健全化につながるものと北杜市でも多くの施設への導入を進めているところですが、中には設置目的に十分な効果が発揮できない施設も見受けられます。市では、このような実態を把握しているのでしょうか。

市が実施している管理運営状況の評価は、指定管理者からの提出される事業報告に基づきまして5段階で評価しておりますが、その施設を利用する人やその施設を取り巻く地域住民の意見を反映することが大切だと考えます。単に指定管理者が行うアンケートでは、真の市民の声は届かないように思われます。指定管理者の管理運営状況の評価について、改めて当局の所見を求めます。

最後になりましたが、防災対策の充実について何点か伺います。

過日9月1日、防災の日には糸魚川静岡構造線を震源とする地震を想定した総合防災訓練が高根町を会場に実施され、また各町ごとには自主防災組織等が中心となって避難、初期消火、救助、炊き出し訓練等が多数の市民の参加のもとで行われ、災害への関心の高さがうかがえました。自助・共助の心構えなど防災意識の高揚に大きな成果を挙げたところでもあります。備えあって憂いなし、いずれ来る災害のために日ごろからの備えが大事であると思います。そこで北杜市の防災対策について、いくつかお尋ねいたします。

1番目として、各種災害発生時における市役所職員の初動体制についてお聞かせください。

2番として、防災無線の難聴地域解消の具体的な方策とその時期についてお伺いいたします。

3番として、住宅用火災報知器の市内の設置状況と促進について。

以上3点について、よろしくご答弁をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

新しい公共交通の取り組みについてであります。

現在、市民からの要望に基づき市民バスルートの延伸、巡回線のきめ細かい運行等の検討を行っているところであります。しかし現運行に影響を与える部分もあることから、年度途中での変更は厳しいものと考え、新年度からの運行を目指しております。

また、基本路線や今年度から運行を再開した巡回線についても利用状況を検証する必要があ

ると考えております。

今後、普通交付税の段階的縮減等ますます厳しくなる財政状況の中ではありますが、市民の皆さまのご理解が得られるような効率的な運行体系の構築を目指してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

4番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

防災対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、各種災害発生時における市職員の初動体制についてであります。

災害発生時における初動対応を担うのは市役所職員であり、防災関係機関や市民・事業所等との連携が必要となります。このため市では災害時に迅速な初動体制を確立できるよう、また市の防災体制がその機能を十分に発揮できるよう、災害が発生したときの基本的な対応をまとめた職員防災初動対応マニュアルを昨年度職員全員に配布し、日ごろから危機意識を持ち防災に関して日々研鑽に努めております。

9月1日に実施した北杜市総合防災訓練においては、職員の非常参集から災害対策本部の設置、運営など初動対応の一連の訓練を行い、初動対応手順の再確認と検証を行ったところであります。

今後も実践的・効果的な訓練を行い、災害発生時に職員一人ひとりが冷静に素早く対応し、初動体制を確立し災害への対応が迅速に行えるよう努めてまいります。

次に、防災無線の難聴地域解消の方策と時期についてであります。

市の防災無線整備計画では、費用対効果や市民以外の観光客等にも非常時には情報を広範囲に伝達する手段として使用することなどを勘案し、各地区に屋外拡声子局を増設して放送エリアをカバーすることとしております。

整備完了地区についてもスピーカーの方向や角度調整を行うなど随時、聞こえの改善に努めているところであります。調整を行っても改善できない場合には、必要な個所にスピーカーや屋外拡声子局の増設を考えておりますが、実施時期については現在検討中であります。

次に、住宅用火災報知器の市内の設置状況と促進についてであります。

平成18年に改正消防法が施行され、新築住宅の居室や階段などには住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、また既存施設についても平成23年6月1日までに設置が義務付けられております。

市内での設置状況は正確には把握しておりませんが、総務省が発表している峡北消防本部管内の平成25年6月1日現在の推計設置率は62.8%で全国の79.8%、山梨県の72.0%と比較すると低い設置率になっております。

住宅用火災警報器は廉価のものでは2千円ほどで購入ができますが、法律には罰則規定がないことなどから普及が進まないのが現状であります。しかし、消防庁による住宅火災における被害状況の分析では住宅用火災警報器が設置されている場合、人的被害が半減したとの調査報告もあります。

また何よりも火災から大切な家族やご自身の命を守るためのものであり、火災を早期に発見することで、初期消火や通報等の行動が早まり近隣への延焼被害も軽減いたします。

市では広報紙や市ホームページに加え、消防団にもご協力いただき継続的に住宅用火災警報器の設置の必要性を市民の皆さまに周知してまいります。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

4番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

指定管理施設の管理運営状況の評価についてであります。

この評価は指定管理者制度の導入目的であるサービスの向上や経費の削減を図り、よりよい管理運営がなされるよう毎年実施しております。

評価に当たっては指定管理者から提出される事業報告書をもとに、事業計画の達成状況や利用者の満足度、経営の状況等16項目について施設所管課および管財課がそれぞれ審査し、総合評価を決定しております。

また評価をした結果、改善が必要な施設に対しましては施設の設置目的や指定管理者制度導入の目的が達成されるよう管財課と施設所管課が連携して改善指示をするなど、指定管理者の指導を行っているところであります。

なお、利用者や地域住民の意見につきましては、指定管理者が実施する利用者満足度調査のほか、直接市に寄せられる意見要望も参考として評価に反映させるよう努めております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それでは、再質問をさせていただきます。

新しい公共交通の取り組みについてであります。公共交通の見直しの中に巡回バスがあります。そのうち武川巡回線については1日3便の運行がされておりますけれども、その乗降人数につきましては大変少ないと思われ。その状況について把握していただけるかどうか、お尋ねを第一にしたいと思います。

それから防災対策の充実であります。これにつきまして住宅用火災報知器の設置状況、先ほど山梨県で推計設置数が72%、全国の平均が79.8ということ、私の調べであります。ワースト6位という状況のようです。そのうち峡北管内では62.8%と、先ほどのお話でございますけれども現実はずっと低いように感じます。北杜市の状況について、分かればお伺いをしたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

福井議員の再質問にお答えいたします。

武川の巡回線の状況について把握しているかという、ご質問だと思います。

市では毎年、乗降調査、乗降実態の調査を1週間かけて行っております。今年は7月の8日

から14日の1週間、すべての日にどこで何人乗ったかという調査をしております。その結果によりますと、武川巡回線は1日で、3便あるわけなんですけども、5便というのが1週間で7人、7便というのが1週間で8人、11便というのが1週間で11人という、大体1日1人乗っている程度の状況になっております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

福井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

北杜市の住宅用火災警報器の設置状況ということでございます。

消防法等の改正による住宅用火災警報器の設置義務につきましては市の広報、ホームページ、また峡北消防本部からの回覧等で周知を図ってまいりました。しかしながら、先ほど答弁させていただいたとおり、本市を含めた峡北本部管内では全国山梨県平均に比べて設置率が低い状況でございます。

本市のみの推計設置率につきましては正確に把握しておりませんが、現在、峡北消防本部のほうで北杜市民を対象といたしまして、650世帯ほど抽出をして設置状況のアンケート調査を実施しております。調査では、警報器を設置していない理由などについても回答を求めていますので、調査結果等を参考に設置促進方法や周知方法等を検討しながら設置率を高めたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

再々質問をしたいと思っております。

まず公共交通の取り組みは、巡回バスでありますけども、先ほど再質問させていただいて大変少ない状況にあります。この現状を見ますと、例えばお年寄りが買い物に出かけても帰るまで一日かがりでしか帰れないという状況でもあります。たまたま9時から4時までの運行で、9時に出かけてもお昼ご飯を食べずに4時でなければ帰れないと、こんなような状況になってしまうということでもあります。というのは1つの原因としては、この武川循環バスにおいては横手とそれから日野春の駅を結ぶ、また北杜高校を結ぶ路線とも併用しております。そんな状況の中で便数がすごく少なくなってしまうということで乗りづらい、利用しづらいという点が大きな要因になっているとこのように思われます。これらの問題を解消するには、やっぱり市民バスの横手・日野春線とこの巡回バスを併用しなくて、しっかり日野春駅への通勤、あるいは北杜高校への通学、こういうものは別としまして循環線については単独運行をして外回り、内回りというようなことで、また経費の節減から見てもあんなに大きいバスはいらないわけです。10人乗り程度の小型車で運用していただくといいのではないかなと、このように思っております。経費の上からも助かるのではないかなと、このように考えられますがそのへんについてもう1回、当局の答弁を求めます。

それから防災対策の充実、先ほどの火災警報器の設置であります。超高齢化社会が進む中で

独居老人の世帯、あるいは高齢者の2人暮らしの世帯が増えております。その中で火災による犠牲者も少なくありません。全国的には、そんな中で先般、北杜市内において住宅火災がありました。その原因はどのようなものだったかと言いますと、その火災にあった家族は高齢者の2人暮らしでありました。居間で休息中に、居間の横のお勝手から出火しまして、それに気づかなかったというようなことで、駆けつけた近所の人々から火災を知らされて救助され、一命を取り留めたという例があります。また、そのときにはすでに炎は2階に上がりまして、消防車が来たときにはもう全焼だったと、こういう状況であります。

このように恐ろしい火災をいち早く感知する火災警報器の設置につきましては、23年6月1日から設置が義務付けられておりますけれども、北杜市では過去に義務化を見越して22年度事業において、65歳以上の老人世帯に火災警報器を申請により無料配布したと聞いております。そのときの状況がもし分かればお聞かせ願いたいとこのように思っておりますし、その時点ではなんか関心度も低く、無料配布を受けた世帯も少なかったというようにお聞きもしております。そのようなことで火災報知器の設置の促進を図る上で、前回と同じような配布を受けていない高齢者への世帯の配布等も考えられないか、このようなことも併せて最後にお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

福井俊克議員の再々質問にお答えいたします。

この横手・日野春線につきましては、たしかに4月に再編するときに今まで武川町内を循環していたバスと武川から北杜高校まで行っていたバスを融合したため、細かくまわりきれない時間帯、時間が3回になってしまったということがある。また場所的にもカバーしきれない場所があるというのは伺っておりますので、そこらへんをよく検討しまして切り離す等の改革をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

福井俊克議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

2点ご質問いただいたわけでありましたが、まず1点目でございます。過去に無料配布を行った火災警報器の配布の状況はということでございます。

おっしゃるように平成22年度、災害弱者となり得る可能性の高い高齢者世帯に対しまして住宅用火災警報器の配布を行いました。高齢者のみで構成される世帯で平成18年の12月31日以前に建設された住宅に居住している3,740世帯を支給対象といたしまして、そのうち申請のありました2,158世帯に火災警報器を現物支給いたしました。

なお、取り付けにつきましては、地元消防団等にご協力をいただいたところでございます。

それから2点目でございます。前回配布を受けていない高齢者への無料配布についての考えはということでございます。

警報器そのものは量販店等で価格もそれほど高価ではなく、取り付けもネジで止められる程

度で比較的容易だということでございます。また何よりも自身の身を守るものであります。基本的には個人で備えておいていただきたいと考えておりますけれども、先ほど申し上げました峡北消防本部で実施をしておりますアンケートの調査結果など参考にいたしまして、再度配布するかどうか、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで4番議員、福井俊克君の一般質問を終わります。

次に6番議員、加藤紀雄君。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

2項目について、質問をさせていただきます。

最初に、観光事業の推進についてであります。

北杜市の主要産業であります観光につきましては総合計画の施策大綱、8つの杜づくりの中に品格の高い感動の杜づくりとして位置づけられております。合併から9年目を迎え、地域の活性化のための施策推進にあたっては社会情勢の変化や国等の動向を的確に捉え、特徴ある事業等に積極的かつ迅速に対応している等、白倉市長を中心とする職員の皆さま方の日ごろの取り組みへの努力とその成果については評価し理解をし、また期待をしているところであります。

北杜市はJR中央線や中央道を利用することにより首都圏から、また名古屋等中部圏から交通の利便のいいところに位置をしております。また周囲の素晴らしいやまなみ景観や豊富な自然環境にも恵まれております。文化、芸術、スポーツ施設や農業体験や手作り体験等の施設が数多く点在しております。また飲食店や特徴ある各種の店舗が地域内には多数、点在しております。

このようにこの地域はリゾート地域としてのポテンシャルが高く、滞在型のリゾート地として形成されてきております。近年の観光に対する社会の動向が長期滞在型、体験型へと変化していく中で、この地域の特徴を最大限に生かし、地域の活性化を目指す北杜市長期滞在型リゾートの杜事業を比較し、先進的に取り組んだことは市民はもとより広く県内外の関係者に注目されているところであります。

この事業は平成18年の実証実験を踏まえ、19年6月には地域資源を活用した長期滞在型観光を提供する姿勢を全国に向けてアピールするため、長期滞在型リゾートの杜宣言を行い事業に取り組み、すでに6年を経過しております。その間の成果等について、以下3点について質問させていただきます。

まず1つ目ですが、長期滞在型リゾートの杜宣言を行い6年間が経過しておりますが、その間の成果と課題、そして今後の推進計画についてお伺いをいたします。

2つ目ですが、平成22年度に全国49の1つとして国土交通大臣の認定を受け取り組んできた八ヶ岳観光圏事業は、平成24年度には観光地域ブランド確立支援事業として格上げされ、49地域のうち今までの取り組み状況と将来的期待の高い地域としてこの地域が評価され、全国の6地域の1つに選定されましたことは北杜市のこの地域の人的・物的両面のポテンシャルが高いことが評価されたところであると思っております。

この観光圏事業の目指すところは長期滞在交流型観光であり、リトリートの杜事業と目指すところは相通ずるものがあると思います。リトリートの杜と八ヶ岳観光圏の2つの事業もそれぞれの位置づけと連携はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

3つ目としまして、リトリートの杜と八ヶ岳観光圏の2つの事業の一般法人化に加えまして北杜市観光協会も法人化する等、北杜市内に一般社団法人が3つ設立され、それぞれが関係者の努力により自主的・主体的な運営を目指そうとするその意気込みは、北杜市の観光の将来に明るい兆しとなってほしいと期待しているものでありますが、そこでこれらの一般社団法人が設立し、初期段階においては物心両面から大変な負担が伴うと考えられますが、このような前向きな行動に対して、行政として支援はどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に2項目めですが、生涯学習センターこぶちさわの整備計画についてであります。

小淵沢総合支所の生涯学習センターへの移転が決定し、今年度実施設計、来年26年度には改修工事を行い、年度末には移転することとありますが、どの地域におきましてもこれは同様ですが、かつての役場はその地域の中心部に位置し、行政や住民生活の中心として、またその拠りどころとして歴史を積み重ねてきたものであります。

市では今後想定される東海地震等を踏まえた公共施設の耐震化を進めており、同時に施設の有効活用手段として総合支所、生涯学習施設等の複合化を行うものでありますが、現実に総合支所が移転するということは、地域の住民の皆さまの生活に少なからず影響を与えるものと思います。

また移転先が小淵沢町の社会教育活動の拠点である生涯学習センターということになりますと、今後のセンターの利活用に制限が加わるのではないかと住民の多くが関心を持っていると同時に不安を抱えている状況下にもあります。

今回、支所移転に伴い生涯学習センターの整備工事を計画しているわけですが、改修に当たっては今までの各種機能の低下がないよう、むしろ機能の充実を図り活用が一層充実するよう配慮いただくことをそのような視点から、以下6点について質問させていただきます。

1つ目ですが、整備工事等のスケジュールはどのようになっているのか。

2つ目ですが、整備工事にあたっては住民への周知と利用者である関係団体等の要望などへの対応はどのようになっているのか、またどのようにするのか。

3番目としまして小学校が近く、特に放課後学童保育等により児童が多く施設を利用しておりますが、支所の移転により利用者の車等が増えると考えられますが、それらの安全対策はどのように考えているのか。

4つ目としまして整備工事期間中、利用できる代替施設はあるのか。

5番目としまして、生涯学習センターへの恒例行事として2日間にわたり盛大に開催されておりました小淵沢地区文化祭への影響はないのか。

6つ目ですが、総合支所移転に伴う跡地の利用計画はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

以上で、私の質問は終わります。答弁をよろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時40分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

加藤紀雄議員のご質問にお答えいたします。

観光事業の推進について、いくつかご質問をいただいております。

リトリートの杜事業と八ヶ岳観光圏の位置づけと連携についてであります。

八ヶ岳観光圏は北杜市と長野県富士見町、原村が連携し、2泊3日以上滞り交流型観光に対応できるように、観光地の魅力を高めようとする取り組みが認定されたものです。

また本年4月からは新たに日本の顔となる観光地を目指し、観光地域のブランド確立に取り組む全国6地域の1つとして官公庁より新たに認定されました。他の地域にはない標高1千メートルの癒しの空間と標高差1千メートルの織りなす立体空間を磨き上げる事業展開を行っており、まさに本市のリトリートの杜、癒しの空間が事業の中心となっております。

市としましては八ヶ岳観光圏とリトリートの杜事業を一体的な事業と捉えており、観光事業者とともに推進しているところであり、八ヶ岳観光圏で開発した着地型旅行商品をコンソーシアムにより販売するなどの事業の連携を図ってまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

6番、加藤紀雄議員のご質問にお答えいたします。

生涯学習センターこぶちさわの整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、整備等のスケジュールについてであります。

生涯学習センターこぶちさわは小淵沢地区の学習拠点となる社会教育施設であります。耐震診断の結果、昭和48年建築の一部に耐震補強が必要と診断され、平成4年に増築したホールなどにおいても20年を経過しているため、電気・機械設備の不具合や内外装の傷みが著しいことなどから整備を行うこととしております。また、支所業務の効率化や市民の利便性の向上のため、小淵沢総合支所を移転し公共施設の集約化を図ることとしております。

今後、平成26年1月末までに実施設計を、平成26年7月から平成27年1月末までに耐震改修工事を行ったあと、小淵沢総合支所を移転する計画であります。

次に、住民への周知および関係団体等の要望への対応についてであります。

整備事業は利用する市民が安全に快適に学習活動に取り組めるように行うもので、基本的には現状の利用形態に則した改修を行います。整備にあたっては広報紙、市ホームページを活用して利用者等に周知を図るとともに、北部教育センターや施設の窓口においてチラシ等により工事期間の周知と利用者の理解に努めてまいります。

また、小淵沢総合支所におきましても、あらゆる機会を通じて地域委員会や区長会など関係

団体に広報活動を行っております。

生涯学習センターこぶちさわは公民館、図書館、放課後児童クラブなどの複合施設であるため、実施設計にあたっては関係部局との連絡調整会議を行う中で、利用者や関係団体等の声を反映させてまいります。

次に、施設を利用する児童への安全対策についてであります。

現在、図書館や放課後児童クラブを利用する児童は、学校北門から歩道を通って西側階段を上がってきます。しかし階段についても老朽化が著しいため、今回の工事で整備することとしております。また、学校北門から生涯学習センターこぶちさわへの進入路の横断に際しましては学校とも協議し、安全指導や見守りを行い事故防止に努めてまいります。

次に、整備期間中の代替施設についてであります。

工事期間は約7カ月を計画しておりますので、期間中は近隣の施設を案内するとともに小淵沢総合支所の2階会議室等も利用できるよう検討してまいります。

次に、小淵沢地区文化祭への影響についてであります。

小淵沢地区文化祭は例年10月の最終の土日に行われており、昨年は50周年を記念する文化祭として多数の市民が参加する中で盛大に開催されました。しかし、来年度は工事期間中にあたるため、開催時期・開催場所などについて小淵沢地区文化協会と協議しているところであります。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

6番、加藤紀雄議員のご質問にお答えいたします。

観光事業の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、リトリートの杜事業の成果と課題および今後の推進計画についてであります。

リトリートの杜事業につきましては平成19年に長期滞在型リトリートの杜の宣言を行い、長期滞在型観光の推進に取り組んでまいりました。この間、北杜市長期滞在型リトリートの杜事業コンソーシアムの法人化や、この法人が第3種旅行業を取得し、着地型観光商品の開発、各種体験メニューの開発に取り組んでまいりました。

この取り組みの成果として、本市は長期滞在ができる癒しの空間として市内外に広く認知され、今日の八ヶ岳観光圏の礎になっているものと考えております。しかしリーマンショックや東日本大震災などの影響もあり、厳しい経済状況の中でなかなか長期滞在型旅行の需要が伸びないのも現実であります。

今後は長期滞在できる観光地として民間事業者などと連携する中で収益性の向上を目指し、さらなる企画開発を行ってまいりたいと考えております。

次に、観光関係団体に対する市の支援策についてであります。

本市には一般社団法人北杜市長期滞在型リトリートの杜事業コンソーシアム、一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメントがあり、また本年4月に北杜市観光協会も一般社団法人として設立されたところであります。

基本的には一般社団法人でありますので、社員からの社費や収益事業によりさまざまな活動を行うこととなりますが、発足後まもなく団体の基盤も弱いことから市といたしましては補助金や事業委託を行うことで支援しております。

今後も有利な事業の導入や事業委託を行う中で、将来的に自主運営ができますよう支援を行ってまいります。

○議長（渡邊英子君）

長坂小淵沢総合支所長。

○小淵沢総合支所長（長坂隆弘君）

6番、加藤紀雄議員のご質問にお答えいたします。

生涯学習センターこぶちさわの整備について、いくつかご質問をいただいております。

小淵沢総合支所跡地の利用計画についてであります。

小淵沢総合支所については移転後、安全面から速やかに解体し、その跡地の利用は駐車場として利用する予定であります。今後もよりよい利活用を図るため、行政区や各種団体等のご意見も参考にしながら進めてまいります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

加藤紀雄君の再質問を許します。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

生涯学習センターの整備につきましては、お二方の答弁でよく分かりました。ありがとうございました。

観光事業の推進について、1項目、再質問をさせていただきます。

リトリートの杜、八ヶ岳観光圏、北杜市観光協会がそれぞれ一般社団法人を設立し、独立した組織として自主的・自立的な運営を行っている姿勢は評価に値しますが、しかし北杜市の観光の充実と発展を目指す、言ってみれば同様の目的を持った組織が3つあることは運用上の効率性や合理性、また観光情報の窓口の一本化等の面から課題があると考えられます。そこで3つの組織を将来に向けて統合化する等の動きがあるかどうか、お伺いします。

しかし、このことはそれぞれ自主的な団体でありまして、それぞれの組織運営に関することであるため、行政としては断定的なことは言えないかもしれませんが、支援する立場もありますので、差し支えない範囲でそれらの統合化の動向についてお答えをいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

加藤議員の再質問にお答えいたします。

観光協会とコンソーシアム、それからまた八ヶ岳観光圏をしておりますツーリズムマネジメント、その3者の協力体制といいますが、今後の統合の動きというふうな状況だと思います。一般社団法人である、今、申し上げた3者、観光協会、コンソーシアム、またツーリズムマネジメントということにつきましては、市の観光の活性化と長期滞在型観光という目的の達成に向けてお互いに推進していく立場ということでございます。その活動の多くが当然、合致するところになっているという状況であります。

こうしたことからおのおのの強みを生かすためにも観光協会、それからコンソーシアムにつ

いては現在、将来を見据え組織の一元化を模索する動きというものが出ていることを聞き及んでいるところでございます。

今後お互いの社団法人が当然結論を出すということになると思いますけども、市といたしましては市の滞在型観光の使命を担い活動をしていただけるというものに大いに期待をしておりますので、ぜひまた今後の統合等については推移を見守っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで6番議員、加藤紀雄君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、10番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

最後になりましたが、通告により2項目を質問させていただきます。よろしくお願ひします。

最初に、市民の足の確保について伺います。

市民の足を守るためのバス路線などの拡大について。

過疎化、高齢化が進む中で市民の足の確保は喫緊の課題となっています。この3月まで市民に大変好評でありましたデマンドバスの実証運行もタクシー業界の経営を圧迫するとの理由、かつ膨大な赤字のため本格的な運行は撤退を余儀なくされ、廃止となりました。

本市において民間路線バスは赤字で経営難のため、合併以前にほとんどの路線が廃止されています。そして代替バスとして主たる路線に市民バスが導入されました。しかし、市内全体を網羅することができず今日に至っています。

その犠牲となっているのが高齢者をはじめとする交通弱者の皆さんです。同居する家族がいる家庭でも仕事を持っている方が多いので、いつでも送迎ができるとは限りません。急速に高齢化が進み、独居老人、高齢者世帯が増え続ける中で免許証を返還し運転ができない方が増加しています。

病院への通院、買い物、最寄りの駅、市役所など公共機関などへの足の確保は交通機関の少ない本市に住む住民にとってなくてはならないもの、生命線であります。このことについては行政が主体とならなければならないものと考えます。またこの問題について多くの高齢者、特に車の運転ができない老人の方の強い不満を多く耳にします。市の赤字負担を少なくするためには、応分の負担はしてもよいので使い勝手のいい市民バスなどを運行してほしいと多くの市民が願っています。

交通空白地区や路線バスの停留所まで行けない方の対応を含め、市民バス等の運行について早急にかつ真剣に導入を検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、捕獲等をした対象鳥獣の処理について伺います。

森林環境の変化による野生動物の生育環境の悪化により、人里へエサを求めて出没するようになったことが、鳥獣被害が拡大した主な原因ともいえます。現在の鳥獣害対策は捕獲駆除が中心であり、その駆除頭数は本市においても平成24年から特にシカの管理捕獲等の頭数が大幅に増加しています。このことにより生じる野性動物の処理方法、加工、埋設、焼却は獣害対

策を行っていく上で大きな課題となっていますが、市の考え方を伺います。

今年度、県において埋設場所を確保した際の掘削や防護柵設置などの補助制度が創設されましたが、その進捗状況はどうか。

鳥獣、サル、イノシシ、シカなど専用の広域的な焼却施設の設置を検討すべき時期にきていると思いますが、市としての考えは。

市の鳥獣被害防止計画ではジビエ等、食肉加工施設については施設の建設、管理運営を行う組織ができれば支援していくとしていますが、具体的にはどういう組織、団体を想定して支援していくのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。よろしくご答弁のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

最後になりましたが、しっかり答弁したいと思います。

捕獲等をした対象鳥獣の処理について、いくつかご質問をいただいております。

県の埋設場所設置にかかる補助制度の進捗状況についてであります。

本年度より県では、増大するニホンジカ等の個体数調整を円滑に進めるために捕獲個体および残渣処理にかかる経費を支援し、捕獲目標頭数の達成を図ることを目的としたニホンジカ共同埋設場所整備事業を創設しました。

この事業は、捕獲従事者が共同使用できる防護柵等の安全管理を施した埋設場所を市町村等が設置するための経費を支援するもので、県の補助率が2分の1で1カ所当たり上限15万円とした事業であります。

なお、県では県内に10カ所の設置を予定しており、基本的には市町村で1カ所の設置としております。

市では6月22日に開催された猟友会支部長会議でこの事業について説明し、設置希望を募っているところでありますが、これまでに3カ所の設置希望があるため、市内への複数個所の設置や、それに伴う事業費の確保について現在、県と調整を図っているところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

10番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

市民の足の確保についてであります。

デマンドバス実証運行の終了により休止していた市民バスの日中の時間帯の運行再開、巡回線の復活、さらには自由乗降の導入等により市民の足の確保を図っているところであります。また来年度に向けて、運行路線の延伸や巡回線の見直し等の検討を進めております。

市内全体を網羅したバスの運行は理想ですが、昨年度の決算では市民バスの運行委託、民間バス路線の赤字補填、葦崎市との共同運行路線等の経費から収入を差し引いた市の負担額は約1億1,500万円となっております。さらに市全体を網羅するような市民バス等の整備を行っ

た場合は多額の負担が必要となります。現在の運行路線の中にも特に収支状況の悪い路線もありますので、利用状況や収支状況を詳しく検証し市民の皆さまにお知らせし、ご理解をいただくことも重要であると考えております。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

10番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

捕獲等をした対象鳥獣の処理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、鳥獣専用の広域的な焼却施設の設置についてであります。

管理捕獲の対象であるニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては適切な方法で適切な場所に埋設しているのが現状であります。市といたしましても今後の捕獲頭数の増加に伴う埋設場所の確保といった課題に対しては危惧をしております。

捕獲した鳥獣専用の焼却施設設置については、設置費用や利活用の効果を考慮すると近隣市町村を含む広域的な施設の設置が有効だと考えており、県に設置についての検討を要望しております。

今後も、近隣市町村と連携し検討を行ってまいりたいと考えております。

次に食肉加工施設の管理、運営を行う団体についてであります。

北杜市鳥獣被害防止計画ではジビエ等、食肉加工施設にかかる建設、管理運営を行う組織ができれば支援をしていくことになっております。

市といたしましてはこれらの組織、団体について具体的には想定しておりませんが、北杜市野生鳥獣害対策協議会が認める組織、団体であれば支援は可能だと考えております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再質問をさせていただきます。

最初に市民の足の確保についてですが、先ほどの答弁の多額の負担がかかるので検証していきたい。先ほど1億1,500万円かかっているというお話もありましたけども、やはり北杜市は面積が広くて本当にバスがなければ、今までは高齢化なんかが進まなかったからよかったわけですが、今まで路線バスがなくても家族や近所の親しい人にお願ひし、バスを頼りにしなくてもなんとかやりくりをしてできました。しかし今、本市において限界集落化や超高齢化、過疎化が進み独居老人高齢者世帯、生活困窮者等が増え続ける中で市民の足の確保は生活をしていく上でなくてはならないものになっています。先ほど来ありましたけども、エリアを4つぐらいに分けて使いやすいコンパクトな公共交通にしていきたい。市民バス等を運行してほしいのは多くの市民の願ひなのです。厳しい財政状況はよく理解できます。膨大、大幅な赤字であっても市民生活をしていく上ではなくてはならない、最優先すべきものであると私は考えますが市長の見解をお聞きします。

そして2点目として提案ですが、例えば路線バスの地域の実態を把握するために各地域委員会に諮問し、各地区ごとに住民の足の確保のあり方を考えていただく。また各行政区、老人会

等へのニーズ調査を行い、計画に反映させていただきたいと思います。

そうした意味において公共交通、所管の企画部だけでは大変だと思います。企画部が中心となって福祉、介護、老人、病院、教育委員会などの関係部局でプロジェクトチームを立ち上げて、横の連携を強化する中で使いやすいコンパクトな交通の確立を望みたいが見解を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

厳しい財政状況はよく理解しているということをいただきまして、大変ありがたいと思っています。わけですけれども、たしかにこの市民の足としてこの広い北杜の中で生活をしていく上で最優先の課題ということは、ずっと昔からそうであったと思います。それでそのためにはどこからどこまでというふうな、効果的なルートというのは再三、ずっと検討してきたものと思われま。それでコンパクトにというと、コンパクトだとまたかえって網羅ができないというような逆の面も出てくるのではないかというふうに思います。

どれだけ赤字になってもというのは、費用対効果の面もあります。前にも答弁したように公助にも限界があります。自助に頼らなければいけない部分もありますので、これから新しいルート等を今、検討しておりますので、どんどん意見をお寄せいただいてよりよいものが出てきたらいいなと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

地域委員会に諮問をしてというのは、提案でいいですか。相吉議員、提案ということですか。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

そういうふうな計画に反映していく考えはあるかどうか。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

地域委員等に諮問する考え方はあるかということの提案と受け止めましたので、これから検討していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問させていただきます。

最初に利用条件が悪いということで、私は路線バスの利用が少ない理由の1つとしてバス停が地元の方に分からない場所に設置されているケースも見受けられました。利用者により分かりやすい場所にバス停の設置をすることも大切だと感じました。また先ほど福井議員の質問にもありましたとおり、行きはあるが帰りはほとんどない路線も一部に見受けられました。調査を行い、使い勝手のよい市民バスとすることが大切と考えます。

もう1点、利用についてバス路線時刻表の地区の回覧通知だけでは市民に浸透がされていないのが実情だと思います。これは経費を掛けずに輪転機印刷で各地域の部分だけでいいと思うんですよ。路線バスの運行、時刻表、料金表を各家庭に配布するなど利用を増やす取り組みも必要と思いますが、併せて見解を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

2点、再質問をいただきましたが、まず1点目、市民にバス停などが分からないところにあるというご質問だと思いますけども、利用する市民にとって必要であれば、そこは電話をかけて聞いてでも、どこにあるんだというふうに聞くとしますので、分からないということはまずないだろうと思っております。

もう1つ、市民に周知の方法ですけれども、時刻表等が変わったときにはバスルートもそうなんですけども、回覧をしていましたけども、これから利用促進に向けて必要であれば料金表、時刻表等の周知をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

では次に捕獲した対象鳥獣の処理について、再質問をさせていただきます。

先ほど県の補助金2分の1、15万円で10カ所、予算措置がされたということで3カ所の要望があるとありましたけども、ぜひ3カ所、要望に応えられるようよろしくお願いします。

そして再質問に入ります。

ジビエ加工施設の設置事業について、積極的に取り組みたいという猟友会支部があると聞いていますが、申請ができるということでもいいのかどうか。具体的な補助内容および、それぞれの補助率はどうなっているのか伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

相吉議員の再質問にお答えをいたします。

ジビエ施設、加工施設に組みたい猟友会支部があるということで、それが申請できるか、また補助内容、補助率という内容だと思います。

具体的に猟友会支部から林政課のほうに、はっきりしたご相談をまだ受けていないという状況であります。ただジビエ等の食肉加工施設につきましては補助制度上、猟友会支部などの申請を北杜市野生鳥獣害対策協議会が受け付け、それを国へ協議会の名前で国へ申請を行うということになります。ですので支部からの申請があれば、当然可能なものというふうに考えてございます。

また具体的な補助内容と補助率ということでありまして、補助内容としては当然、加工

施設の建設に対する補助というものになります。また補助率につきましては2分の1以内という規定になっている内容になってございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

峡北広域行政事務組合で近いうちにゴミ焼却炉の更新が計画されていますが、鳥獣等専用の焼却処理施設の設置も併せて進めるべきであると思いますが、市としての考え方を伺います。

現状では鳥獣処理費に処理経費が入っているので受け入れができないとのことですが、もしそうであれば適正な料金を徴収すれば可能であるのかどうか。また併せて将来的な南アルプス市、甲斐市の全体を含めた広域的なサルや動物、ペットなどの火葬、処理施設の検討も必要であると思いますが見解を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

相吉議員の再々質問にお答えをいたします。

峡北広域行政事務組合において検討されている施設で、鳥獣害専用の焼却施設の設置について市の考え方をということでございますけれども、現在、犬・ネコ等の小動物に限り使用できる小規模な焼却施設がございます。現在、検討中の施設につきましては大型動物になりますと施設の規模を大きくすることとなりますし、またそれに伴う費用や燃料が増大することや構成市の意向等、課題は多々ございますけれども、検討の提案を行ってまいりたいと考えております。

次に適正な料金を徴収すれば可能かということでございますけれども、現在の峡北広域行政事務組合、ゴミ処理施設の設置および管理に関する条例の第3条に犬およびネコについては1頭500円に消費税を加算した金額と規定されております。犬・ネコ等の小動物に限り使用できる規模の焼却施設があり、使用しているものでございます。

捕獲鳥獣等につきましては、猟友会の委託内容が最終処分までというふうになっているため、受け入れをしていないということでもありますけれども、大型動物につきましては処理施設が小規模で投入口も小さいため引き受けていないということもございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

相吉議員の再々質問にお答えいたします。

将来、広域的な鳥獣等の火葬処理施設の検討が必要ではないかという点だと思います。これは答弁でも触れたように現在、広域的に対応していただくよう県のほうにも働きかけております。当然、全県レベルの問題として、引き続き県に要望してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

先ほど、市民の足の確保のときに市長の発言を遮ってしまいましたけども。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ちょっと順不同で申し訳なく思いますけども、この議会中でも市民の足ということは大変関心が高かったような気がしますので、思いだけ。

いろんな意味で交通弱者、市民の足を確保するということは今日的な大きな市政の課題になっていることは言うまでもありません。また財政問題だけでこれを語るつもりもないわけですが、これも実態として利用者も少ないと空気バスに近いという実態もあるわけでありませう。相吉議員のお言葉を借りるとするならば、コンパクトでも足を確保せよと、こういうこともよく分かるわけでありませう。

そういう中であって、私なりに私どものこの田舎の大きな特色として向こう3軒両隣だとか地域の絆間ということが大変あるわけでありませうので、いろんな意味で絆で足を確保するというのも、薄くなっているとはいえもしなければ、なかなか市民の足が確保でき得ないことも確かであるような気がします。そういう意味からすれば自助・共助・公助という意味からすれば、もう1つ互助、互助という言葉もある面では足と言う意味からすれば考えていかなければならないではないかと思ひます。

いずれにしても広く隣人愛が地域福祉の原点だと思ひますので、そのへんも市民にもご理解をしていただきながら、市民の足をできるだけ確保していきたいという思ひでありますのでご理解を賜りたいと思ひます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで10番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月24日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時20分

平成 2 5 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 4 日

平成25年第3回北杜市議会定例会（4日目）

平成25年9月24日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成24年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成24年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成24年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成24年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成24年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成24年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成24年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成24年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第12 | 認定第12号 | 平成24年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第13 | 認定第13号 | 平成24年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第14 | 認定第14号 | 平成24年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第15 | 認定第15号 | 平成24年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第16 | 認定第16号 | 平成24年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第17 | 認定第17号 | 平成24年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第18 | 認定第18号 | 平成24年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第19 | 認定第19号 | 平成24年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第20 | 認定第20号 | 平成24年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第21 | 認定第21号 | 平成24年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第22 | 認定第22号 | 平成24年度北杜市病院事業特別会計決算の認定 |
| 日程第23 | 議案第77号 | 動産の購入について（情報系パソコン） |
| 日程第24 | 請願第4号 | 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書 |

- 日程第25 議案第69号 北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する
条例等の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第70号 平成25年度北杜市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第27 議案第71号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第28 議案第72号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第29 議案第73号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第30 議案第74号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第
1号)
- 日程第31 議案第75号 平成25年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第32 議案第76号 平成25年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第33 発議第2号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見
書の提出について
- 日程第34 発議第3号 地方税財源の拡充確保を求める意見書の提出について
- 日程第35 同意第4号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任
について議会の同意を求める件
- 日程第36 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第37 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第38 諮問第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第39 議員派遣の件
- 日程第40 閉会中の継続審査の件

2.出席議員 (22人)

1番 上村英司	2番 小野光一
3番 齊藤功文	4番 福井俊克
5番 輿水良照	6番 加藤紀雄
7番 原 堅志	8番 岡野 淳
9番 中山宏樹	10番 相吉正一
11番 清水 進	12番 野中真理子
13番 篠原眞清	14番 坂本 静
15番 中嶋 新	16番 保坂多枝子
17番 千野秀一	18番 小尾直知
19番 渡邊英子	20番 内田俊彦
21番 中村隆一	22番 秋山俊和

3.欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(27人)

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	伊藤精二	企画部長	坂本正輝
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	山田栄明
生活環境部長	由井秀樹	産業観光部長	浅川一彦
建設部長	伏見常雄	教育長	藤森顕治
教育次長	大芝正和	会計管理者	平井光
監査委員事務局長	小尾善彦	農業委員会事務局長	中山健教
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	田中幸男
大泉総合支所長	斉藤正一	小淵沢総合支所長	長坂隆弘
白州総合支所長	進藤勝	武川総合支所長	神宮司浩
建設部次長	清水宏	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	斉藤毅		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会 中山宏樹君、報告をお願いいたします。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

峡北地域広域水道企業団の議会報告をさせていただきます。

平成25年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会が9月4日、午前10時より企業団事務所議場において開催されました。

出席議員は上村英司議員、岡野淳議員、中嶋新議員、保坂多枝子議員、内田俊彦議員、中村隆一議員と私の7名でした。

今回の定例会に提出された議案は決算の認定案件1件、報告案件1件の計2件です。

まず議案第6号 平成24年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

平成24年度の水道事業収益の決算額は10億9,259万6,365円であり、その主なものは給水収益である営業収益の10億7,411万9,410円です。

なお、年間総供給量は759万7,496立方メートルであり、そのうち北杜市へは年間437万9,275立方メートルを供給し、給水料金は6億8,026万8,750円となりました。また北杜市の基本水量に対する使用率は約67.6%であり、昨年度と比較しますと総供給量で26万5,734立方メートル増加し、約6.5%の増加となりました。

一方、水道事業費用は決算額8億3,288万5,071円であり、その主なものは営業費用の7億2,262万6,036円です。これらの状況から平成24年度の損益計算による当年度未処分利益剰余金は2億5,439万7,011円となり、この剰余金につきましては次年度以降の企業債償還金および建設改良費に充当するため、減債積立金および建設改良積立金として処分するものであります。

次に資本的収支につきましては収入が7,320万6千円であり、これは企業債元金償還分としての構成市からの出資金が主なものであります。支出につきましては5億259万7,663円であり、その内容につきましては大門浄水場薬品注入設備更新工事、大門系粉末活性炭注入設備改良工事などの建設改良費1億8,480万5,947円および民間等資金の償還分を含めた企業債償還金3億1,779万1,716円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金および建設改良積立金で補填しております。

次に報告第1号 平成24年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化の審査についてであります。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して議会に報告するものでありますが、平成24年度決算に基づく資金不足比率につきましては、流動負債に対して流動資産が大きいことから資金不足は生じていない旨、報告されました。

以上、このたびの企業団議会定例会に提出されました諸案件につきましては、いずれも原案のとおり可決・認定されました。

以上をもちまして、峡北地域広域水道企業団議会定例会の報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

大変、ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 認定第1号 平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第22 認定第22号 平成24年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの22件を一括議題といたします。

本件につきましては決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

決算特別委員長、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○決算特別委員長（内田俊彦君）

決算特別委員会委員長報告を行います。

平成25年9月24日

北杜市議会議長 渡邊英子様

決算特別委員会委員長 内田俊彦

決算特別委員会委員長報告書

決算特別委員会は、去る9月3日の平成25年第3回北杜市議会定例会において付託された事件を9月9日、10日、11日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

認定第1号 平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 平成24年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第3号 平成24年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 平成24年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第5号 平成24年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第6号 平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第7号 平成24年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第8号 平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第9号 平成24年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定
認定第10号 平成24年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
認定第11号 平成24年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
認定第12号 平成24年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第13号 平成24年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第14号 平成24年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第15号 平成24年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第16号 平成24年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第17号 平成24年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第18号 平成24年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第19号 平成24年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第20号 平成24年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第21号 平成24年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第22号 平成24年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

以上22件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。
まず認定第1号 平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「実質単年度収支の状況は」との質疑に対し「普通会計における平成24年度の実質単年度収支は28億9,300万円余の黒字であり、平成23年度と比較して1億4,800万円余の増加となった。一方で平成32年度までに普通交付税が縮減する見込みの額は約44億6,300万円であり、平成24年度の実質単年度収支との差額はおおよそ15億7千万円である。この額は、今後さらに収支において改善しなければならない額と捉えている。また、実質単年度収支の額は予算執行上の不用額を含んでいるので、予算編成においては今後の交付税制度の動向をも注視しながら、この額を上回る収支の改善を図っていく必要がある」との答弁がありました。

次に「市税滞納金の収納率を上げるための取り組みは」との質疑に対し「平成22年度から収納課が設置され、人的体制が整い滞納整理に積極的に取り組んできた。滞納者には催告書を送付し、納税相談を行いながら滞納の解消に努めているが、催告にも応じないケースには差し押さえ措置を講じている」との答弁がありました。

次に「支所費の需用費における不用額について、平成23年度の決算特別委員会においても不用額が多いことを指摘したが、平成24年度においても前年度とほぼ同じ割合の不用額が生じている。前年度の指摘が考慮されていたのか」との質疑に対し「決算での指摘を踏まえて精査し見積もりをとりながら積算することが基本であり、来年度の予算要求においては細かく精査して臨むよう職員に徹底させるのでご容赦願いたい」との答弁がありました。

次に「児童福祉費負担金の不能欠損額744万9,770円の内訳は」との質疑に対し「平成11年から平成18年までの未納保育料である。内訳としては時効によるもの67件、652万8,770円、破産による滞納処分執行停止によるもの1件、92万1千円である」との答弁がありました。

次に「第2子以降保育料無料化制度導入は人事・財政面にどのような影響を及ぼしたか。平

成24年度の保育料免除額、職員数、人件費総額等の平成21年度との比較により示されたい」との質疑に対し「平成21年度が職員数は正規・臨時含めて167名で人件費は6億9,946万2千円。平成24年度は189名で7億5,307万3千円であり、人件費の差額は5,361万1千円の増になる。また第2子以降の無料化に伴う保育料免除額が約1億円であるので、合わせると市の負担はおよそ1億5千万円となる」との答弁がありました。

次に「老人クラブ連合会補助金の内訳は」との質疑に対し「主に老人クラブ連合会活動と単位老人クラブ活動への補助である。内容は各地区の生きがいバス旅行事業、ゲートボール事業、連合会の助成金などである」との答弁がありました。

次に「子育て支援住宅整備にかかる調査業務委託について、成果品の活用は」との質疑に対し「市内の住宅入居者、子育て支援事業参加者、市内企業事業者を対象に子育て支援住宅のニーズ調査を行った。その結果を子育て支援住宅の整備計画に反映し、少子化対策推進会議、次世代育成地域協議会に説明を行っている」との答弁がありました。

次に「村山六ヶ村堰水力発電所および北杜サイト太陽光発電所の売電単価は」との質疑に対し「東京電力への売電単価は、村山六ヶ村堰水力発電所については税別で7.7円。北杜サイト太陽光発電所については平成24年4月から11月分は18.74円。12月以降、平成25年3月分は41円である」との答弁がありました。

次に「観光コンシェルジュ育成事業について、何名のコンシェルジュを育成し、どのような活動をしているか。また、体験型プログラム開発事業の成果は」との質疑に対し「観光コンシェルジュ育成事業は、緊急雇用事業として継続的に行ってきた。平成24年度3名を育成し、2名が市内の観光事業所に就職している。体験型プログラム開発事業はリトリートの杜コンソーシアムに委託し、主な成果品としてはフットパスの冊子がある」との答弁がありました。

次に「さまざまな耕作放棄地解消事業を展開した成果として、解消された面積は。また利活用の状況は」との質疑に対し「平成24年度で復旧した耕作放棄地が86ヘクタール。今後も企業による農業参入の積極的推進、小規模耕作地については農業振興公社を通しての新規就農者や地域の担い手組織への斡旋などで利活用を進めていく」との答弁がありました。

次に「法定外道路整備事業補助金の交付先と補助基準は」との質疑に対し「平成24年度は長坂町塚川地区と高根町村山東割地区の舗装工事に対する原材料相当額の補助を行った。市の道路整備事業補助金交付要綱に沿って、行政区からの要請をもとに原材料相当額を補助するものである」との答弁がありました。

次に「大泉町西田・宮地団地耐震診断の結果と姥神団地の耐震補強工事の成果は」との質疑に対し「西田・宮地団地については0.7以上の耐震性が判明した。姥神団地については、震度7以上に耐えられる補強を行った」との答弁がありました。

次に「太陽光発電等売電収入について、学校間で電力量と金額が異なっている理由は。また、その収入はどのように財源充当されているのか」との質疑に対し「1キロワット当たり24円と42円の異なる契約単価で売電しているためである。また、設置されている施設の状況によって発電量も異なるのと学校で実際に使用する電気量によっても差が生じてくるためである。なお、売電収入は原っぱ教育推進事業や補助教員の賃金等、主に小中学校の教育振興費に充当している」との答弁がありました。

次に「ホール事業において、委託料を抑制するための取り組み状況は」との質疑に対し「平成24年度のホール事業は、ホール運営検討委員のネットワークを生かして開催しているので

企画会社に委託した場合の2分の1に近い金額となっており、コミュニティ助成事業を除き身の丈に合った事業費で実施してきた」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では「長引く景気低迷により非正規労働者の増加、年金支給の低下など格差と貧困がこの地域でも広がっている。市民税や国保税、国民年金の支払いは市民生活の負担となっており、地域経済の活性化や市民の暮らしを守るための支援策によって、市民生活をより豊かにすることが市政に求められている。平成24年度北杜市一般会計においては、繰り上げ償還を含む起債償還額は総額約5億5,900万円となっており、庁舎建設基金への積立金約1億313万円を含め、約1億7,100万円が積み立てられている。北部ふるさと公苑地域対策補償料4億2,500万円が支出されているが、これは20年以上にわたって補償が行われており、当初に比べ周辺環境は整備されている。簡易水道事業特別会計へ責任水量買い取りのための2億5千万円を含む1億1,283万円余を繰り出している。東京電力福島原発事故後、電力の見直しがされており、リニア建設の是非が問題視されている折、少額ではあるがリニア中央エクスプレス建設促進山梨県期成同盟への負担を行っている。このような中、中学3年生までの子ども医療費の助成拡充、国保税の1世帯1万円の引き下げ、住宅リフォーム制度などの市民生活を応援する施策の実現は歳出総額約312億円の1%で実現することができる。よって、認定第1号 平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算に反対する。」

一方、「平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算において実質公債費比率は15.5%、将来負担比率は79.4%となり、財政健全化に努めた成果がうかがわれる。しかし、県内他市町村との比較では下位に位置しており、今後さらなる財政の健全化に取り組んでいくことが求められる。平成24年度は長坂小学校の建設、武川コミュニティセンターの建設などの大型事業が行われたが、地方債の繰上償還を約15億円行い、また基金を約5億4千万円増加させ、平成24年度末の残高を約147億円とするなど将来の財政運営への備えがうかがわれる。また、臨時財政対策債の借り入れを行わなかったことは、今後の財政運営にその効果が期待できるものである。各事業において、厳しい財政状況を踏まえ有利な起債の借り入れ、安定財源確保に努めながら取り組んだ職員の努力がうかがわれ高く評価する。今後、段階的に縮減される普通地方交付税は、最終的に約44億円の減額が予想される。平成24年度の普通会計における実質単年度収支は約28億9千万円で、今後、最低でも約16億円以上の収支の削減を余儀なくされるところであり、財政の運営はさらに努力が必要であり計画的に推し進めるべきであると考察する。これらの北杜市の状況を国内外の景気の動向と合わせ見ると平成24年度北杜市一般会計歳入歳出の決算はおおむね良好であると判断する。よって認定第1号 平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算に賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第2号 平成24年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「乳幼児医療等対策事業費繰入金が前年度に比べ7千万円ほど増えている要因は」との質疑に対し「県単独対策事業の対象医療費等の伸びによるものである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第4号 平成24年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「総合事業ふれあい処事業の利用者数は」との質疑に対し「対象者となる要支援1・2の方

と二次予防の方で8会場で実人員52名、延べ1,111人が参加した」との答弁がありました。

次に「介護サービス等諸費において7,300万円余の不用額が生じた要因は」との質疑に対し「第5期の北杜市介護保険事業計画では、高齢者の増加による給付費の上昇を見込んでおり、当初予算はその計画をもとに給付費を計上していたが、平成24年度において介護予防に力を入れてきた結果、給付費を抑制することができたと考えている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第6号 平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「水道使用料において多額の収入未済額が生じているが、徴収対策の取り組みは」との質疑に対し「滞納繰越分については長年積み重なった債権であり、中には住所不明や支払い能力が皆無に近いものも含まれているので、今後の方針について債権を取り扱う部署と検討しているところである。今後、一般会計からの繰り入れも厳しくなってくるので、給水停止等の措置を講じながら回収に努めていきたい」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第7号 平成24年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「下水道使用料の平成24年度までの収入未済額に対する件数は」との質疑に対し「現年度分、滞納繰越分を合わせて延べ1万9,180件、現年度収入未済額実件数は429人である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第8号 平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「平成24年度において普及率は向上しているのか」との質疑に対し「処理区域によって格差はあるが全体的に横ばいである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第22号 平成24年度北杜市病院事業特別会計決算の認定についてであります。

「甲陽病院の一般病床の利用率が塩川病院と比べ著しく低くなった要因は」との質疑に対し「常勤内科医の不在により、内科の入院患者の受け入れができないことと年度中にノロウイルスやインフルエンザによる院内感染が発生したことで入院患者を抑えたためである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 平成24年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成24年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第9号 平成24年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定、認定第10号 平成24年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第11号 平成24年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第12号 平成24年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第13号 平成24年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第14号 平成24年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第15号 平成24年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第16号 平成24年度北杜市

長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第17号 平成24年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第18号 平成24年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第19号 平成24年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第20号 平成24年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第21号 平成24年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定の15件については質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

決算特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、決算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって決算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから、認定第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

清水進君。反対の立場ですか。はい。

○11番議員（清水進君）

認定第1号 平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

働く人の賃金が続け、国内総生産も国民所得も20年前の水準に落ち込むという先進国の中で日本だけが経済成長の止まった国になっています。さらに2008年のリーマンショックに端を発した世界金融危機の直撃を受け、一番落ち込みが激しかったのが日本経済でした。中でも山梨県の経済は産業構造が実質、大企業系列の機械電子産業に偏重しているため全国以上に落ち込み、景気低迷の影響を長期にわたって受けています。県内経済や産業の低迷、不振からの脱出と再生を求める声は山梨県内各界各層に急速に高まっており、また低賃金で働く非正規の労働者の増加、年金支給の低下など格差と貧困が確実にこの地域の中でも広がっております。こうした中、北杜市政が地場産業の育成、地域経済の活性化、市民の暮らしと影響を守り支援することが当初予算や補正予算を積み上げることによって、市民生活をより豊かにすることが求められます。

第1に昨年度は今まで行われていなかった国民健康保険税滞納者へ保険証を取り上げ、資格証明書を発行しております。お金のない人が病気で医療機関に10割の負担で受診できるでしょうか。健康や命を縮めて手遅れになる事態にしてしまうことになり兼ねません。他自治体では一般会計から国保会計へ繰り入れを行い、高すぎる国保税の引き下げを行っています。

第2に歳出に占める公債費は早期の繰上償還を含めて総額、歳出の17.8%を占める55億5,900万円余、積立金は庁舎建設基金へ1億313万円を含む5.6%の17億5,100万円余であります。市民の生活に密着し支援する扶助費が少なくなっています。

第3に北部ふるさと公苑地域対策補償料425万円が支払われております。20年以上にもわたり補償を行っておりますが、施設があった当初とは違い現在、整備されております。

第4に簡易水道特別会計へ11億1,283万円の繰り入れが行われておりますが、責任水

量買い取りのため2億5千万円余もの使われていない水の部分が含まれております。県ではこの地域で水が急激に不足する受給計画をつくり、多目的ダムとしました。市にとって多く使っていない水は県の責任であり、県が財政負担すべきであります。

第5に少額ではありますが、リニア中央エクスプレス建設促進、山梨県期成同盟負担を行っております。東京電力福島原発事故後、電力の見直しがされています。現在の新幹線の3倍の電力をリニアは必要とします。原発の停止が求められている中、リニア建設の是非が問題視されています。わが党が取り組んできた市民アンケートでは市民税や国保税、国民年金を支払うと手元に残るお金はわずか10万円以下になってしまう世帯、大人の病気は売っている薬、売薬で済ませている、こうした主婦など市民生活は深刻な声が寄せられております。市民生活を応援する施策として子どもの医療費、中学3年生までの実施、この実現には市の当初、説明では7,600万円で可能と答えております。また高くて支払うことが大変な国保税、1世帯1万円引き下げは加入世帯9,600世帯で9,600万円であります。また市内の工務店、左官屋さん、水道屋さんの仕事を増やす住宅リフォーム制度の実現など歳出総額312億円の1%を使うだけで実現することができます。

以上を述べて認定第1号 平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算書に反対を行います。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

認定第1号 平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算に賛成の立場で討論をいたします。

まずもって、決算特別委員会の結論は認定であります。決算特別委員会の結論を尊重すべきであります。

歳入総額321億2,532万2千円、歳出総額312億9,443万5千円の収支について、歳入は地方交付税127億3,850万3千円、全体の39.7%。市税69億2,946万5千円、21.6%。国県支出金40億4,850万5千円、12.7%。市債34億3,920万円、10.8%。繰入金13億1,263万1千円、4.1%。その他が35億9,701万8千円、11.1%です。

歳出は民生費57億4,356万1千円、18.4%。そして公債費です。55億4,934万4千円、17.8%。教育費50億5,044万2千円、16.1%。総務費31億2,095万3千円、10%。衛生費29億8,857万6千円、9.5%。土木費28億6,728万1千円、9.2%。農林水産費が24億5,679万1千円、7.9%。諸支出金17億5,139万3千円、5.6%。消防費10億7,030万7千円、3.4%。そして商工費4億5,301万4千円、1.4%。最後にその他です、2億3,277万3千円、0.7%であります。

平成19年度より注目されている財政健全化比率において、実質公債費比率は23年度17.5%から15.5%に、将来負担比率は99.5%から79.4%へと大きく財政力指数は向上しています。財政健全化を計画的に、また併せて国の経済対策に敏感に対応してきた成果であると考えます。

しかし、県内他市との比較では順位はいまだに低い位置であります。市債についても800億円を抱え、今後段階的に減額される地方交付税は最終的に44億円に減少される予想です。本年度の実質単年度収支は28億9千万円余で交付税の減額分も勘案すると、今後最低でも

16億円以上の削減も余儀なくされます。また、さらなる歳出の抑制と税収の増加に努めるべきと考えられます。市税、公共料金の未納、滞納への対応は収納課の設置効果と職員意識の向上により収納率アップおよび法令、条例、要綱に沿って厳しく、状況によっては納税者と向き合い納入方法について相談および検討してきた姿勢には頭の下がる思いであります。

24年度は長坂小学校の統合、武川コミュニティセンター、暫定本庁舎の耐震化など大型事業が行われましたが、過去における基金の積み立て、有利な起債により安定した財政運営ができたことは高く評価をいたします。また臨時財政対策債の借入れも行わなかったことは、今後の財政運営にその効果が期待できるものであります。各事業とも事業内容、事業効果には厳しい財政状況の中で取り組んだ職員の努力がうかがえ、高く評価するものであります。

中学3年生までの子ども医療費の助成拡充は子育て支援を総括的に捉えるべきであり、他市ではない保育料第2子以降無料化には約1億5千万円の歳出があり、他の子育て支援も充実しています。

今後、恒久的な財源の確保とさらなる検討が必要であります。国保税1世帯一律1万円引き下げは国保以外の保険加入者の理解が得がたいものであります。また高齢所得世帯の引き下げは弱者救済の精神から逸脱しています。住宅リフォーム制度はほかの制度と比較対象をしながら慎重に検討をすべきものであると考えます。

24年度決算は国内外の景気の動向、ならびに北杜市の状況に鑑みるとおおむね良好と判断するものであります。

以上の理由により認定第1号 平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算に賛成いたします。

○議長（渡邊英子君）

原案に反対の討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに討論はありませんか。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

認定第1号 平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

議員全員で構成する決算特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。基本的には委員会の結論を尊重すべきであります。

さて地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために4つの財政指標を健全化判断比率として定めております。

実質赤字比率、それと連結実質赤字比率につきましては数値が算定されていないため問題ありませんが、実質公債費比率は平成23年度で17.5%であったものが2ポイント改善され、平成24年度の決算では15.5%となっております。また将来負担比率につきましては前年度に比べ20.1ポイントと大幅に改善され79.4%となり、財政健全化への努力のあとがみられます。また普通交付税は平成27年度から順次縮減され、平成32年には基準財政需要額の市としての一本算定に伴い約45億円縮減されますが、それらを想定し、その対策として平成24年度には地方債の繰上償還を約15億円行う一方、一般会計の基金を5億4千万円増額し、年度末残額を147億円としました。また臨時財政対策債につきましては、借入可能の

13億6千万円余の発行を控える等、将来を見据えた財政運営に努力してきております。これらの成果として歳入歳出の決算上から財政の実態を示す、平成24年度の普通会計の実質単年度収支は28億9,300万円余の黒字となっております。合併後8年間、財政の健全化を市政の最重要課題として位置づけ、行財政改革に取り組んできたその成果は平成24年度の決算に数値として明確に表われております。

また一方、将来に向けての重要施策である子育て支援対策や高齢者福祉対策、また若者定住対策や企業誘致などについては、厳しい財政運営の中であっても果敢に挑戦する白倉市長をはじめとする職員の皆さまの日ごろの努力は、多くの市民の皆さまに理解されているところであります。

しかし平成24年度の実質公債費比率と将来負担比率を県内他市町村と比較すると、まだ下位に位置する状況にあります。これらから判断し行政改革をさらに一步一步進め、施策推進にあたってはその緊急性、必要性、投資効果等についての確に判断し慎重に対処するなど、今後一層の財政健全化に取り組んでいくことが強く求められますが、合併後8年間の今までの財政運営状況から判断し、財政健全化への真摯な姿勢は今後も継続・充実していくものと確信し認定第1号 平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について賛成をいたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

これで、討論を終結します。

これから、認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、認定第1号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、認定第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第11号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第12号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第13号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第14号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第14号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第15号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第15号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第16号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第16号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第17号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第17号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第18号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第18号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第19号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第19号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第20号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第20号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第21号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第21号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第22号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第22号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長(渡邊英子君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第23 議案第77号 動産の購入について(情報系パソコン)および日程第24 請願第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書の2件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から、議案第77号について報告を求めます。

総務常任委員長、中嶋新君。

中嶋新君。

○総務常任委員長（中嶋新君）

総務常任委員会委員長報告をいたします。

平成25年9月24日

北杜市議会議長 渡邊英子様

総務常任委員会委員長 中嶋新

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は9月3日の本会議において付託されました事件を9月17日に議員協議室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件

議案第77号 動産の購入について（情報系パソコン）

1件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

議案第77号 動産の購入について（情報系パソコン）についてであります。

「契約金額の根拠と今回のパソコンの導入を購入とする理由は」との質疑に対し「パソコンの基本的な性能はコア・アイ・ファイブという中間グレードのCPUを有するものである。画面は15.6型の標準仕様であるが、特に市が独自に仕様に付加していることは1台当たり5年から7年の使用を想定しているため、パーツ補償を3年上乘せしていることである。本体はNEC製の業務用パソコンを機種指定。オフィスについては市販のものではなく、地域ライセンスという自治体が独自に購入できるものを選択している。このオフィスは表計算とワープロ機能に加え、プレゼンテーション用のパワーポイント機能を備えたものである。これらの条件を加味して積算した単価に基づき入札したところ、各業者の値引きによってこの契約金額に至っている。また財源に地域の元気交付金を100%充当するため、将来的に財政への負担が軽減されるものと判断し、購入することとした」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から、請願第4号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、福井俊克君。

福井俊克君。

○文教厚生常任委員長（福井俊克君）

それでは、委員長報告をさせていただきます。

平成 25 年 9 月 24 日

北杜市議会議長 渡邊英子様

文教厚生常任委員会委員長 福井俊克

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は9月3日の本会議において付託されました事件を、9月17日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件

請願第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
1件であります。

審査結果であります。

請願の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

請願第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書についてであります。

紹介議員から説明を受けた後、質疑を行い慎重な審査を行いました。

「毎年、ほぼ同じ内容の請願が提出されている。その意義と成果は」との質疑に対し「義務標準法改正条文の附則に、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保が明記されたが、国は財政的理由から留保している。また地方の財政負担を軽減するためにも、義務教育費国庫負担割合の拡充を求め、継続して内閣総理大臣をはじめ文部科学大臣などの関係大臣に請願するものである。2011年に小学校1年生の基礎定数化が図られ、40人学級から35人学級化が実現されたことは請願の成果である。現在47都道府県が独自に少人数学級の導入を進めていることは今後、国において小学校2年生から中学校3年生までの少人数化学級導入への足掛かりとなるものと考えている。少人数学級の導入により、子どもと教師との距離が縮まり、勉強が楽しくなったと感じている児童生徒が増え、児童生徒の学習に対する積極的な姿勢が見られるようになった。また、教師においては児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導が可能になったなどの成果が表れている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく採択すべきものと決定し、併せて委員長を提出者とし議長を除く委員を賛成議員として発議し、国へ意見書を提出していくことに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子様）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第77号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これから、請願第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は文教厚生常任委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第25 議案第69号 北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長(伊藤精二君)

議案第69号につきまして、ご説明を申し上げます。

概要書の1ページをお開きいただきたいと思います。

北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、延滞金の割合を引き下げる特例措置を見直す必要があるため、北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例、北杜市介護保険条例、北杜市下水道条例、北杜市下水道事業受益者分担金徴収条例、北杜市浄化槽の整備に関する条例、北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例、北杜市農業集落排水処理施設条例および北杜市後期高齢者医療に関する条例の8条の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。現在の低金利の状況を踏まえ、納税者等の負担を軽減する観点から行われる地方税法の見直しに合わせ、市の税外収入金の滞納にかかる延滞金について当分の間、その割合を引き下げる措置を講ずるものであり、8件の条例とも同様の改正であります。

最初に特例基準割合の定義の改正であります。これまで日本銀行法により定められる商業手形の基準割引率に、年4%の割合を加算した割合とされていたものを租税特別措置法の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合に改めるものです。従来の特例基準割合

4. 3%を2%に引き下げるものであります。

次に延滞金の割合の改正であります。本則14.6%の延滞金の割合を特例基準割合に年7.3%を加算した割合に改め、7.3%の延滞金の割合を特例基準割合に年1%を加算した割合に改めるものです。それぞれ9.3%および3%に引き下げる改正であります。

最後に、附則で施行期日を平成26年1月1日とするものであります。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第69号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思えます。

これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第69号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第26 議案第70号 平成25年度北杜市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

議案第70号 平成25年度北杜市一般会計補正予算書（第2号）をご覧いただきたいと思えます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億4,700万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

284億8,727万5千円とするものでございます。

5ページをお開きください。第2表 地方債補正でございます。

今回の補正で合併特例事業債を7,300万円増額して限度額を16億300万円とし、過疎対策事業債を1,950万円減額して限度額を2億2,150万円とし、臨時財政対策債を1億9,362万円減額して限度額を11億8,638万円とし、公営住宅建設事業債を8,630万円減額して限度額を0円とし、地方債の借入限度額総額を30億3,568万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正について、ご説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。はじめに歳入でございます。

14款2項国庫補助金3億1,793万7千円の増額は、地域経済活性化雇用創出臨時交付金、いわゆる地域の元気臨時交付金3億2,627万6千円などでございます。

15款1項県負担金1,608万6千円の増額は、社会教育費負担金の増でございます。2項県補助金3億3,266万3千円の増額は、企業参入型野菜産地強化事業費補助金が3億1,650万2千円、山梨農業ルネサンス総合支援事業費補助金が1,079万9千円などでございます。3項県委託金537万9千円の増額は、補助整備換地委託金の増でございます。

18款2項基金繰入金108万円の増額は、環境教育推進事業に対する環境保全基金からの繰入金でございます。

21款1項市債2億2,642万円の減額は、地域の元気臨時交付金の活用および職員給与費の減額に伴い、一般財源の減額として臨時財政対策債が1億9,362万円の減、子育て支援住宅の財源を合併特例事業債に変更するための公営住宅建設事業債の減が8,630万円などでございます。

次に3ページの歳出でございます。

今回の補正には、北杜市市長等および職員の給与の臨時特例に関する条例の施行に伴う人件費の減額が含まれておりますが、その他の主なものについてご説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費1,567万3千円の増額は、地域の元気臨時交付金を活用して各総合支所の公用車の一部を更新する車両管理費3,834万8千円などでございます。

3款民生費、1項社会福祉費5,001万3千円の増額は北の杜聖苑の火葬炉を1炉増設し、3炉体制とするための社会福祉施設管理費3,969万円などでございます。3項生活保護費1,994万7千円の増額は、事業費確定に伴う生活保護費の国庫負担金償還金などでございます。

6款農林水産業費、1項農業費3億3,713万円の増額は、明野町永井原地区の大規模野菜生産団地に進出する農業生産法人に対する補助金などの農業振興事業費が3億2,816万6千円。花の森公園のリフトカーを更新する農業施設管理費が3,045万円。水田農業構造改革対策事業費が557万5千円などでございます。

4ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費4,539万9千円の増額は地域の元気臨時交付金の活用および職員給与費の減額に伴い削減される一般財源を活用し、地域経済の活性化を図る市道補修事業費でございます。

10款教育費、2項小学校費1,533万7千円の増額は、明野小学校プール改修工事などに要する経費でございます。3項中学校費379万7千円の増額は、長坂中学校グラウンドの

防球ネット設置に要する経費でございます。4項社会教育費561万円の増額は埋蔵文化財調査事業費1,869万円などでございます。5項保健体育費3,409万円の増額は北杜南学校給食センターに、臭気除去設備を設置する学校給食管理費3,910万2千円などでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第70号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第70号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第27 議案第71号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

議案第71号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算書（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと思っております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,701万9千円を追加し、予算の総額をそれぞれ40億1,144万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、人件費の補正と平成24年度の介護保険事業の確定に伴う返還金と今年度も取り組む市民後見推進事業のための補正でございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。まず2ページの歳入でございます。

1款1項介護保険料124万3千円の減額でございます。職員の人件費の減額に伴いまして、現年度分の特別徴収保険料からの法定割合にあたる額の減額になります。

3款2項国庫補助金199万6千円の減額につきましても、職員の人件費の減額に伴い国庫補助金負担割合分にあたる額の減額になります。

5款3項県補助金117万円の減額につきましても、職員の人件費の減額に伴い県補助金負担割合分にあたる額の減額になります。

7款1項一般会計繰入金152万8千円の減額ですが、やはり職員の人件費の減額に伴い市負担割合分にあたる額の減額になります。

8款1項繰越金4,295万6千円でございます。これは平成24年度分の介護保険事業費の繰り越しでございます。

3ページの歳出であります。

5款2項包括的支援事業任意事業費592万3千円の減額につきましては、地域包括支援センター職員の人件費の減額になります。

8款1項償還金及び還付加算金4,295万6千円でございますけども、これは精算に伴う国・県および支払基金への返還金でございます。

以上で、介護保険特別会計の補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第71号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第71号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第28 議案第72号 平成25年度北杜市簡易水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長(由井秀樹君)

議案第72号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ641万7千円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ22億4,431万9千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入でございますが5款繰入金、1項繰入金から641万7千円を減額するものでございます。これは職員給与費変更に伴う減額でございます。

3ページの歳出をお願いいたします。

1款水道管理費のうち1項総務管理費に163万円を追加するものでございます。これは職員の異動等に伴う給与費の補正でございます。

次に2項施設管理費から804万7千円を減額するものでございます。これは職員給与費変更に伴う減額でございます。

以上、よろしくご審議のほどご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第72号は会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第72号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第29 議案第73号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長(由井秀樹君)

議案第73号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ375万9千円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ26億4,849万5千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入でございますが7款繰越金、1項繰越金でございます。新たに375万9千円を追加するものでございます。

3ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費に25万1千円を追加し、2款事業費、1項事業費に350万8千円を追加するものでございます。これらはいずれも職員の異動等に伴う給与費の補正でございます。

以上よろしくご審議のほど、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第73号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第73号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第30 議案第74号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長(由井秀樹君)

議案第74号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ326万円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ8億9,904万3千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入でございますが、6款繰入金、1項繰入金から776万円を減額するものでございます。これは職員給与費変更に伴う減額でございます。

7款繰越金、1項繰越金でございますが140万円を追加するものでございます。

8款諸収入、1項雑入でございますが310万円を追加するものでございます。これは県道清里須玉線改良工事に伴う県からの管渠移転補償費でございます。

3ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費から776万円を減額するものでございます。これは職員給与費変更に伴う減額でございます。

2款事業費、1項事業費に450万円を追加するものでございますが、これは県道清里須玉線改良工事に伴う管渠移転設計のための補正でございます。

以上、よろしくご審議のほどご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第74号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第74号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第31 議案第75号 平成25年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当支所長に求めます。

横森須玉総合支所長。

○須玉総合支所長(横森弘一君)

それでは議案第75号 平成25年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第1号)をご覧ください。

1ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出それぞれ98万円を追加し、歳入歳出予算それぞれ2,395万3千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきましては3款繰越金、補正額につきましては98万円でございます。これにつきましては4項の穂足財産区繰越金でございます。

歳出につきましては1款の穂足財産区、1項の管理費、補正額は98万円。内容につきましては公民館の関係での補修関係でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第75号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第75号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第32 議案第76号 平成25年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

議案第76号 平成25年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

1ページをご覧いただきたいと思います。

今回の補正につきましては、人件費の補正でございまして2,147万2千円を減額するものでございます。

まず第2条でございまして、平成25年度北杜市病院事業特別会計第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を補正するものであります。

支出の第1款病院事業費用、第1項医業費用、補正予定額1,988万8千円の減額でございます。職員の人件費の減額になります。

第2款介護老人保健施設事業費用、第1項介護老人保健施設事業費用、補正予定額207万2千円の減額につきましても職員の人件費の減額になります。

第3条の関係で第8条に定めた経費ということで、職員給与費補正予定額を3事業で2,147万2千円を減額しまして2億9,506万1千円とするものでございます。

以上で、病院事業特別会計の補正予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第76号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第76号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第33 発議第2号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります福井俊克君から提案理由の説明を求めます。

4番議員、福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

発議第2号

平成25年9月24日

北杜市議会議長 渡邊英子様

提出者

北杜市議会議員 福井俊克

賛成者

北杜市議会議員 野中真理子

〃 小尾直知

〃 保坂多枝子

” 奥水良照

” 齊藤功文

少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について

上記議案を別紙のとおり、北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提案理由

将来を担い、社会の基礎づくりにつながる子どもたち一人ひとりに丁寧な教育を行うことは未来への先行投資であり極めて重要である。

子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられるために教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があるため、この案を提出するものである。

まくっていただきます。

(別紙)少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書(案)

2011年義務標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化がはかられたものの、今年度も小学校2年生については加配措置のまま留まっている。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編成標準を順次、改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記された。今後、少人数学級の着実な実行が重要である。

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した今後の学級編成および教職員定数に関する国民からの意見募集では約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26人から30人を挙げている。このように保護者も少人数学級を望んでいることは明らかである。新しい学習指導要領が本格的にはじまり、授業時数や指導内容が増加している。また暴力行為や不登校、いじめ等、生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えている。

このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されている。本市では不屈の精神と大志を持った人材の育成を市政教育の目標に据え、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しており、今後も本市の財政状況に左右されず原っぱ教育が一層充実・発展することを切望する。

子どもたちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし教育予算について、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟国で比較可能な31カ国中、日本は最下位となっている。

また三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じている。

将来を担い、社会の基礎づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。こうした観点から政府においては、ぜひとも以下の事項を実施されるよう要望する。

記

1. OECD諸国なみの豊かな教育環境を整備するため、少人数学級を推進すること。

1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

1 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月24日

山梨県北杜市議会議長 渡邊英子

内閣総理大臣 安倍晋三殿

内閣官房長官 菅 義偉殿

文部科学大臣 下村博文殿

財務大臣 麻生太郎殿

総務大臣 新藤義孝殿

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、発議第2号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後12時01分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第34 発議第3号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります中嶋新君から提案理由の説明を求めます。

15番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

発議第3号

平成25年9月24日

北杜市議会議長 渡邊英子様

提出者

北杜市議会議員 中嶋 新

賛成者

北杜市議会議員 上村英司

” 原 堅志

” 坂本 静

” 千野秀一

” 内田俊彦

地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

上記議案を、別紙のとおり北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提案理由

地方財政は社会保障関係費の増高など、財政需要の増加や地方税収の低迷等により厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方交付税の増額による一般財源総額の確保とともに国・地方間の税財源配分を見直し、偏在性が小さく税収の安定的な地方税体系を構築する必要があるため、この案を提出するものである。

地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

地方財政は社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

2. 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国の税源配分を5対5とすること。その際、地方消費税の充実など税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に償却資産の根幹をなしている機械および装置に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税および自動車取得税は代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策と税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月

山梨県北杜市議会議長 渡邊英子

内閣総理大臣 安倍晋三殿
財務大臣 麻生太郎殿
総務大臣 新藤義孝殿
内閣官房長官 菅義偉殿
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 甘利明殿

以上です。ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。原案に反対の立場で発言ですか。

○21番議員（中村隆一君）

はい、そうです。

○議長（渡邊英子君）

はい。

○21番議員（中村隆一君）

発議第3号 地方税財源の充実確保を求める意見書(案)について、反対討論をいたします。

以下、反対の理由を2点について述べます。

意見書(案)別紙2ページの2.地方税源の充実確保について。(1)地方消費税の充実など、この項目の削除を求めたわけですが、日本共産党は消費税という税金は所得の少ない人に重く押し掛かる最悪の不公平税制だと考えており、もともと消費税増税には断固反対の立場です。税制のあり方を所得や資産に応じて負担するという応能負担の原則に立って改革し、富裕層・大企業優遇税制を改めること、日本共産党は消費税に頼らない別の道を示しています。

2点目は意見書(案)4ページの(4)法人住民税は均等割の税率を引き上げること、この項目についても削除をお願いしており……。

○議長(渡邊英子君)

中村隆一議員、4ページはないんですが。

○21番議員(中村隆一君)

3ページですね。3ページです。(4)中小企業が赤字でも課税されるので反対です。

以上を述べて、討論を終わります。

○議長(渡邊英子君)

次に、原案に賛成の発言を許します。

内田俊彦君。

○20番議員(内田俊彦君)

発議第3号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず現在の国内外の状況を考えますと、税と社会保障の一体改革の中で税につきましても慎重審議が重ねられ、消費税につきましてもいつ、これを課税していくのかということにつきましては景気回復の動向を見極めまして今後、判断されていくものと思っているところでございます。そういった背景の中で、地方が地方に税源移譲をしてもらいたいということが、この意見書の骨子でございます。

現在、税配分については国が55、地方は45でございます。これをフィフティ・フィフティの50・50にさせていただきたいというのが、まずこの基本的なことだと思っているところでございます。

そしてこの中身を一つひとつ抽出していきますと、私たちの北杜市にとっては非常に優遇的なところが、2番目の(7)地球温暖化対策において、地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築することを謳ってあるわけでございます。

北杜市におきましては過去に白州地域においても大変、水がございまして、ミネラルウォーター税とか森林環境税とかいろんなことについて協議をしてきたわけでございます。しかし地方が単独で税を設けた場合、これはその税収の分を地方交付税がカットされてしまうということになるわけでございます。日本全国一律の税収であればこれは交付税には反映されず、私たちの地域がよりよい税収が得られるというふうに思っておりますし、このことについては世界的な問題でありますので、当然ここで税収が得られていけば非常にありがたいと思っております。

議論はいろいろあるかと思いますが、地方に分権をする場合、税源移譲があってはじめて地方分権が成り立つものというふうに思っているところでございます。そういった意味で今回の

地方財源の充実確保を求める意見書につきましては、賛成をいたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、発議第3号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第35 同意第4号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第4号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が死去したことに伴い新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により北杜市白州町台ヶ原2284番地1、北原雄次、昭和21年4月3日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第4号は質疑・討論を省略し、採決したいと思いましたがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第4号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第36 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件から日程第38 諮問第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件までの3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため人権擁護委員法第6条第3項の規定により、北杜市長坂町大井ヶ森449番地1、祝とよ子、昭和27年2月8日生まれの推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第5号 同じく人権擁護委員の推薦につきまして、新たにその後任候補者として北杜市白州町花水1635番地、氏原宏幸、昭和16年1月5日生まれの推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第6号 同じく人権擁護委員の推薦につきまして、新たにその後任候補者として北杜市白州町白須248番地2、原哲也、昭和26年10月23日生まれの推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、諮問第4号から諮問第6号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第4号から諮問第6号までの3件は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号から諮問第6号までの3件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第39 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件については、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第40 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申し出のとおり所管事項の審査につき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

9月3日に開会された本定例会は議員各位には慎重なご審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成25年第3回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時50分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿